

令和5年度第5回袖ヶ浦市公民館運営審議会

1 開催日時 令和6年2月15日(木) 午後3時開会

2 開催場所 根形公民館 2階視聴覚室

3 出席委員

委員長	齋藤 隆彦	委員	田中 輝博
副委員長	片寄 礼子	委員	大熊 弘子
副委員長	篠原 和行	委員	石井 喜三江
委員	庄司 光利	委員	鈴木 美恵子
委員	土師 宏美		

(欠席委員)

委員	早川 敦	委員	前田 元子
委員	福原 孝彦		

4 出席職員

教育部長	生方 和義	長浦公民館館長	須田 紀子
生涯学習課長	島田 宏之	長浦公民館顧問	地引 等
市民会館館長	大田 知司	根形公民館館長	加藤 宏明
市民会館副主幹	三沢 徹	根形公民館顧問	平賀 栄三郎
平川公民館館長	齋藤 秀夫	平岡公民館館長	鹿嶋 章夫
平川公民館顧問	多賀 克之	平岡公民館顧問	在原 徹

5 傍聴定員と傍聴人数

傍聴定員	5人
傍聴人数	0人

6 議題

- (1) 令和5年度市民会館・公民館事業の成果と課題について
- (2) 令和6年度市民会館・公民館経営方針及び重点施策(案)について
- (3) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について

7 報告

- (1) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の実施結果について

- (2) 市民会館、公民館の市長部局移管に伴う今後の対応予定について
- (3) 市民会館・公民館事業の実施状況について

8 その他

9 議事

齋藤委員長

議題（1）令和5年度市民会館・公民館事業の成果と課題についてです。内容はお手元の当初配付資料1ページから43ページのとおりです。補足説明を事務局からお願いします。

事務局

（当初配付資料1ページから43ページまでに基づき大田市民会館館長、齋藤平川公民館館長、須田長浦公民館館長、加藤根形公民館館長、鹿嶋平岡公民館館長が説明。）

齋藤委員長

議題（1）の件について、質問等がありましたらお願いします。

片寄副委員長

どの館もいろいろ試行錯誤しながら順調に事業を行っていることがわかりました。しかし、小学校や中学校の家庭教育学級で参加人数の面を苦慮されているとの反省が毎年上がりますが、家庭教育学級も一つの大きな事業ですので、学校とも連携し工夫して、他の講座並みの参加人数で開催できるようにして欲しいと思います。

次に個々に3館へお聞きしたいことがあります。

14ページ平川公民館単発講座「養生功を体験しよう！」は、具体的にどのような内容だったのでしょうか。

24ページ長浦公民館「地域人材育成講座」において、16名の参加の回数等、参加状況を教えてください。

37ページ平岡公民館「お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座（幼児家庭教育学級）」は、毎年盛況な様子が伺えますが、親子でというのは、両親一緒に参加できるようになっているのか、また、定員枠を広げることにはできないのか教えてください。

齋藤委員長

まず、小中学校家庭教育学級について、今後の方向性について案があればお聞かせください。

齊藤平川公民館館長

平川公民館は、小中学校の家庭教育には共通するテーマや課題があると思われるので、合同で行うことを考えていきたいと思えます。

加藤根形公民館館長

31ページをご覧くださいお分かりいただけるとおり、平日よりも、土日の方が参加人数が多くなっていることから、根形公民館では、土日開催を中心に考え行ったところです。

三沢市民会館副主幹

中学校家庭教育学級の担当として、チラシは生徒を通し全保護者に配布をしていますが、保護者の手元まで届いていないことが多いという話を聞きました。そこで、第4、5回目は、中学校に依頼し、全保護者宛てメールでお知らせをしました。その結果、第5回目に関しては、想定以上の人数を集めることができましたので、年度初めから行っていきたいと思っています。

齋藤委員長

各館、今後とも頑張ってくださいと思います。

次に平川公民館の単発講座について、ご回答をお願いします。

齊藤平川公民館館長

平川公民館単発講座の2回目は、県生涯学習課の事業と連携したものになります。学校卒業後の障がいのある方に、公民館活用のきっかけづくりとしてもらうための事業です。

片寄副委員長

参加者数の15人は、障がいのある方の参加人数ということですか。

齊藤平川公民館館長

そのとおりです。

片寄副委員長

今までそのような、障がいのある方だけを対象とした講座はあまりなかったかと思ったのでお伺いしました。

島田生涯学習課長

この「養生功を体験しよう！」という講座は、生涯学習課も関係しているので、私の方から補足いたします。

これは、千葉県で、生涯学習において健常者に加え、障がいのある方への支援も重要だとの認識で始まった事業です。

障がいのある方は、特別支援学校に行かれる方が少なからずおりまして、袖ヶ浦市にある槇の実特別支援学校では、小学校、中学校、高校まであります。そして、こちらを卒業してしまうと、社会との関わりが持ちにくくなる方がいらっしゃいまして、そういった関わりを持っていただけるような何かを袖ヶ浦市も企画していきたいと考えていたところでした。

ちなみに、県の方としては、今年度は袖ヶ浦市でしたが、昨年度は君津市でこの事業を行っています。

ところで、障がい者といっても、身体的に障がいのある方と、知的な障がいのある方と、大きく分けて二通りの分類がございます。また、身体的な障がいでも、内臓的な疾患や外部的な疾患等いろいろあります。

そのような状況の中で、車いすの方や精神的疾患の方でもある程度できるものといったところで、太極拳のようなゆっくりした動きの「養生功」がよいのではと企画したものです。

当日は、障がいのある方だけでなく、関係職員等も参加して行いました。本当は健常者も交えて行えるようになるのがいいのかとも思いますが、まずは、このような形で公民館と話し合いながら行った事例であります。

片寄副委員長

ありがとうございました。来年度以降もこのような事業を検討していくということですね。

齋藤委員長

続いて、長浦公民館「地域人材育成講座」についてご回答をお願いします。

須田長浦公民館館長

地域人材育成講座ですが、16名中、大学生が4名、高校生が12名でした。皆やる気をもってエントリーしてくれていましたが、就職活動やインターン、学

業や試験前、部活等の都合で、来られない方もおり、無理のない範囲で参加をしてもらったものという印象を持っています。皆さんお忙しいので、毎回の参加は難しいものと思っています。その中でも、開講式には新規の方8名が参加してくださり、熱心に話を聞き、モルックで交流を深められてよかったと思っています。

片寄副委員長

ありがとうございました。来年度以降も続けていただければと思います。

齋藤委員長

続いて、平岡公民館「お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座」についてご回答をお願いします。

在原平岡公民館顧問

親御さんの参加ですが、両親一緒という方もいれば、父母のどちらかの参加という方もいまして、どのような形でも参加いただけるようにしています。

この講座が好評な理由としましては、まずネーミングの工夫があります。「幼児家庭教育学級」では硬い感じもしますし、内容がわかりにくいため、改めることとしました。

名称を改めるにあたり、まず、家庭教育学級として何を行うかということについて、親子の心の交流、親子の絆づくりを行うことが家庭教育の土台、親子の信頼感を作るものだと考えました。

以前「家庭教育学級」というネーミングだったときは、親と子を分けて、親の学習の間、子どもは保育ということで行っていたりもしましたが、やり方を改めたところこの結果となりましたので、よかったと思っています。

申込人数については、いつもの倍くらいあったのですが、受け入れられなかった方についても、欠席者がいた場合は、お声をかけさせてもらうシステムとし、定員になるまで、登録者に順番にお誘いしていくようにしました。

そのようなことで、比較的気軽に、また土曜日なので仕事を休むことなく親子で参加しやすい講座となっていますので、引き続き行っていきたいと思っています。

片寄副委員長

ありがとうございました。

齋藤委員長

その他、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

篠原副委員長

家庭教育学級の人数が集まらないということで、非常に苦勞されている様子が分かりました。その中で、親子一緒に活動を取り入れることで、その問題を解決させたのは、良い考えだと思いました。

私は以前桜井公民館に勤務していましたが、講座の担当職員は一人、ボランティアが5人くらいいました。その方々が声をかけたお手伝いの方がいたりましたので、場合によっては、受講生よりボランティアが多いこともありました。なので、例えば、多目的ホールの後ろの方で親を対象に講話などを行い、前の方でボランティアが子どもと一緒に遊ぶということもありました。ボランティアの方々は、段ボール等でいろいろな遊具を作成してくれていました。

講座の内容は、例えば春は、今頃からそら豆を育てておき、それを収穫させて炊いたり煮たりして食べたり、夏は、座卓を円形に配置し、真ん中に敷いたブルーシートに水を張って水遊びをしたりしました。親は座卓を取り囲むように立って、子どもを見守るというやり方でした。また、そら豆が終わったらすぐにさつまいもを植え、文化祭の前に収穫を行い、大きな石を使い焼き芋をしました。

子ども達にも芋を洗ってもらったり、親子、ボランティアと一緒に食べたりしました。

そのような活動を行うとなると、やはり多くても15～16人くらいが限度だと思います。ボランティアもいつも大人数いるわけではありません。そのような中で工夫をしながら行っている様子が分かりました。これからも無理のないように続けてほしいと思います。

それと、長浦公民館に質問ですが、今、そば打ちのサークルはありますか？

須田長浦公民館館長

長浦公民館登録サークルには、ありません。

篠原副委員長

そば作りを行ったとのことで、とても良いと思いました。

もしサークルがあれば、講座講師の中根さん中心に協力してもらい、講座を続けられたらすごいことだと思います。もう一年この講座を行うか、サークル化ができれば、今度は文化祭でそばを打ってもらいと良いと思います。文化祭だと餅にしても加工品は駄目かもしれないとのことで、難しいかもしれませんが、とにかく我々の世代は、男性も女性もこのようなことをやりたがる人は多いので、是非無理のない範囲でやっていけたらよいと思いました。

また、長浦公民館地域人材育成講座について、16人登録があっても来られない日もあるので、もっと多くの人数登録してもらい、その中で調整しながらやれ

ればよいと思います。忙しくなり、公民館になかなか来られなくなっても、若い内にこのような講座の経験があれば、自分が親になったときに、子どもを連れて公民館に来てくれるようになるものです。ですから、この地域人材育成講座は内容を考えるのはいろいろな経験をさせないといけないので、難しいかと思いますが、例えば部活を辞めてしまった高校生等を探して登録してもらおうなどしてもらえればよいなと思います。

さらに、子どもや親子の講座で、子どもは若い人が好きで喜ぶということもあるので、活動の見守りができるようになったりと可能性を広げられる良い取り組みだと思うので、是非頑張って続けてもらいたいと思います。

全体としても、昨年よりもよくやっているという感じが分かりました。

齋藤委員長

その他、ご意見、ご質問ありましたらお願いします。

石井委員

本当に皆さん頑張っていると思いました。

ところで、災害が起きたときに、自分は被災者として何かしてもらっただけなのか、炊き出しのお手伝いができるのかということ最近考えます。炊き出しは基本的に、道具や食材は、全部外から持ってくるということになりますか。市民会館や公民館には炊き出しの道具はあるのですか。

今まで特に地元の役に立ってこなかったと思っており、来年度は公民館まつりで仲間と豚汁づくりなどやれたらと思っていますが、その時の道具はどうするのかというところから考えなければならぬことに気が付きました。報告の中にもあったパッククッキングなど興味深くはありますが、もし、炊き出しをすとしたら道具はあるのでしょうか。

大田市民会館館長

避難所となる各公民館には、防災安全課所管の防災備蓄倉庫があります。その中に、炊き出し用の羽釜、かまど等があります。また各公民館には調理実習室があり、大なべ等もあります。ただ米など食材は、外部から調達をしなければなりません。また、お湯等で戻せる乾燥させた米など、数は多くはありませんが備蓄倉庫に入っています。

石井委員

では、公民館まつりで使用したいときは、早めにお問い合わせください。

大田市民会館館長

そのようになりますが、市民会館に必要な道具がない場合は、他の公民館から借用することができます。

齋藤委員長

その他、何かございますでしょうか。

庄司委員

市民会館、各公民館におかれましては、児童や生徒の発表の場を設けていただきありがとうございます。特に市民会館まつり、各公民館まつりでは、多くの児童、生徒が一般の市民の方々の前で発表することができ、喜びを得たところです。今後ともぜひともよろしくお願ひしたいと思います。

ところで話題に上っている、小中学校家庭教育学級の参加者の伸び悩みについてですが、学校としても非常に感じていまして、学校が主催する保護者向けの勉強会なども人が集まらない傾向にあります。どうしても平日に行いますので、そのあたりが集まらない原因の一つかとは思いますが、これが例えば、中学3年生の保護者向けの進路の学習会となるとどっと人が集まったりします。しかし、そうでないものは、本当になかなか人が集まらない傾向にあります。

そして、家庭教育という概念がだんだん崩れてきている気もします。教育は家庭がするものではない、くらいの気持ちがあるようなイメージが世の中強くなっている感じがします。学校の方でも家庭教育の大切さを訴えていくように心がけているところですので、社会教育の観点からもそのようなことを続けていただきたいと思います。

また、今の保護者の方々は、紙を保持するという事はなかなかないようです。そうすると、子どもが手紙を出すわけがないということで、私の学校では、紙で手紙を出すのをやめて電子データを活用しています。そうするとだいたい保護者に伝わるようになるかと思っており、告知をするときも、メールの添付や、ホームページ上でのアップに切り替えをしているところです。手紙は、親が見ないから子どもが出さないのか、子どもが出さないから親が見ないのか何とも言えませんが、そのような現状はあると言えます。

田中委員

去年のこの時期の公民館運営審議会でも話をしましたが、後で出てくる、公民館の経営方針及び重点施策の、公民館事業の点検と評価という項目について、この中で「『教育ビジョン』の施策内容を計画的、効果的に進めるために、PDCAサイクルによる公民館事業の点検評価を行います」とあります。この「点検評

価」の結果が、今説明のあったことではないかと思っておりますが、それぞれ成果と課題が書かれているようになっているようですが、これはP D C Aサイクルの点検評価と見てよいのでしょうか。それともまた別に示されるのでしょうか。

大田市民会館館長

「成果と課題」ということで、ここに書かれているものが、実施結果とその課題であり、P D C Aサイクルの点検評価の結果だと捉えていただいて構いません。また、教育ビジョンに基づく点検評価につきましては、教育委員会全体の中で、公民館事業を含めた生涯学習関係事業の点検評価を行っており、これは最終的には市のホームページでも公開されますので、これをまた後日確認いただくこともできます。

田中委員

公民館事業の点検評価は、各個別事業について、P D C Aサイクルを回して行ってはいないのですか。全体として見てのものなのですか。

大田市民会館館長

社会教育関係を含めた全体の教育ビジョンに関しての点検評価は、また別で行っています。公民館事業については、この公民館運営審議会で成果と課題ということで説明させていただいておりますが、それが実際に行ったことに対しての振り返りの説明ということになります。

田中委員

P D C Aサイクルの結果の説明ということですね。

大田市民会館館長

そのとおりです。これに基づいて来年度の事業計画は、今年度の反省や課題を反映させるということになります。

田中委員

わかりました。

各表の上に書かれている文言ですが、これはP D C Aを意識すれば、もう少し、どのような目的にどのような施策があつて、どのような事由でその講座の実施を選んで、どのような結果が出たのか、そしてそれに基づいて次をどのような計画で行うかということになってくるかと思っておりますが、どこまでサイクルを深掘りしているかが見えません。そうすると次につなげるときに、どこまで成果が生

かされているかがわからないということになるかと思います。中には、参加者がすごく満足されたという表現もありますが、事業の目的に沿った内容だったのか、目的に対してどのくらいの成果だったのかの評価を繰り返していかないと、次回も同じようなことになってしまうような気がします。その考察がこの「成果と課題」の資料ではよく分かりません。

本当にその事業が必要だったのか点検することによって、場合によっては次年度は行わない、ということも考えられると思いますし、全く中身を変えて行わないと目的が達成できないと結論付けることもあるかと思います。そのようなことが十分行われていないからなのか、事業に対する取り組みの弱さが感じられるような気がします。

大田市民会館館長

公民館運営審議会委員の皆さんには、毎年年度初めの会議で「生涯学習の記録」という、前年度の事業全てに対して総括したものをお配りしています。その中で各公民館の最後の項目に総括があり、各事業の振り返りを行い、次年度以降の取り組みについて書いています。田中委員のおっしゃるとおり、実績の報告が多くなっていますが、総括で反省も踏まえて評価をしていますので、来年度確認いただければと思います。

田中委員

そうすると反省、評価の報告を受ける時点で、次の計画が決まっているということになりますね。

大田市民会館館長

そのとおりです。

田中委員

公民館運営審議会委員としては、評価の報告を受けて、次年度の計画をチェックしたいと思っています。言ってみれば、公民館側だけで評価し、計画をしているということで、公民館運営審議会の役目が果たせていないと感じます。できたら評価含めて計画にも、我々委員の意見を反映させてもらえればありがたいと思います。中間報告のような形でも構わないので、早めにどのようなことを公民館がPDCAの結果として思っているのか、それに対して我々がどう判断して、どのような意見が述べられるのかお伝えして、それが次の計画に反映されるとありがたいと思います。公民館運営審議会委員は市民の代表であり、その意見を反映しますと重点施策にあります。タイムラグがないような形で上手く回し

ていただけるとありがたいと思います。

大田市民会館館長

そのPDCAサイクルを回すために、ただいま実績を報告し、補足説明もした上で皆さんにご意見を伺っています。少なくとも各館長、顧問が直接意見を聞いているわけですので、それが次年度の計画に反映されるものと解釈いただけないでしょうか。

田中委員

「生涯学習の記録」の「総括」が今回の会議資料に入ってくれば、それを受けて意見が述べられますが、それが来年度では遅くないですか。今の時点で次年度の計画への意見が述べられれば、それを反映させてもらえると思うのですが。

大田市民会館館長

田中委員のおっしゃることはわかりますが、まだ事業が終了していないので、見込みという形でのお示しになってしまいます。今の段階で総括を出すということになると、遅くとも12月までには事業を終了させなければならなくなります。

田中委員

中間報告で構いません。12月までの3分の2が終わっており年明けの見込みがある段階で、PDCAサイクルでどのようなことを把握されているのか、報告いただきたいです。

大田市民会館館長

今回の会議での報告はそれには当たりませんか。この場で各館の館長等でご意見を伺って、次年度に反映させております。

三沢市民会館副主幹

田中委員のおっしゃる次年度の計画は、今回の資料にある主催事業案のことなのか、各講座の各回の内容なのか、どちらのお話でしょうか。

田中委員

教育ビジョンに則った計画のことです。教育ビジョンの目的を達成するための各事業だと思います。その各事業がどれだけの効果があるものなのかが評価だと思います。まったく意味のない事業を行うということのないように、計画の

段階で考えなければならないと思います。

単に参加人数が増えたとか減ったとかではなく、減ったとしても必要なものは行わなければならないと思います。重要なのは参加人数ではなく、事業の意図だと思います。そしてそのやり方でまずかったところがあれば、その部分を見直すのが計画だと思います。その考え方が資料からは見えてきません。個々の内容的には、興味深いものもあるのでありがたいとは思っています。

篠原副委員長

来年度の事業については、1月にはほぼ予算は決まっています。例えば、平岡公民館の幼児家庭教育学級であれば、前年度の反省を踏まえた上で、親子の体験活動を中心に計画され、それはP D C Aサイクルの結果だと思うのですが、田中委員が具体的にどのようなことをお求めになっているのでしょうか。

田中委員

P D C Aサイクルがどこまで徹底されているのか、ということです。公民館事業の評価をどのようにするかという課題に対して、P D C Aサイクルで行おうということになったので、それが見えるようなものがほしいということです。

齋藤委員長

公民館運営審議会では公民館が用意した資料に基づいて意見をし、各公民館はその意見を持ち帰って動いているということになるのですが、点数化したような資料がほしいということでしょうか。

田中委員

一つひとつの事業について、P D C Aサイクルが回っていることが見えるようなものが望ましいです。

島田生涯学習課長

全体的な話になってしまいますが、各公民館も生涯学習課も市民の方々に社会教育や生涯学習をどんどん行ってほしいと思い、講座や教室を行っているところで、公民館運営審議会委員の皆様と同じ方向を向いているかと思います。

しかし、いくら崇高な理念に基づいて講座や教室を行ったとしても、市民の方が求めていなければ参加してくれる方がいませんし、そうなることこちらの思いも通じません。細かいところまでは市民の方には示さないとは思いますが、各講座は、市民の方に広めてもらいたい事や習得してもらいたい事、日常生活の中で溶け込ませてほしい事等の思いを持って行われています。そして、今年度の参加

人数や市民の方の反応をお示しし、情報としては多くはないかもしれないですが、方向や課題についてご意見いただき、似たような講座があればそのご意見を取り入れ、走りながら改善していくということにはなりますが、そのような形で行っていききたいというのが私たちの思いです。

公民館も公民館運営審議会もよりよい社会教育や生涯学習の活性化を目指しているのは同じですので、ご承知おきいただきたいと思います。

三沢市民会館副主幹

全館、職員は、各事業の振り返りを行っていることと思います、その内容が田中委員の望まれる様式、表現で示されていないということだと思いました。資料は、職員や公民館運営審議会委員の方以外の手にも渡る「生涯学習の記録」の内容となっており、堅苦しさや分量の配慮をし、分かりやすい表現等にして作成しているものです。目的と結果等の分析が載っていないということなのかもしれませんが、今回はこのような形で用意させていただきました。

田中委員

他の方がこの資料で問題ないということなら構いませんし、従来もこれと同じもので審議しているわけなので、認めないということでは意見したわけではありません。

齋藤委員長

ありがとうございました。この審議会自体もPDCAサイクルの一部となっているかと思います。計画をどんどん進めていただき、審議会の中でチェックをし、また新しいものを進めていくという循環を、今のようなご意見をいただきながら充実させていきたいと思っていますので、今後もよろしくお願いします。

それでは議題(1)については終了いたします。続いて議題(2)に移ります。議題(2) 令和6年度市民会館・公民館経営方針及び重点施策(案)についてです。内容はお手元の当初配付資料44ページから47ページのとおりです。事務局から説明をお願いします。

事務局

(当初配布資料44ページから47ページまでに基づき、大田市民会館館長が説明。)

齋藤委員長

ただ今の説明に対して、委員の皆さんから質問や意見がありましたらお願い

します。

田中委員

45ページ施策④1行目の「施策」と3行目の「施策」は同じものを指しているのでしょうか。

大田市民会館館長

3行目の「施策」は1行目の「施策」を実現するための道具のような意味合いとなっていますので、違うものを指していることとなります。

田中委員

それなら「方法」にする等言葉を変えた方がよいかと思えます。

齋藤委員長

その部分の変更はできますか。

大田市民会館館長

まだ案ですので、変更できます。

齋藤委員長

それでは、ご検討をお願いします。

その他、ご質問、ご意見ありますでしょうか。

片寄副委員長

経営方針について、令和6年度から交流センターになるにあたり、表現を変更せざるを得なかったのかとは思いますが、令和5年度のように「教育施設としてはもとより」とある文言を入れていただきたいと思えます。考えてみたのですが、例えば、「市民会館・公民館は、地域に根ざした教育施設であり、市長部局に移管後も住民の声を生かした公民館事業の運営に努めます」というように変更できればよいと思えます。その余地があれば「教育施設」という文言は入れていただきたいと思えます。

大田市民会館館長

建物自体が教育施設ではなくなってしまうので、それは難しいです。しかし、公民館は変わらず存在しますので、「生涯学習の拠点」というような表現ではどうかということで、このようにさせていただきました。

片寄副委員長

社会教育をしていくということを盛り込んでいただきたいという気持ちなのですが。

大田市民会館館長

そういう意味では、公民館事業の運営は変わらず行っていくということで、表現したつもりですが、少し考えます。ただ、「教育施設」という文言を入れるのは難しいです。

齋藤委員長

社会教育を行っているということがわかるようになればよいということですね。

片寄副委員長

そのとおりです。

篠原副委員長

協働のまちづくりのプランを受けて、何か交流センターとして行うような目標があるのか、もしくはないのか、あった場合、その目標を踏まえて公民館はどうなるのか、それを教えていただきたいです。

大田市民会館館長

今回の市長部局移管は、まちづくりの関係であるということは何回かお話しさせていただいております。今、自治会の力や地域住民のつながりが弱まっていますが、まちづくり推進計画の中で、そのようなことを強化し、新たな地域のネットワークを作っていくというのが、まちづくり協議会の目指すところです。公民館活動における地域の仲間づくり、同じ趣味がきっかけの仲間づくりが地域づくりにつながっていくと思いますので、そのような意味で、公民館活動が地域づくりをバックアップし、まちづくりの方針や、人づくりの目標を、連携しながら行っていくものと認識しています。しかし、直接方針として行うようなものは、現段階では市民協働推進課から具体的な話が出てきていません。

篠原副委員長

わかりました。何か実施目標があるのなら、載せていかないといけないのではと思ったまでです。

大田市民会館館長

当然一緒にやっていくという認識は持っていますので、その点はご了承ください。

齋藤委員長

「交流センターを共用し」という言い方は、市長部局の方は承知されていますか。

大田市民会館館長

この経営方針及び重点施策（案）は、移管先の市民協働推進課にも確認してもらい、本日の会議でお示ししています。「共用」という言葉は、交流センター設置条例の中で、社会教育を行うにあたって施設を共用するという旨の一文があるので、それを引用した形となります。

齋藤委員長

ありがとうございます。その他、何かご質問等ありますか。

田中委員

もともと公民館は、市民の自発的、自主的な学習を支援する場だったと思うが、今はほとんど公民館が主体となっているかと思います。しかし、例えば、市民が主体的の学習を公民館事業に取り入れてほしいといった場合、その可否を判断するのは教育委員会でもいいのですか。つまり、市民の自主的な学習会等を社会教育として受け入れてもらうことはできるのでしょうか。

大田市民会館館長

いろいろな形態があるかと思いますが、田中委員のおっしゃることはサークル活動ということになるかと思いますが、それは、公民館は妨げることはありません。公の施設の使用 방법에反しない限りは、如何様にも活動していただければと思います。

田中委員

それが社会教育的なものであれば、教育委員会として許可するのか、それとも市長部局が許可するのでしょうか。

大田市民会館館長

活動に関して交流センターの部屋を使用する場合には、管理は市長になるの

で、市長が許可を出すということになります。

ただ、活動を続けていく中で、公民館登録サークルとなる場合には、それは公民館事業に含まれるため、教育委員会の判断となります。

田中委員

登録サークルになるには、前提として活動をしばらく行っていることが必要ですね。

大田市民会館館長

その活動を継続し、今後も輪を広げていってもらいたいということで、公民館が登録サークルになることを認めた場合には、現行のように、公民館登録サークルなので交流センターの使用料を免除するという配慮をしていくこととなります。

齋藤委員長

その他に何かございますでしょうか。それでは議題（２）については終了いたします。続いて報告に移ります。報告（１）令和６年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の実施結果についてです。内容はお手元の当初配付資料４８ページから５１ページのとおりです。補足説明を事務局からお願いします。

事務局

（当初配付資料４８ページから５１ページまでに基づき大田市民会館館長が説明。）

齋藤委員長

ありがとうございました。今の説明に、ご質問等ありますでしょうか。

ないようでしたら、報告（１）については終了いたします。続いて報告（２）に移ります。報告（２）市民会館、公民館の市長部局移管に伴う今後の対応予定についてです。内容はお手元の当初配付資料５２ページから５４ページと、参考資料１から５のとおりです。補足説明を事務局からお願いします。

事務局

（当初配付資料５２ページから５４ページ、参考資料１から５に基づき大田市民会館館長が説明。）

齋藤委員長

ありがとうございました。今の説明に、ご質問等ありますでしょうか。
ないようですので、報告（２）については終了いたします。続いて報告（３）に移ります。報告（３）市民会館・公民館事業の実施状況についてです。
こちらについては時間の都合で補足説明は省略いたします。
資料をご覧になって、ご質問等ある方はいらっしゃいますでしょうか。
特になければ、また資料の方をそれぞれご確認いただければと思います。
最後にその他でございますが、事務局から何かありますか。

事務局

（三沢市民会館副主幹から令和６年度の第１回目の審議会日時、場所について連絡。）

齋藤委員長

その他、何かありますか。
ないようですので、以上を持ちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。
審議お疲れ様でした。

午後５時１９分 閉会

令和5年度第5回袖ヶ浦市公民館運営審議会

日時：令和6年2月15日（木）

午後3時～午後5時

場所：根形公民館2階視聴覚室

次 第

1 開会のことば

2 委員長あいさつ

3 教育部長あいさつ

4 議題

(1) 令和5年度市民会館・公民館事業の成果と課題について

(2) 令和6年度市民会館・公民館経営方針及び重点施策（案）について

5 報告

(1) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の実施結果について

(2) 市民会館、公民館の市長部局移管に伴う今後の対応予定について

(3) 市民会館・公民館事業の実施状況について

6 その他

7 閉会のことば

第25期袖ヶ浦市公民館運営審議会委員名簿(令和5年度)

No.		氏名	選出区分	備考
1	委員	庄司 光利	学校教育 小中学校長会代表	1期目
2	委員	土師 宏美	社会教育 文化協会代表	1期目
3	委員	田中 輝博	社会教育 子ども会育成会連絡協 議会代表	4期目
4	委員	早川 敦	社会教育 音楽協会代表	4期目
5	委員	福原 孝彦	社会教育 スポーツ協会代表	1期目
6	委員	齋藤 隆彦	家庭教育	4期目
7	委員	大熊 弘子	家庭教育	1期目
8	委員	片寄 礼子	学識経験者	4期目
9	委員	篠原 和行	学識経験者	2期目
10	委員	前田 元子	学識経験者	2期目
11	委員	石井 喜三江	学識経験者	2期目
12	委員	鈴木 美恵子	学識経験者	1期目

任期 令和4年7月1日から令和6年6月30日まで

4 議題（1）令和5年度市民会館・公民館事業の成果と課題について

令和5年度の市民会館・公民館事業については、5月に新型コロナウイルス感染症の法律上の位置付けが2類相当から5類に移行されたことを受け、それ以降はコロナ前と同様の事業運営に戻し実施しました。一部の講座・学級において、天候や会場の都合などを理由に日程変更をしたものの、現在までに中止はなく、今後も未開催分については開催を前提に準備をしております。また、市民会館・公民館まつりなどの各種イベントにおいては、制限を解除してから初の開催となり、昨年度を上回る大勢の方々に来館をいただきましたが、大きな混乱をきたすことなく開催できたことは大きな成果です。

一方で、参加人数が少ない講座・学級があるため、何が課題であるのか参加者アンケートなどの意見を踏まえ、振り返りを確実にを行うとともに、引き続き職員間で情報交換や研修に参加する機会を持ちながら、担当業務への還元ができるようスキルアップに努めていきたいと思っております。

1 市民会館

●市民会館事業一覧

令和5年1月31日現在

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数等	事業費 (千円)
1	乳幼児家庭教育学級（うたたねハッピーくらぶ） ※平川公民館と合同	6月18日～1月27日	10回	保護者46人 幼児38人	市民会館25 平川公民館11
2	小学校家庭教育学級	7月14日～1月17日	4回	78人	5
3	中学校家庭教育学級	6月26日～12月13日	5回	55人	20
4	子どもチャレンジ教室	5月21日～12月26日	7回	194人	26
5	世代間交流事業 (地区住民会議と共催)	11月23日	1回	159人	-
6	女性セミナー	5月29日～12月13日	7回	133人	23
7	男性セミナー	10月22日～12月17日	3回	58人	17
8	単発講座	12月3日	1回	49人	0
9	昭和ふれあい教室（高齢者教室）	5月30日～1月18日	8回	363人	16
10	地域人材育成講座	10月21日	1回	41人	0
11	第36回市民会館まつり	11月4日～11月5日	2回	4,344人	222
12	展示会	通年	6回	92点	-
13	第41回市民音楽フェスティバル (音楽協会と共催)	11月26日	1回	300人	194
14	第36回芸能文化まつり (文化協会と共催)	1月28日	1回	380人	39
15	利用者懇談会	3月13日開催予定			-
16	二十歳を祝う会	1月7日	1回	149人	539
17	公民館運営審議会	5月19日～12月21日	4回	35人	267
18	社会教育推進員活動	通年		9人	-
19	昭和地区住民会議 (坂戸の森みどりの会) 活動	通年		22団体	-
20	青少年相談員支部活動	通年		14人	-
21	子ども会育成会支部活動	通年		単位 子ども会 7団体	-

※上記一覧の内容には今後開催予定の講座等の分は含んでおりません。

(1) 市民会館事業の記録

① 乳幼児家庭教育学級（うたたねハッピーくらぶ）

乳幼児とその保護者が心身ともに健康でいられる場及び仲間づくりの場を提供し、親子の絆を深めることを目的に開催しました。参加者からは、家庭外での子どもの活動や保護者同士の交流機会が設けられたことに対して、「子どもに刺激が与えられて良かった」「子どもとの関りが持てて良かった」などの意見が寄せられました。（平川公民館合同開催）

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月3日（土） ※台風の影響により延期 ⇒1月27日（土） 10:00～11:30	お友達と仲良くなろう♪	馬場 恭子	保護者3人 乳幼児4人
2	6月18日（日） 9:00～10:00	自然とふれあう むしの観察会	郷土博物館 副主査 水流 拓馬	保護者12人 乳幼児9人
3	7月11日（土） 10:00～11:30	おうちでも簡単！おもちゃづくり	平川公民館 社会教育推進員 井上 勝	保護者5人 乳幼児4人
4	8月18日（金） 10:00～15:00	移動教室：葛西臨海水族園にいこう！		保護者6人 乳幼児6人
5	8月30日（水） 10:00～11:30	絵本の読み聞かせ&図書館活用講座	中央図書館 班長 相武 麻衣子	保護者4人 乳幼児5人
6	9月23日（土） 10:00～11:30	講話「「イライラ」を「ニコニコ」に変える子育てのコツ～子どもの気持ちを理解し親の思いを届ける効果的なコミュニケーション～」	式場 敬子	保護者2人
7	10月16日（月） 9:00～10:00	坂戸の森公園で木の実拾い！		保護者3人 乳幼児3人
8	10月28日（土） 10:00～11:30	木の実で壁飾りをつくろう		保護者4人 乳幼児4人
9	11月10日（金） 10:00～11:30	未来のプレゼント！ミニスクラップブックづくり	市民会館 社会教育推進員 吉川 亜紀	保護者3人
10	12月9日（土） 10:00～11:30	みんなで体を動かそう！ミニ運動会		保護者4人 乳幼児3人
合 計				84人

② 小学校家庭教育学級

昭和小学校及び奈良輪小学校の児童の保護者を対象に、小学生の子どもを持つ保護者が子育てや家庭教育について学び、また、疑問や不安などを話し合い、仲間づくりを行なうことを目的に開催しました。今年度は受講者と学習機会を増やすことを目的として実施方法を一部変更しました。

結果として受講者、学習機会ともに増やすことができました。学習内容としても各校PTA研修部と調整を図りバリエーション豊かな内容で実施することができました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	7月14日（金） 10:00～11:45	どうする？子どものおこづかい どうなる？これからのおこづかい	金融広報アドバイザー 橋口 京子	8人
2	10月11日（水） 10:00～12:00	スマホと子ども ～スマホネイティブ世代の子の親として	昭和小学校長 弘中 邦典	8人
3	11月28日（火） 8:20～14:45	移動教室 横浜市民防災センター・中華街		26人
4	1月17日（水） 10:00～11:30	心と体をリフレッシュ！ ヨガ&筋膜リリース	ヨガインストラクター 藤平 淳子	36人
5	2月5日（月） 16:00～17:30	親子で語ろう 生と性～いのちのはなし	MOMOKO助産院 安達 桃子	今後開催 予定
6	2月19日（月） 16:00～17:30	子育て中のマネープランと資産運用 ～投資のいろはから未来が変わる？	金融広報アドバイザー 青野 泰弘	今後開催 予定
合 計				78人

③ 中学校家庭教育学級

各ご家庭での教育力向上のため、同じ年代の子どもを持つ保護者の学びの場、交流の場として役立てていただくことを目的に、昭和中学校生徒の保護者を対象に開催しました。成果としては、幅広いテーマで企画し、昨年度より多くの参加をいただいた事やコロナ渦で控えていた懇談会を第3回の学級内で実施することが出来、参加者で悩みや相談を共有し話し合えた事です。課題としては、全体を通して全生徒へのチラシ配布に加え、昭和中学校のホームページでも周知を行いました。チラシが保護者に届いていないケースが散見されたため、今後は昭和中学校の保護者メールなどでの周知を追加し、更なる参加者の増に繋げていきたいと思ひます。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月26日(月) 14:30~16:00	成長期の子どものコンディションづくり	オルカ鴨川FCトップ チームトレーナー 石田 裕子	12人
2	7/19(水)~ 7/25(火)	自分らしく生きていいんだよ ~4人の子を育てた「主夫」として~ (市民三学大学講座の動画視聴)	シンガー 木山 裕策	12人
3	10月24日(火) 10:00~12:00	かねこ農園でピザを作って食べよう!	かねこ農園 代表 金子 慎一	9人
4	12月12日(火) 15:00~16:00	災害に備えて	防災安全課 副主査 藤本 有吾 主任主事 藤平 祥伍	4人
5	12月13日(水) 15:00~16:00	普段の子どもたちの様子と関わり方について	昭和中学校 スクールカウンセラー 井出 憲人	18人
合 計				55人

④ こどもチャレンジ教室

昭和小学校及び奈良輪小学校の4年生から6年生を対象に、潮干狩りやホテル観察などの自然体験や陶芸体験などの学習機会を通じ、仲間づくり・自立心・協調性を習得することを目的として実施しました。

今年度はより多くの児童に参加してもらうことを目的に春夏秋冬の4回に分けて募集を行いました。結果として定員を超える申込み多くの回であり、多くの児童に学習機会を提供することができました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月21日(日) 8:45~12:30	潮干狩り		38人
2	6月17日(土) 17:00~20:00	ホテル観察会	椎の森里山会	44人
3	8月4日(金) 13:00~16:00	陶芸体験①	根形公民館陶芸サークル	20人
4	8月21日(月) 13:00~16:00	陶芸体験②	根形公民館陶芸サークル	20人
5	10月1日(日) 11:30~17:30	アイススケート体験	熊 均	30人
6	11月23日(木・祝) 10:00~12:00	クリスマスリースづくり&正月お飾りづくり ※世代間交流事業と共催	坂戸の森みどりの会、 地域の協力者	23人
7	12月26日(火) 10:00~12:00	書き初め	袖書会	19人
8	2月5日(土) 9:30~11:30	椎の森に行こう	椎の森里山会	今後開催 予定
合 計				194人

⑤ 世代間交流事業

地域の団体、住民の協力のもと、地域で子どもを見守り、育む環境を醸成することを目的に世代間交流事業を開催しました。「自然素材を使ったクリスマスリースづくり」と「お正月のお飾りづくり」を行ない、世代間の交流を図ることができました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	11月23日(木・祝) 10:00~12:00	クリスマスリースづくり&正月お飾りづくり	坂戸の森みどりの会、 地域の協力者	159人
合 計				159人

⑥ 女性セミナー

身近な生活上の課題などを女性という視点で取り上げ、その改善に結びつく学習を行い、地域の仲間づくりを進めることをねらいに開催しました。今年度は美文字講座や美味しいコーヒーの淹れ方など、受講者の趣味づくりのきっかけになるような内容を多く取り入れて実施しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月29日(月) 10:00~12:00	開講式・ポッチャ	袖ヶ浦市レクリエーション協会	20人
2	6月20日(火) 10:00~11:30	MYライフ&エンディングを考えよう ※昭和ふれあい教室と共催	明治安田生命	26人
3	7月28日(金) 10:00~11:30	歌声広場	清水 厚史	19人
4	9月22日(金) 10:00~12:00	大人の美文字講座	小沢 華仙	17人
5	10月16日(月) 9:00~15:20	移動教室 京成バラ園		19人
6	11月14日(火) 10:00~12:00	おいしい珈琲の淹れ方を学ぼう!	ブラジル屋 朝倉 幹雄	15人
7	12月13日(火) 10:00~11:30	クリスマスリースづくり・閉講式	長谷川 由紀子	17人
合計				133人

⑦ 男性セミナー

当該セミナーを通して、仲間づくりや様々な教養を深め、公民館事業に慣れ親しんでいただく事を目的として、市内在住・在勤の成人男性を対象に開催しました。成果としては、平日の開催や幅広い内容で企画し、各回共に定員を超える申し込みをいただき、多くの成人男性に公民館事業を体験いただけた事です。課題としては、今年度のセミナー開催結果を踏まえ、内容によって多くの参加をいただけた事がわかったため、いかに行ってみたいと思う内容を企画するための情報収集出来るか、また若い世代の申し込みも少なかったことから、周知媒体を増やしていきたいと思えます。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	10月22日(日) 10:00~12:00	鎌倉街道を歩こう!	郷土博物館 顧問 井口 崇	19人
2	11月17日(金) 10:00~12:00	コーヒーの淹れ方を学ぼう!	ブラジル屋 朝倉 幹雄	21人
3	12月17日(日) 10:00~13:00	そば粉からそばを作って食べよう!	中根 幸男	18人
合計				58人

⑧ 単発講座

防災に対する意識の高揚を図ることを目的として、防災安全課主催の総合防災訓練に組み込む形で、昭和地区住民を対象に開催しました。成果としては、昭和地区の一部の住民が一同に会し、昨年度よりも実践的な内容を企画し体験・実践いただけた事に加え、準備段階から本番も含めスムーズに進行し、大きな混乱もなく終わることが出来ました。課題としては、参加者の負担も考慮し、終了時間をお昼前に出来るよう、内容を絞って開催できると良かったと思えます。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	12月3日(日) 9:00~12:30	段ボールベッド、パーテーション組立 避難所備蓄品説明、救命講習 HUG訓練	袖ヶ浦市災害対策コー ディネーター連絡会 中央消防署	49人
合計				49人

⑨ 昭和ふれあい教室（高齢者教室）

健康で充実した生活を送ることができるよう、学習や交流活動を通して、一人ひとりのいきがいを促進するとともに、仲間づくりを行う事を目的として、昭和地区の60歳以上の男女を対象に開催しました。成果としては、包括連携協定企業や市民会館サークルなどを講師にお招きし、昨年度よりも参加者を大幅に増やせたことにより、毎回活気あふれる学級開催が出来ました。課題としては、シニアクラブ等行事の確認不足で、やむを得ず日程変更をした回があったため、年間行事の計画をする際は関係行事の確認を徹底したいと思います。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月30日(火) 10:00~11:30	開級式・相続と争族のはなし	明治安田生命千葉南支 社木更津南営業所	54人
2	6月20日(火) 10:00~11:30	「MYライフ&エンディング」を考えよう		54人
3	7月31日(月) 10:00~11:30	熱中症予防・認知症予防	高齢者支援課 副総括保健師 平野 瞳	48人
4	8月30日(水) 13:30~16:00	映画鑑賞「蟬しぐれ」		33人
5	9月27日(水) 9:00~15:30	移動教室「～館山・白浜方面～」		50人
6	11月20日(月) 10:00~11:30	楊名時太極拳	袖ヶ浦太極拳同好会	40人
7	12月19日(火) 10:00~11:30	膝の痛みを予防・改善する方法	宮野指圧鍼灸治療院 宮野 正志	46人
8	1月18日(木) 10:00~12:00	レクリエーション「サイコロシュート」・閉級式	袖ヶ浦市レクリエーション協会	38人
合 計				363人

⑩ 地域人材育成講座

昨年度までの反省を踏まえて社会教育推進員と相談し、ターゲット、開催方法を変更して実施しました。

子育て世代の増加が著しい昭和地区において、ウォークラリー形式での親子でウォーキングすることにより、受講者が昭和地区の歴史や名所に触れ、地域の魅力に気づくことで、これまで気づかなかった地元の良いところを発見するとともに、親子の交流を深めることをねらいとして実施しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	10月21日(土) 9:30~12:00	親子ウォーキング ※地区住民会議と共催		41人
合 計				41人

⑪ 市民会館まつり

テーマは「つながり 広げよう 地域の輪」として、市民だれもが郷土の芸術文化に親しみながら教養を高め、創造を培う場とするとともに、市民会館利用団体等の活動成果の発表の場とし、併せて各種の催しにより、昭和地区住民の楽しい交流を図る事を目的に開催し、11/4（土）5（日）の両日で4,344人の方々に来館いただきました。成果としては、コロナ禍により当該まつりへの参加を休止していたサークル等団体の復活や新規参加をいただき、各団体の活性化につなげるきっかけづくりが出来ました。課題としては、周知内容の一部曖昧な表現があり、目的のものが見れない、参加できないケースがあったことや来場者の臨時駐車場への誘導が遅れてしまい、現場で混乱を生じさせてしまったため、これらの課題を次回への反省点として生かしていきたいと思っております。

【展示の部】

No.	会場	展示名	団体名等	出展作品数等	
1	ロビー	主催事業紹介	市民会館	6面	
2	おまつり広場		消防予防課	1面	
3	1階ホワイエ	子ども作品展（絵画・工作の部）	福王台保育所	113点	
4			認定こども園まりん	58点	
5			大空保育園	74点	
6			ユーカリ保育園	45点	
7			スクルドエンジェル保育園神納園	77点	
8			スクルドエンジェル保育園望海園	82点	
9			2階ホワイエ		昭和小学校
10	奈良輪小学校	96点			
11	中ホール	子ども作品展（書道の部）	昭和小学校	60点	
12			奈良輪小学校	56点	
13			昭和中学校	21点	
14			袖ヶ浦高校	10点	
15			書道・短歌・俳句展	袖書会	16点
16				翠書会	10点
17				さわらび短歌会	13点
18		袖ヶ浦俳壇	13点		
19	2階会議室2	ブラジル展	太陽の友達の会	50点	
20				6面	
21	フリースペース	団体活動展示	子どもるーぷ袖ヶ浦	1面	
22			こども館・ファミリーサポートセンター	2面	
23			椎の森里山会	50点	
24				10面	
合 計				932点	
				26面	

【催し物の部】

No.	会 場	催し物名	団体名等	販売・参加者数等	
1	おまつり広場 (ロータリー他)	綿あめ、かき氷	青少年相談員連絡協議 会昭和支部	1,212個	
2		焼きそば	子ども会育成会連絡協 議会昭和支部	626個	
3		ラムネ		100本	
4		牛乳寒天	あじの会	40個	
5		汁粉		78杯	
6		野菜	4Hクラブ	417個	
7		緑日コーナー	子ども会育成会連絡協 議会昭和支部	732人	
8		軽スポーツ (けん玉・アックススロー)	袖ヶ浦市レクリエー ション協会	500人	
9		竹とんぼづくり・販売	伝統工芸保存会	44人	
10		バスの乗り方教室	企画課	42人	
11		消防ブース	予防課	400人	
12		古紙回収	袖ヶ浦ワークス・リサ イクル会	2,430kg	
13		ペットボトルキャップ回収		48kg	
14		使用済小型家電回収	廃棄物対策課	180kg	
15	子どもの広場 (フリースペース)	木の実・葉っぱ工作等	椎の森里山会	280人	
16		紙コップ遊び等	子ども一歩袖ヶ浦	300人	
17	音楽の広場 (大ホール)	合唱	奈良輪小学校	275人	
18		合唱	昭和小学校	330人	
19		演奏	袖ヶ浦市ジュニアオー ケストラ	152人	
20		演奏	袖ヶ浦高校吹奏楽部	178人	
21		演奏	ドレミハーモニカクラ ブ	42人	
22		ダンス	袖ヶ浦フォークダンス 白ゆり	45人	
23		演奏	アロハリリーズ	80人	
24		ダンス	メレラナ・フラ・スタ ジオ	98人	
25		カラオケ	サークルすずらん	56人	
26		お茶会	茶道サークル「憩」	80人	
27	ヨガ体験	ヨガサークルほっこり	2人		
28	将棋対局	日本将棋連盟袖ヶ浦支部	58人		
29	折り紙講習会	小野原 勝男	40人		
30	紙コップ工作講習会	子ども会育成会連絡協	32人		
31	アートバルーン講習会	議会昭和支部	89人		
32	中ホール棟	親子で簡単工作	有志ボランティア	148人	
33		読み聞かせ		87人	
34		ガウラの古着屋さん	廃棄物対策課	304人	
35		ブラジル展	太陽の友達の会	260人	
36		ダンスフェスティバル	袖ヶ浦市ダンス愛好会	袖ヶ浦ダンスサークル	20人
			袖ヶ浦市ダンス愛好会		
合計			飲食物販売実績	2,295個	
				100本	
				78杯	
			参加者数実績	4,674人	
			古紙等回収重量実績	2,658kg	

⑫ 展示会

文化協会所属団体の書道や和風等の作品をはじめ、希望のあった団体や個人の作品を多くの方が行き交うロビーに展示することで、学習成果を発表する場とし、併せて市民が芸術作品に親しむ機会としました。

回	開催期間	展示内容	展示団体	作品点数
1	5月12日(金)～ 6月16日(金)	短歌	さわらび短歌会	12点
2	6月22日(木)～ 7月18日(火)	書道	袖書会	15点
3	8月17日(木)～ 9月14日(木)	和風	伝統工芸保存会	6点
4	11月10日(金)～ 11月30日(木)	書道	坂戸の森教室	36点
5	12月8日(金)～ 1月12日(金)	俳句	袖ヶ浦俳壇	13点
6	1月19日(金)～ 2月2日(金)	絵画	絵画同好会 彩友	10点
7	2月3日(土)～ 2月19日(月)	絵ことば、絵手紙	手塚 八重子	今後展示 予定
8	3月1日(金)～ 3月7日(木)	袖ヶ浦市防火ポスター入賞作品	消防本部予防課	今後展示 予定
合 計				92点

⑬ 市民音楽フェスティバル

市内のアマチュア音楽グループの発表を通して演奏者と聴衆の交流を深め、また、市民が音楽に親しむことで、より一層の音楽文化の発展を目指すことを目的として、袖ヶ浦市音楽協会と共催で11月26日(日)に開催し、334人の方々に来場いただきました。4年ぶりの3会場での開催となり、実行委員、出演者及び協力者の運営のもと、各出演者が様々なジャンルの音楽を披露し、地域の音楽振興を図ることができました。

No.	出演団体	ジャンル	出演者数
1	上総シニアアンサンブル	アンサンブル	18人
2	カナリアンズ	オカリナ演奏	18人
3	MMIKx (ミクス)	ジャズ、ボサノバ	5人
4	Momo's	ハワイアン	4人
5	Moani Ke'ala	バンド	4人
6	Hui Hula O Melelana	フラダンス	48人
7	DaX.	ギター弾き語り	1人
8	Teneroオカリナ	軽音楽	11人
9	袖ヶ浦交響楽団	交響楽	30人
10	女声合唱アリエッタ	合唱	16人
11	平川ハワイアンサークル	フラダンス	10人
12	カトレア袖ヶ浦グループ	フラダンス	23人
13	総の音	二胡の演奏	5人
14	三育袖ヶ浦コーテット	アカペラ	4人
15	シンジ	フォーク	2人
16	ウェストピュア	フォーク	7人
17	アロハリリーズ	ハワイアン	14人
18	袖ヶ浦市ジュニアオーケストラ	オーケストラ	66人
19	蔵波中学校音楽部		14人
合 計			300人

⑭ 芸能文化まつり

袖ヶ浦市文化協会との共催により、1月28日（日）に「育てよう豊かな芸能文化の心を」テーマに開催しました。市民が文化芸術に親しむ機会を提供し、出演者及び観客を合わせて380人の来場があり、本市の文化芸術活動の普及、振興に資することができました。

種 目	曲 目	団 体 名	出演者数
邦楽演奏	北海民謡調	がうら邦楽合奏団	6人
	黒田節		6人
フォークダンス	ローズ・オブマイハート	袖ヶ浦フォークダンス 白ゆり	10人
	ティコティコ		10人
	アズタンゴ		10人
舞踊	祝い酒	鳳扇会	4人
	笛吹川	豊謡会	6人
カラオケ	木更津みれん	サークルすずらん	1人
	ろくでなし		1人
舞踊	宝来船祭り	千翔会	1人
	佐渡の恋唄	千鶴会	2人
社交ダンス	スタンダード スローフォックスロフト・クイックステップメドレー	袖ヶ浦ダンスサークル	12人
詩吟	富士山、名鎗日本号、寒梅	誠吟会	12人
	和歌「あらたまの」、さくらの歌		6人
	和歌「春」、和歌「ひさかたの」		2人
舞踊	望郷じょんから	翠晴会	1人
	天命	鳳扇会	3人
ウクレレ演奏	ミッキーマウスマーチ	アロハリリーズ	16人
ウクレレ演奏 唄	南国の夜		16人
	上を向いて歩こう		16人
	パーリーシェルズ		16人
	KOKE E		16人
構成吟	壇ノ浦夜箔（だんのうらやはく）	苔洲流吟詠会	9人
	青葉の笛（あおばのふえ）		4人
	壇ノ浦を過ぐ（だんのうらをすく）		5人
カラオケ	令和風流屋形船	サークルすずらん	1人
	鳥取砂丘		1人
舞踊	風流夢見舟	鶴扇会	2人
	高砂（たかさご）	翠晴会	1人
	人生一路	豊謡会	5人
社交ダンス	ルンバ	袖ヶ浦市ダンス愛好会	2人
舞踊	古城	鳳扇会	4人
	夫婦舟	千鶴会	2人
	淡雪の橋	豊謡会	2人
フラダンス	カウル ヴェヒ オケカイ	メレラナ・フラ・スタジオ	6人
	キモ ヘンダーソン フラ		16人
	カマカヒキラニ		9人
	オハイ アリイ カルヘア		7人
舞踊	さざんかの宿	翠晴会	1人
	藤十郎の恋	鶴扇会	2人
カラオケ	浮草の宿	サークルすずらん	1人
	ぬくもり		1人
舞踊	魂（こころ）	豊謡会	1人
	さざんかの宿	鳳扇会	1人
	天空の城	千翔会	1人
合 計			257人

⑮ 利用者懇談会

定期利用団体を中心に、公民館の管理・運営について協力を促すとともに、各団体の活動を活性化し育成を図ることを目的として開催予定です。

回	日時	内容	出席団体数	参加者数
1	3月13日(水) 13:30~15:30	(1) 交流センターの利用について (2) 公民館登録サークルの手続きについて (3) 令和6年度市民会館の事業について (4) 懇談会(意見交換会)		今後開催予定

⑯ 二十歳を祝う会

式典は、二十歳代表の進行で厳粛な雰囲気の中、実施できた。二十歳代表挨拶では、新型コロナウイルスの影響により青春の大切な時間が多く奪われてしまったことを後ろ向きにとらえず、「当たり前」の日常の尊さを知ることができたと、変革の多い未来でも力強く進んでいける意志が感じられた。

地区	対象者			出席者			出席率%
	男	女	計	男	女	計	
昭和地区	103	108	211	76(9)	73(4)	149(13)	70.6

*出席者のカッコ内は市外転出者の出席数で内数です。

⑰ 公民館運営審議会

袖ヶ浦市公民館運営審議会は、社会教育法第29条の規定に基づき設置され、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとされています。委員構成は学校教育の関係者1名、社会教育の関係者(文化協会、音楽協会、体育協会、子ども会育成会連絡協議会)4名、家庭教育の向上に資する活動を行う者2名、学識経験のある者5名の12名です。

令和5年度は市民会館・公民館における各種事業の内容等を中心に審議するとともに、令和4年度から引き続き市民会館・公民館の市長部局への移管について意見聴取等を行いました。

回	日時	内容	参加者数
1	5月19日(金) 15:00~17:00 根形公民館	(1) 令和4年度市民会館・公民館事業の実施結果について (2) 令和5年度市民会館・公民館の事業計画について (3) 令和5年度袖ヶ浦市公民館運営審議会の年間計画について (4) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について	8人
2	7月19日(水) 14:30~17:00 平岡公民館	(1) 市民会館・公民館事業の実施状況について (2) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実行委員の選出について (3) 地域のまちづくり施策推進に併せた公民館施設の活用方針について	9人
3	10月31日(火) 14:30~17:00 市民会館	(1) 袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例(案)に係る意見の募集結果について (2) 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正概要について (3) 令和5年度市民会館・公民館まつりについて (4) 第39回袖ヶ浦市生涯学習推進大会実行委員の選出について	10人
4	12月21日(木) 15:00~17:00 市民会館	(1) 市民会館・公民館まつりの実施結果について (2) 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部改正について (3) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の取組み状況について (4) 市民会館・公民館事業の実施状況について	8人
5	2月15日(木) 15:00~17:00 根形公民館	(1) 令和5年度市民会館・公民館事業の成果と課題について (2) 令和6年度市民会館・公民館経営方針及び重点施策(案)について (3) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の実施結果について (4) 市民会館、公民館の市長部局移管に伴う今後の対応予定について (5) 市民会館・公民館事業の実施状況について	今後開催予定
合 計			35人

2 平川公民館

●平川公民館事業一覧

令和6年1月31日現在

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数等	事業費 (千円)
1	乳幼児家庭教育学級（うたたねハッピーくらぶ）※市民会館と合同	6月18日～1月27日	10回	保護者46人 幼児38人	市民会館25 平川公民館11
2	中川小学校家庭教育学級	7月14日～10月8日	5回	41人	17
3	平川中学校家庭教育学級	6月26日～12月13日	5回	35人	12
4	子どもクラブ	4月29日～12月23日	6回	55人	21
5	書き初め教室	12月23日	1回	17人	6
6	初心者・シニア向けスマートフォン教室	5月26日～12月22日	4回	73人	3
7	園芸講座	5月9日～1月17日	7回	121人	49
8	単発講座	6月26日～12月4日	2回	34人	32
9	平川生活いきいき講座（高齢者講座）	6月15日～1月25日	6回	114人	23
10	おでかけ高齢者講座	7月4日～10月5日	2回	30人	10
11	災害「避難」を学ぶ講座 （地域人材育成講座）	7月15日～1月13日	4回	105人	39
12	第35回平川公民館まつり	11月18日～11月19日	2回	2,574人	121
13	ロビー展示	通年	16回	218点	-
14	利用者懇談会	3月13日開催予定			-
15	二十歳を祝う会実施事業 （平岡公民館と共催）	1月7日	1回	80人	-
16	社会教育推進員活動	通年		9人	-
17	中富地区住民会議 （中富ふれあいの会）活動	通年		17団体	-
18	青少年相談員支部活動	通年		9人	-
19	子ども会育成会支部活動	通年		2団体	-

※上記一覧の内容には今後開催予定の講座等の分は含んでおりません。

(1) 平川公民館事業の記録

① 乳幼児家庭教育学級（うたたねハッピーくらぶ）

乳幼児とその保護者が心身ともに健康でいられる場及び仲間づくりの場を提供し、親子の絆を深めることを目的に開催しました。参加者からは、家庭外での子どもの活動や保護者同士の交流機会が設けられたことに対して、「子どもに刺激が与えられて良かった」「子どもとの関りが持てて良かった」などの意見が寄せられました。（市民会館合同開催）

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月3日（土） ※台風の影響により延期 ⇒1月27日（土） 10:00～11:30	お友達と仲良くなるろう♪	馬場 恭子	保護者3人 乳幼児4人
2	6月18日（日） 9:00～10:00	自然とふれあう むしの観察会	郷土博物館 副主査 水流 拓馬	保護者12人 乳幼児9人
3	7月11日（土） 10:00～11:30	おうちでも簡単！おもちゃづくり	平川公民館 社会教育 推進員 井上 勝	保護者5人 乳幼児4人
4	8月18日（金） 10:00～15:00	移動教室：葛西臨海水族園にいこう！		保護者6人 乳幼児6人
5	8月30日（水） 10:00～11:30	絵本の読み聞かせ&図書館活用講座	中央図書館 班長 相武 麻衣子	保護者4人 乳幼児5人
6	9月23日（土） 10:00～11:30	講話「「イライラ」を「ニコニコ」に変える子育てのコツ～子どもの気持ちを理解し親の思いを届ける効果的なコミュニケーション～」	式場 敬子	保護者2人
7	10月16日（月） 9:00～10:00	坂戸の森公園で木の実拾い！		保護者3人 乳幼児3人
8	10月28日（土） 10:00～11:30	木の実で壁飾りをつくろう		保護者4人 乳幼児4人
9	11月10日（金） 10:00～11:30	未来のプレゼント！ミニスクラップブックづくり	市民会館 社会教育推 進員 吉川 亜紀	保護者3人
10	12月9日（土） 10:00～11:30	みんなで体を動かそう！ミニ運動会		保護者4人 乳幼児3人
合 計				84人

② 中川小学校家庭教育学級

中川小学校児童の保護者を対象に、健全な子どもを育てるための家庭や地域の役割を学習しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	7月14日（金） 10:00～11:45	5館合同講演会「どうする？子どものおこづかい どうなる？これからのおこづかい」	千葉県金融広報委員会 橋口 京子	6人
2	7月21日（金） 8:20～12:00	自衛隊見学へ行こう！	陸上自衛隊木更津駐屯地	15人
3	8月20日（日） 10:00～11:30	どうなってるの？ここが知りたい！子どものプログラミング学習！！	地域の学びステーション エスタ 鈴木 喬裕	9人
4	9月1日（金） 8:00～10:30	避難訓練および救急救命講習	袖ヶ浦市平川消防署	7人
5	10月8日（日） 9:00～12:00	親子でウォーキング～袖ヶ浦の美しい風景を見つけよう～	代宿里山を歩く会	4人
合 計				41人

③ 平川中学校家庭教育学級

平川中学校生徒の保護者を対象に、中学校期の成長の場としての家庭・学校さらに地域の役割を認識し、健全な中学生の育成に努めるための学習を行いました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月26日(月) 14:30~16:00	5館合同講演会「成長期の子どものコンディショ作り」	オルカ鴨川FC 石田 裕子	3人
2	9月4日(月) 13:00~15:00	避難訓練参観および避難所開設訓練・防災講座	袖ヶ浦市防災安全課 副主査 鈴木 邦彦 副主査 藤本 有吾 主任主事 藤平 祥伍 平川公民館 顧問 多賀 克之	9人
3	9月22日(金) 8:30~16:00	移動教室「ANA施設および羽田空港見学」	ANA Blue Baseツアー	12人
4	11月29日(水) 10:00~12:00	ものづくり教室「リース作り」	AUBE Preserved Academy 加藤 雅子	7人
5	12月13日(水) 14:00~16:00	アングーマネジメント教室	袖ヶ浦さつき台病院 心理療法室 竹井 浩人	4人
合 計				35人

④ 子どもクラブ

中川小学校児童1~6年生を対象に、体験活動を通して、自然への理解と関心を深めるとともに、様々な学習を行って交流を図りました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	4月29日(土) 10:00~12:00	凧あげ大会へ参加しよう!	伝統工芸保存会	5人
2	5月21日(日) 10:00~12:00	みんなでアイスクリームづくり&ゴーヤのタネ植え		14人
3	7月8日(土) 10:00~11:30	やさいスタンプでオリジナルトートバッグをつくろう!!		8人
4	8月3日(木) 10:00~11:30	ポッチャで地域交流会 (平川生活いきいき講座と共催)	袖ヶ浦レクリエーション協会	7人
5	8月12日(土) ※会場工事中のため延期 ⇒ 2月17日(土) 10:00~12:00	亀山湖畔公園で夏の思い出をつくろう ⇒ みんなdeチャレンジ!料理教室	母子保健・食生活改善推進員	今後開催予定
6	10月7日(土) 10:00~12:30	東京ドイツ村で写真を撮ろう!	阿部 正光	4人
7	12月23日(土) 13:30~15:00	お正月飾りをつくろう	伝統工芸保存会	17人
合 計				55人

⑤ 書き初め教室

平川公民館登録サークルを講師として、中川小学校児童を対象とする書き初め教室を行い、子どもが書道に親しみ、公民館で活動する地域の大人との交流機会を設けました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	12月23日(土) 10:00~12:00	書き初め教室	平川書道サークル	17人
合 計				17人

⑥ 初心者・シニア向けスマートフォン教室

初心者やシニアのスマートフォンに不慣れな方々がスマートフォンの初歩的な利用方法や情報収集方法を知ること、より快適で豊かな日常生活につながるよう支援し、生涯学習の推進に寄与しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月26日(金) 14:00~16:00	スマートフォンの基礎を学ぶ	ソフトバンク 桂川 麻子	14人
2	7月25日(火) 14:00~16:00	スマートフォンの基礎を学ぶ(LINE 体験編)	ソフトバンク 小野 準	20人
3	9月27日(水) 14:00~16:00	スマートフォンの基礎を学ぶ	ソフトバンク 桂川 麻子	20人
4	12月22日(金) 14:00~16:00	スマートフォンの基礎を学ぶ(LINE 体験編)	ソフトバンク 二宮 りえ	19人
5	2月26日(月) 14:00~16:00	スマートフォンの基礎を学ぶ(キャッ シュレス決済体験編)	ソフトバンク	今後開催予定
合 計				73人

⑦ 園芸講座

季節野菜の栽培方法や果樹の剪定などの知識や手法を学びながら、仲間づくりを行いました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月9日(火) 9:30~12:00	夏野菜の基礎知識 (みんなで作る平川公民館夏野菜農園)	農業センター 営農指導員 有原 大祐 切替 英世	23人
2	6月27日(火) 9:30~11:30	農園見学	(有) アドサン 三上 徳康	20人
3	8月29日(火) 9:00~14:00	ブルーベリー農園見学 (ブルーベリーの基礎知識講座)	エザワフルーツランド 江澤 貞雄	15人
4	10月5日(木) 14:00~16:00	農薬を使わない野菜栽培方法 (農薬の正しい使い方)	ちゅうべいファーム 中佐藤 一平	11人
5	10月30日(月) 9:30~15:00	花の栽培の基礎知識	東京ドイツ村 三浦 正人	14人
6	11月9日(木) 9:20~12:30	みかん栽培の基礎知識	房総十字園 苅米 幸男	19人
7	1月17日(水) 14:00~16:00	ハーブ栽培の基礎知識	しすいハーブガーデン 酒瀬川 芳子	19人
8	2月13日(火) 9:30~11:30	夏野菜栽培に向けての準備について	農業センター 営農指導員 有原 大祐 切替 英世	今後開催予定
合 計				121人

⑧ 単発講座

タイムリーな内容、市民の興味、関心のある内容等をテーマとして講座を実施し、公民館利用や仲間づくり等のきっかけの場としました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月26日(月) 10:00~12:00	何歳からでも遅くない!大人の美文字講座	小沢 華仙	19人
2	12月4日(月) 10:20~11:30	養生功を体験しよう!(千葉県「学校卒業後における障害者の学びの支援事業」)	栗山 紀子	15人
合 計				34人

⑨ 平川生活いきいき講座（高齢者講座）

高齢者が健康で充実した生活を送ることができるように、学習や交流活動を通して、一人ひとりの生きがいを促進するとともに、仲間づくりを行いました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月15日(木) 10:00~11:30	開講式 落語公演	袖ヶ浦市落語同好会	22人
2	7月13日(木) 10:00~11:45	質問に答えて自分史づくり～思い出ノートを綴ろう～	明治安田生命保険相互会社 高橋 瑞恵	20人
3	8月3日(木) 10:00~11:45	子ども達と楽しむポッチャ	袖ヶ浦市レクリエーション協会	22人
4	10月12日(木) 10:00~11:45	車椅子を体験しよう	株式会社タカサ 山口 貢司・ 賀上 桜子	15人
5	12月14日(木) 8:50~15:30	移動教室（鋸山美術館など）		18人
6	1月25日(木) 10:00~12:00	これからの災害弱者の備え～備えておきたい備蓄と対策～	地曳 美香・ 地曳 虎之介	17人
7	2月29日(木) 10:00～	今日から役立つ健康講話 閉講式	袖ヶ浦さつき台病院 赤池 優也	今後開催予定
合 計				114人

⑩ おでかけ高齢者講座

中富地区社会福祉協議会のいきいきサロンと共催して、中富地区の自治会館で出張講座を行い、普段公民館まで来ることのできない、地域の高齢者に楽しみを提供しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	7月4日(火) 10:00~11:00	マジックの公演	伊藤 真由美	17人
2	10月5日(木) 13:00~14:00	マジックの公演	伊藤 真由美	13人
合 計				30人

⑪ 災害「避難」を学ぶ講座（地域人材育成講座）

災害時に避難所生活を余儀なくされた場合、自主的に周囲と協力し合いながら避難所運営に携わることができる人材育成と地域の連帯感の醸成を目指し、避難生活を見ずえて、各々がどうしたらよいか、何ができるかを学び合うことができました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月3日(土) 台風の影響により延期 ⇒1月13日(土) 10:00~11:30	災害「避難」を学ぶ	平川公民館 顧問 多賀 克之	12人
2	7月15日(土) 8:30~14:15	移動教室（東京臨海広域防災公園など）		12人
3	10月7日(日) 13:30~15:15	広域災害発生！その時どうする！？ (平岡公民館合同開催)	公益社団法人 SL災害 ボランティアネット ワーク SL千葉県 ネット・SL市原ネッ ト 坂内 美佐子	24人
4	12月3日(日) 9:00~11:45	避難所を確認する（令和5年度袖ヶ浦市 総合防災訓練参加）	袖ヶ浦市災害対策コー ディネーター連絡会	57人
5	3月2日(土) 13:30～	防災備蓄倉庫の中身とハザードマップの 使い方	防災安全課 副主査 藤本 有吾・ 主任主事 藤平 祥伍	今後開催予定
合 計				105人

⑫ 平川公民館まつり

11月18日(土)・19日(日)に第35回平川公民館まつりを実施し、公民館登録サークル・定期利用団体等により学習成果の発表や各種催し物を行い、地域住民の交流の場となりました。来館者は、2,574人(1日目 857人、2日目 1,717人)でした。

【展示の部】

No.	会場	展示名	出展団体名	出展作品数
1	多目的室	トールペイント	トールペイント平川	54点
2		短歌	さわらび短歌会	13点
3		書道	平川書道サークル	14点
4		和風	伝統工芸保存会	8点
5		活動紹介	NPO法人たけのこ	2点
6		書道	一般	8点
7		写真	一般	6点
8		折紙	一般	14点
9	視聴覚室	子ども作品展	吉野田保育所	56点
10			中川幼稚園	55点
11			中川小学校	48点
12			平川中学校	75点
13			こども館・ファミリーサポートセンター	2点
14	ロビー等	活動紹介	中富ふれすぼクラブ	1面
15		活動紹介	平川公民館(壁・パネル等)	4面
合 計				360点

【催し物の部】

No.	会場	催し物名	団体・内容等	参加者数
1	前庭広場	おまつり広場	JA君津袖ヶ浦女性部(太巻きずし、野菜販売、加工品販売)	285個
			どんどんやきそばつるおか(焼きそば、いか焼き他)	1,600個
			青少年相談員(フランクフルト、綿あめ、焼き鳥他)	1,668個
			袖ヶ浦商工会女性部(スーパーボールすくい、チョコバナナ、糸引きあめ、輪投げ)	600個
			ツバッキー(タピオカドリンク、アイス、丼物、アメリカンドッグ、から揚げ他)	195個
			八天堂きさらづ(くりーむパン)	171個
			亜Lo波(わらび餅ドリンク)	269個
			シルバー人材派遣センター(花ポット)	160個
2	事務室	喫茶コーナー	社会教育推進員(ケーキ、飲み物)	162個
3	体育室	芸能発表会	平川ハワイアンフラサークル	12人
			あじさいカラオケ	3人
			養生功倶楽部	7人
			なかよし歌仲間	4人
			すずらんの会	4人
			コスモスダンスサークル	8人
4	1階ロビー	演奏発表	蔵波台ギターアンサンブル	10人
	体育室		袖ヶ浦市ジュニアオーケストラ	96人
			NPO法人ひこうき雲	6人
5	体育室	体験会	吹き矢	97人
			大道芸	112人
			ポッチャ・モルック	55人
			作って遊ぼう!簡単おもちゃ	24人
	前庭広場		フワフワガウラ	296人

6	1階会議室	講習会	凧作り講習会	10人
			きらきらベットボトルドームづくり講習会	44人
			DIY講習会	21人
			化石発掘体験講習会	25人
			シャボン玉作り	50人
7	前庭広場	えほんのひろば	平川図書館	19人
8	和室	囲碁大会	平川囲碁同好会	12人
9	1階ロビー	健康体力測定会	高齢者支援課	145人
10	1階ロビー	無料マッサージコーナー	イトー鍼灸整骨院	165人
11	前庭広場・1階ロビー	消防車両展示	消防本部	100人
12	2階ロビー	木造住宅耐震コーナー	都市整備課	15人
13	全館	キーワードラリー	平川公民館	188人
合 計 (販売個数)				5,110個
合 計 (参加者数)				1,592人

⑬ ロビー展示

各種団体・サークルの学習成果を発表する場を設け、併せて市民が芸術作品に親しむ機会としました。また、地域の方の協力により、通年に渡り折り紙作品や四つ葉のクローバーの展示を行ったり、地域の方の参画によるロビーイベントを行うことで、平川公民館に親しみを持ってもらい、地域住民同士の交流を図りました。

回	開催期間	展示内容	展示団体	作品点数
1	通年	太平洋戦争中の平川地区 -学童集団疎開- 中富地区のオタカラ発見！ 生誕百年 上総掘り師・近藤晴次と上総掘り用具	平川公民館	75点
2	4月6日(木)～ 5月10日(水)	季節のディスプレイ 端午の節句(兜・凧)	伝統工芸保存会	10点
3	4月6日(木)～ 5月10日(水)	ロビーイベント「こいのぼりを揚げよう！」	平川公民館	
4	5月18日(木)～ 6月13日(火)	書道	平川書道サークル	16点
5	5月26日(木)～ 6月28日(火)	ロビーイベント「みんなで梅雨をたのしもう てるてる坊主を飾ろう」	平川公民館	
6	6月14日(水)～ 7月14日(金)	俳句	袖ヶ浦俳壇	15点
7	6月28日(水)～ 7月7日(金)	ロビーイベント「星に願いを☆彡」	平川公民館	
8	7月15日(土)～ 8月17日(木)	書道	袖書会	14点
9	8月17日(木)～ 9月15日(金)	短歌	さわらび短歌会	12点
10	9月15日(金)～ 9月25日(月)	書道	日本習字横田教室	24点
11	10月17日(火)～ 11月2日(木)	ロビーイベント「happyHalloween★折り紙で飾ろう！」	平川公民館	
12	11月29日(水)～ 12月5日(火)	人権ポスター	市民協働推進課	29点
13	12月4日(月)～ 12月27日(水)	ロビーイベント「MerryChristmasクリスマスオーナメントでかざろう！」	平川公民館	
14	12月26日(火)～ 1月5日(金)	書道(平川公民館書き初め教室)	書き初め教室参加児童(中川小学校)	17点
15	1月6日(土)～	ロビーイベント「2024新春 絵馬に願いを！」	平川公民館	
16	1月16日(火)～ 2月16日(金)	和凧	伝統工芸保存会	6点

⑭ 利用者懇談会

定期利用団体を中心に、公民館の管理・運営について協力を促すとともに、団体活動の活性化を図り、サークルの育成に努めます。

回	日時	内容	出席団体数	参加者数
1	3月13日(水) 14:00~16:00	説明事項 (1) 交流センターの利用について (2) 公民館登録サークルの手続きについて (3) 令和6年度平川公民館の事業について (4) 懇談会（意見交換会）	今後開催予定	

⑮ 二十歳を祝う会※平岡公民館と共催

二十歳になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、より豊かな人生が築けるように、実行委員による自主的な運営で開催しました。

地区	対象者			出席者			出席率%
	男	女	計	男	女	計	
平川地区	58	42	100	46 (4)	34 (3)	80 (7)	80

*出席者のカッコ内は市外転出者の出席数で内数です。

3 長浦公民館

●長浦公民館事業一覧

令和6年1月31日現在

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数等	事業費 (千円)
1	子育てパパ応援講座	6月17日～12月16日	5回	保護者31人、 幼児31人	10
2	小中学校家庭教育学級	6月26日～1月25日	6回	84人	20
3	わんぱく教室	5月20日～1月28日	8回	179人	16
4	長浦ジュニアお琴教室	5月20日～1月27日	13回	87人	0
5	まるごと体験セミナー～1からのソ バづくり～	6月3日～12月27日	8回	109人	28
6	ながうら遊学塾	5月25日～1月25日	7回	199人	33
7	お正月飾りづくり講習会	12月22日	1回	21人	12
8	長浦さわやかスクール (高齢者教室)	5月18日～12月12日	5回	168人	30
9	地域人材育成講座	6月25日～11月19日	5回	35人	2
10	長浦公民館まつり	11月18日～11月19日	2回	5379人	188
11	ロビー展示	通年	9回	168点	0
12	利用者懇談会	3月15日開催予定			-
13	二十歳を祝う会	1月7日	長浦・蔵波 各1回	長浦81人 蔵波117人	-
14	社会教育推進員活動	通年		10人	-
15	長浦地区住民会議 (ながうら青空の会) 活動	通年		各種団体 24団体	-
16	青少年相談員支部活動	通年		22人	-

※上記一覧の内容には今後開催予定の講座等の分は含んでおりません。

(1)長浦公民館事業の記録

① 子育てパパ応援講座

2歳から小学校入学前までの幼児を持つ保護者（父親）を対象に、父親同士の交流や親子での体験をとおして、父親であることが楽しいと感じることを目的に開催しました。成果としては、アンケートの結果から、参加した保護者のすべてが「楽しめた」「まあまあ楽しめた」と回答し、講座の目的を達成することができました。課題は、保育園行事等との重複をなくすなど、1回あたりの受講者を増やすことです。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月17日(土) 10:00~11:30	開講式、簡単工作(紙トンボ、吹き流しづくり)&プラズマカーで遊ぼう!!	公民館職員 社会教育推進員	保護者12人 幼児14人
2	8月6日(日) 10:00~12:30	パパの料理教室 太巻き寿司づくりにチャレンジ	寿田 玲子 関 律子	保護者3人
3	9月23日(土) 10:00~11:00	アンプラグドプログラミング (男女共同参画セミナーと共催)	(株) Create Reality 嶋飼 猛	保護者7人 幼児7人
4	10月28日(土) 10:00~11:30	袖ヶ浦の秋を満喫しよう! 椎の森里山散策と木の実や葉っぱを使った簡単工作	しいの森里山会	保護者4人 幼児5人
5	12月16日(土) 10:00~11:30	パパも作れる!簡単親子クッキング、 閉講式	社会教育推進員	保護者5人 幼児5人
合 計				62人

② 小中学校家庭教育学級

長浦小・中学校及び蔵波小・中学校の児童生徒の保護者を対象に、家庭の教育力向上の支援を目的とし、PTAと公民館で役割を分担し、かつ、協力して開催しました。成果として、アンケートでは、満足度94%と受講者のほとんどが講座の内容に満足している状況が伺えました。こうした受講者が継続して受講するなど、参加者数を増やしていくことが引き続き課題となっています。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月26日(月) 14:30~16:00	市内中学校合同講演会「成長期の子どものコンディショニングづくり」	オルカ鴨川FC トップチームトレーナー 石田 裕子	9人
2	7月14日(金) 10:00~11:45	市内小学校合同講演会「どうする?子どものおこづかい どうなる?これからのおこづかい」	金融広報アドバイザー 橋口 京子	9人
3	9月28日(木) 10:00~11:30	子どもが思春期になったら知って欲しい大切な3つのこと	ハッピーママトレーナー 齋藤 ひとみ	18人
4	11月28日(火) 10:00~11:30	子育てとお金~子育て世代の生活設計を考える~	住友生命保険相互会社 ファイナンシャルプランナー	16人
5	12月19日(火) 10:00~11:15	インターネットリテラシー教育について	総合教育センター 学校ICTインストラクター 榎本 雅子	14人
6	1月25日(木) 10:00~11:15	食育~給食について学ぶ~	学校給食センター 栄養士 鳥居玲子	18人
合 計				84人

③ わんぱく教室

長浦地区の小学校4～6年生を主な対象として、異なる学校・学年の子ども達の交流や様々な体験を通じ、豊かな人間性を培うことを目的として開催しました。親子ウォーキングでは地域の再発見に繋がり、4年ぶりの開催となったデイキャンプでは多くの子どもたちが日常を離れた体験を行いました。昨年度に比して参加者数が増加傾向にあり、コロナ禍により途絶えてしまった公民館には楽しいことがある、という認識が回復してきたと思われます。今後も公民館ならではの体験を提供できるよう、努めてまいります。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月20日(土) 9:00～12:30	開講式 自然観察@潮干狩り	公民館職員 社会教育推進員	15人
2	7月16日(日) 9:00～12:00	親子ウォーキング(青空の会、まちづくり協議会と共催)		12人
3	8月8日(火) 9:00～12:00	ペットボトルロケットを作って遊ぼう! (青空の会と共催)	袖ヶ浦市レクリエーション協会	15人
4	8月20日(日) 14:30～20:40	デイキャンプ(青空の会と共催)		39人
5	9月24日(日) 9:00～16:00	移動教室(千葉県立房総のむら)		26人
6	10月29日(日) 9:00～12:00	ジャックオーランタンを作ろう	公民館職員 社会教育推進員	18人
7	12月26日(火) 14:00～16:00	書初め教室	長浦書友会	27人
8	1月28日(日) 9:00～11:30	料理教室(ロールケーキと手作りコーラ)	林 郁子	27人
合 計				179人

④ 長浦ジュニアお琴教室

長浦地区及び昭和地区の小学校4～6年生を対象に、琴の演奏技術の習得を図り、日本の伝統音楽である邦楽の継承者を育成することを目的に開催しました。初心者4人、経験者4人が公民館まつりや音楽協会定期演奏会での発表を目標に、基礎練習、発表曲を繰り返し稽古に励み、演奏会を見事に務め上げることができました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月20日(土) 9:00～12:15	開講式、【初心者】琴の設置、譜面の見方、演奏方法【経験者】基礎練習(合わせ爪、すくい爪)、演奏会に向けた練習	井上 久子	6人
2	6月24日(土) 9:00～12:15	【初心者】姿勢、弾き方、基礎練習、押手、さくらさくらの練習【経験者】基礎練習(合わせ爪)、演奏会に向けた練習	井上 久子	8人
3	7月24日(月) 9:00～12:15	【初心者】座り方、姿勢の確認、基礎練習、演奏会に向けた練習【経験者】基礎練習、演奏会に向けた練習	井上 久子	8人
4	8月28日(月) 9:00～12:15	【初心者】座り方、姿勢の確認、基礎練習、演奏会に向けた練習【経験者】基礎練習、演奏会に向けた練習	井上 久子	8人
5	9月16日(土) 9:00～12:15	【初心者】基礎練習、演奏会に向けた練習【経験者】基礎練習、演奏会に向けた練習【共通】尺八との音合わせ	井上 久子	7人
6	10月14日(土) 9:00～12:15	【初心者・経験者】基礎練習、演奏会に向けた練習「さくらさくら」「うさぎ」「てまりうた」「絵日傘」	井上 久子	7人
7	11月11日(土) 9:00～12:00	【合同練習】基礎練習、演奏会に向けた練習	井上 久子	8人
8	11月12日(日) 13:00～14:00	【公民館まつり】ミニコンサート「尺八と箏のしらべ」※根形公民館お琴教室もみじとの合同練習	井上 久子	7人
9	11月18日(土) 9:00～11:00	【公民館まつり】ミニコンサート「尺八と箏のしらべ」※がうら邦楽合奏団との合同演奏会	井上 久子	8人
10	12月9日(土) 16:30～18:00	袖ヶ浦市音楽協会定期演奏会(邦楽部門)リハーサル	井上 久子	6人

11	12月10日(日) 13:30~15:30	袖ヶ浦市音楽協会定期演奏会(邦楽部門) にて発表	井上 久子	7人
12	12月16日(土) 9:00~12:15	【初心者・経験者】基礎練習、「うれしい ひなまつり」の練習	井上 久子	6人
13	1月27日(土) 9:00~10:30	【初心者】基礎練習、「うれしいひなまつ り」の練習	井上 久子	1人
14	2月17日(土) 9:00~12:00	【初心者】基礎練習 【初心者・経験者】合奏、閉講式	井上 久子	今後開催 予定
合 計				87人

⑤ まるごと体験セミナー～1からのソバづくり～

市内在住の成人を対象に、畑で自ら育てたソバでソバ打ちを行う体験を通じ、より良い地域コミュニティづくりや新たな体験により生活を充足させることを目的として開催しました。草取りから畑づくりをはじめ、植付、収穫、脱穀から調理に至るまでを体験し、新たな仲間づくりに繋がりました。畑の日常管理に困難な面も伴いましたが、日々成長するソバの様子を講座生自ら見学しにくるなど、当事者意識の高い講座運営ができました。アンケートでは様々な体験の希望があり、さらに充実した内容について検討していきます。

回	日 時	学 習 内 容	講 師 等	参加者数
1	6月3日(土) 9:30~11:00	開講式、そばの育て方について	中根 幸男	16人
2	7月15日(土) 9:00~11:00	畑の準備、土づくり		15人
3	8月26日(土) 9:00~11:00	種まき		19人
4	9月14日(木) 9:00~11:00	そば畑の手入れ(除草、土寄せ)		10人
5	11月23日(木) 9:30~10:30	収穫、乾燥	中根 幸男	16人
6	12月2日(土) 9:00~12:00	脱穀、選別	中根 幸男	11人
7	12月9日(土) 9:30~12:00	そば打ち、閉講式	中根 幸男	13人
8	12月27日(水) 9:00~17:00	自由そば打ち		9人
合 計				109人

⑥ ながうら遊学塾

市内在住の成人を対象に、日常生活に即して、健康づくり・趣味・教養・実学など様々な分野の学習を行うことを目的として開催しました。成果としては、レクダンスやあじさいウォーキングなどの健康づくりに、キャッシュレス決済についてや認知症についてなどの実学ほか、様々な学習を実施できました。参加した講座生の満足度は高く、来年度も多くの方に参加していただき満足いただける講座を実施できるよう努めます。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月25日(木) 9:45~12:00	開講式 レクダンス	猪俣 圭子	30人
2	6月15日(木) 9:00~14:00	あじさいウォーキング		33人
3	8月24日(木) 10:00~11:30	キャッシュレス決済を知ろう	千葉県金融広報委員会 金融広報アドバイザー 青野 泰弘	31人
4	9月22日(金) 10:00~12:00	ポッチャ	袖ヶ浦市レクリエーション協会	35人
5	10月20日(金) 9:00~16:00	移動教室 「東京湾アクアライン裏側探検」		25人
6	12月15日(金) 10:00~12:00	苔玉づくり	岡田 智子	14人
7	1月25日(木) 14:00~15:15	認知症の理解と対応 閉講式	君津中央病院 リハビリテーション科 下田 辰也	31人
合 計				199人

⑦ お正月飾りづくり講習会

新年を迎える日本の伝統行事を大切にするため、お正月飾りの作り方を学ぶ講習会を開催しました。2種類のしめ縄飾りを製作し、参加者は高い満足感を得ることができました。継続して参加されている方が教える側に回るなど、人がつながる働きかけが必要です。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	12月22日(金) 9:30~11:30	お正月飾りづくり	農村公園管理組合員	21人
合 計				21人

⑧ 長浦さわやかスクール(高齢者教室)

長浦地区の60歳以上の方を対象に、心豊かで生きがいのある高齢期を過ごすために、心身をリフレッシュする運動を始め、移動教室の開催等によりスクール生相互の交流を図り、高齢者の社会参加を推進することを目的として開催しました。今年度途中から久保田シニア会が仲間に加わり、総勢199人の講座生となりました。しかし、名簿には名前があるものの実際の受講者が少ないことが課題です。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月18日(木) 10:00~11:40	開講式 「レクリエーションゲームを楽しもう」	袖ヶ浦市レクリエーション協会	25人
2	6月13日(火) 10:00~11:30	長浦歴史講話	長浦公民館 前田 雅之	41人
3	9月28日(木) 9:00~16:00	移動教室 行先:浅草寺、雷おこし工房	社会教育推進員 公民館職員	42人
4	10月10日(火) 9:15~12:00	グラウンドゴルフ大会		30人
5	12月12日(火) 10:00~12:00	映画鑑賞会「殞の森」		30人
6	2月14日(水) 10:00~11:30	歌声広場と江戸芸	清水 厚史	今後開催 予定
7	3月6日(水) 10:00~12:00	講話「終活について」 健康測定会 閉講式	明治安田生命保険 相互会社	今後開催 予定
合 計				168人

⑨ 地域人材育成講座

サブテーマを「地域デビュー講座」とし、高校生から25才までの若者を対象に、自分が暮らす地域に愛着を持ち、地域とのつながりを持ちたいと考えている方へのきっかけづくりを目的として開催しました。成果として、募集定員15名のところ高校生から大学生までの16名が講座生になり公民館事業などへボランティアとして参加し、地域の方とのつながりを持つことができました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月25日(日) 13:00~15:00	開講式 アイスブレイク		8人
2	7月16日(日) 8:00~12:00	地域活動を体験しよう① 「親子ウォーキング」		7人
3	8月1日(火) 8:30~12:00	地域活動を体験しよう② 「ペットボトルロケットを作って遊ぼう！」		5人
4	8月20日(日) 13:00~21:00	地域活動を体験しよう③ 「デイキャンプ」		8人
5	11月19日(日) 8:30~16:00	公民館まつりへの参加 「綿あめブースの企画運営」		7人
合計				35人

⑩ 第36回長浦公民館まつり

「温もりと喜びが集う公民館 つなげよう 広げよう 地域の輪」をテーマに、11月18日(土)、19日(日)の2日間にわたって開催しました。来館者は5,379人、展示の部では館内に776点の作品が展示され、催し物の部では販売個数6,170個、参加者数2,467人と賑わいました。

【作品展示部門】

No.	会場	展示名	出展団体名	出展作品数
1	交流ロビー	活動報告	袖ヶ浦市民が望む政策研究会	6点
2		団体紹介	ファミリーサポートセンター・子ども館	2点
3	多目的室	油絵	絵画サークル悠彩・悠彩2	37点
4		油絵	絵画サークル心美	9点
5		絵画	チャイルド・アート・サークル	10点
6		押し花作品	押花額絵サークル	54点
7		木彫り作品	木遊会	46点
8		硬筆習字作品	長浦硬筆習字サークル	12点
9		書道・短歌	家庭倫理の会袖ヶ浦支部	20点
10	展示ホール	書道	長浦書友会	26点
11		俳句	袖ヶ浦俳壇	13点
12	研修室1・2	子ども作品展	久保田保育所	25点
13			蔵波台さつき幼稚園	75点
14			袖ヶ浦桜ヶ丘幼稚園	49点
15			長浦小学校	42点
16			蔵波小学校	106点
17			長浦中学校	30点
18			蔵波中学校	29点
19			槇の実特別支援学校	60点
20	会議室2	パッチワーク作品	パッチワークはぎれクラブ	113点
21		手工芸・活動報告	千葉友の会	7点
22	廊下	主催事業展示	長浦公民館	5点
合計				776点

【催し物の部】

No.	会場	催し物名	団体・講師名等	参加者数 販売個数
1	前庭広場	まつり寿司、豚汁、果物販売	ゆりの里	1,188個
2		サモサ、焼きそば、カレー	序の口、袖ヶ浦ミヤンマー友好会	400個
3		揚げパン	青少年相談員	564個
4		日用品バザー	ガールスカウト第87団	50人
5		日用品バザー	日常生活支援そでふれ	195個
6		味噌田楽、飲み物、くじ	NAGAX	749個
7		フランクフルト、ジュース	社会教育推進員	539個
8		スーパーボールすくい	社会教育推進員	1,029個
9		綿あめ	地域デビュー講座	188個
10		オープニングゲスト	代宿太鼓保存会	100人
11		消防車両展示	消防本部	200人
12		チョイソコがうら登録会	企画政策課	100人
13		シティプロモーション動画撮影	そでがうらシティプロモーション戦略プロジェクトチーム	130人
14	多目的ホール	サークル発表会	長浦公民館登録サークル	500人
15		演奏会	長浦中吹奏楽部	130人
16		演奏会	蔵波中音楽部	150人
17		ダンスパフォーマンス	姉崎高校ダンス部	200人
18		一緒にジャンボリミッキーを踊ろう!	姉崎高校ダンス部	200人
19	ちびっこ広場	地域デビュー講座	150人	
20	ロビー	ネイチャークラフト	社会教育推進員	101人
21		活動紹介動画上映	長浦公民館登録サークル	120人
22		型抜き	社会教育推進員	252個
23		焼き菓子販売	菓子工房リアン	637個
24		コーヒー販売	オレンジカフェ	122個
25		コーヒー販売	社会教育推進員	307個
26	和室	救急救命体験	消防本部	30人
27	長浦おかのうえ図書館視聴覚室	ミニコンサート	がうら邦楽合奏団、長浦ジュニアお琴・尺八教室「ひまわり」、長浦マンドリンアンサンブル、コールわかば、袖ヶ浦混声合唱団、蔵波台ギターアンサンブル	306人
合計			販売個数	6,170個
			参加者数	2,467人

⑪ ロビー展示

各種団体・サークルの学習成果を発表する場とし、併せて市民が芸術作品に親しむ機会としました。

回	開催期間	展示内容	展示団体	作品点数
1	4月4日(火)～ 4月18日(火)	絵画	悠彩	19点
2	6月14日(水)～ 6月28日(水)	絵画	絵画サークル心美	15点
3	7月14日(金)～ 8月16日(水)	俳句	袖ヶ浦俳壇	14点
4	8月17日(木)～ 9月14日(木)	絵画	チャイルドアート	30点
5	9月15日(金)～ 10月12日(木)	短歌	さわらび短歌会	12点
6	10月13日(金)～ 11月10日(金)	和風	伝統工芸保存会	6点
7	11月23日(木)～ 12月3日(日)	淡彩画	袖ヶ浦淡彩画教室	28点
8	12月5日(火)～ 12月11日(月)	絵画	市民協働推進課	29点
9	12月12日(火)～ 1月17日(水)	書道	袖書会	15点
10	3月1日(金)～ 3月14日(木)	絵画	悠彩	今後開催 予定
合 計				168点

⑫ 利用者懇談会

定期利用団体を中心に、公民館の管理・運営について協力を促すとともに、団体活動の活性化を図り、サークルの育成に努めます。

回	日時	内 容	出席団体数	参加者数
1	3月15日(金) 14:00～15:00	<ul style="list-style-type: none"> 交流センターの利用について 公民館登録サークルの手続きについて 令和6年度長浦公民館の事業について 懇談会(意見交換会) 		今後開催 予定

⑬ 二十歳を祝う会

二十歳になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、より豊かな人生が築けるように、二十歳による自主的な運営で開催しました。

地 区	対 象 者			出 席 者			出席率%
	男	女	計	男	女	計	
長浦地区	58	57	115	39(7)	42(4)	81(11)	70.4
蔵波地区	90	82	172	60(13)	57(9)	117(22)	68.0

*出席者のカッコ内は市外転出者の出席数で内数です。

4 根形公民館

●根形公民館事業一覧

令和6年1月31日現在

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数等	事業費 (千円)
1	花まる絵画教室	6月24日～12月16日	6回	82人	34
2	子ども絵画教室	5月13日～12月9日	9回	157人	49
3	ねがたオープンキャンパス (ねこまる)	7月31日～8月19日	3回	172人	18
4	成人絵画教室	5月20日～1月20日	9回	121人	57
5	地域再発見講座	6月14日～1月16日	7回	106人	16
6	根形ニコニコ教室（高齢者教室）	5月24日～1月18日	9回	237人	28
7	小中学校家庭教育学級	6月26日～12月16日	6回	73人	7
8	ワーキングママ支援講座	8月23日～9月14日	4回	23人	46
9	地域人材育成講座	9月1日～12月3日	4回	432人	19
10	書初め教室	12月25日	1回	21人	5
11	根形公民館まつり	11月4日～11月5日	2日	2,222人	177
12	ねがたファミリーコンサート	8月5日	1日	74人	45
13	ロビー展示	7月14日～2月15日	9回	105点	-
14	根形公民館サークル作品展	3月9日～3月17日 開催予定	9日	-	-
15	利用者懇談会	3月15日開催予定			-
16	二十歳を祝う会	1月7日	1日	32人	-
17	社会教育推進員活動	通年	会議4回 研修会1回	10人	4
18	根形地区住民会議 (根っ子の会) 活動	通年	-	20団体等	-
19	青少年相談員支部活動	通年	-	8人	-
20	子ども会育成会支部活動	通年	-	3団体	-

※上記一覧の内容には今後開催予定の講座等の分は含んでおりません。

(1) 根形公民館事業の記録

① 花まる絵画教室

市内の小学校1年生から3年生を対象に、水彩画の基礎を学ぶとともに、児童同士がふれあう機会を提供し、自然や人の動きの絵を描きながら、楽しく学習するという目的を達成することができました。なお、教室で作成した絵を根形公民館まつりで展示しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月24日(土) 9:30~10:45	開講式 自然を描こう①	小嶋 祥子 社会教育推進員	14人
2	7月8日(土) 9:30~10:45	自然を描こう②	"	15人
3	9月2日(土) 9:30~10:45	動きを描こう①	"	15人
4	10月7日(土) 9:30~10:45	動きを描こう②	"	13人
5	12月2日(土) 9:30~10:45	楽しく描こう①	"	12人
6	12月16日(土) 9:30~10:45	楽しく描こう② 閉講式	"	13人
合 計				82人

② 子ども絵画教室

市内の小学校4年生から6年生を対象に、水彩画を学びながら友達づくりと豊かな感性を養うことを目的に実施しました。子どもたちは絵を描くことに集中し、絵画にふれる良い機会となりました。なお、教室で作成した絵を根形公民館まつりで展示しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月13日(土) 9:30~11:15	開講式 自由に描こう!	小嶋 祥子 社会教育推進員	16人
2	5月27日(土) 9:30~11:15	移動教室 「千葉県立美術館」	"	19人
3	6月17日(土) 9:30~11:15	移動教室作品仕上げ	"	19人
4	7月1日(土) 9:30~11:15	移動教室作品仕上げ	"	18人
5	8月26日(土) 9:30~11:15	公民館まつり展示用作品作り	"	17人
6	9月9日(土) 9:30~11:15	公民館まつり展示用作品作り	"	16人
7	10月14日(土) 9:30~11:15	自由に描こう☆	"	19人
8	11月18日(土) 9:30~11:15	自由に描こう☆	"	16人
9	12月9日(土) 9:30~11:15	自由に描こう☆ 閉講式	"	17人
合 計				157人

③ ねがたオープンキャンパス (ねこまる)

社会人や大学生等で構成されているN.O.Cが企画・運営を担い、特別版では根形地区住民会議「根っ子の会」等も協力し、多世代での交流も深まりました。地域の子どもの体験活動を共にして、若者たちの成長や地域づくりにつながりました。

	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	7月31日(月)	【通常版】勉強、絵画・ レクリエーション(インドア・ローンボールズ、他)	N.O.C、登録サークル、 レクリエーション協会 他	42人
2	8月1日(火)	【通常版】勉強、絵画 レクリエーション(インドア・ローンボールズ、他)	N.O.C、登録サークル、 レクリエーション協会 他	49人
3	8月19日(土)	【特別版】 「ペットボトルロケットを作ろう」	N.O.C、青少年相談員、 根形小PTA 他	81人
合 計				172人

④ 成人絵画教室

毎回、違うテーマを取りあげて水彩画や油絵の基本的な知識・技術を習得する機会を提供しました。講座生相互の交流と今後の自主的な活動へのきっかけづくりを行うとともに、学習の成果として根形公民館まつりに作品を出展しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月20日(土) 9:00~12:00	開講式 道具の使い方、デッサンの基本	伊藤 景子 社会教育推進員	16人
2	6月24日(土) 9:00~12:00	静物写生①(初夏の野菜、果物) 画材について	"	15人
3	7月22日(土) 9:00~12:00	静物写生②(花瓶、器物) 構図について	"	15人
4	8月19日(土) 9:00~12:00	石膏デッサン	"	14人
5	9月23日(土) 9:00~12:00	風景写生(館内から秋の風景を描く) 樹木・葉の描き方	"	11人
6	10月21日(土) 9:00~12:00	静物写生③(秋の果物・野菜・落葉) 公民館まつり作品仕上げ、額装について	"	13人
7	11月25日(土) 9:00~15:30	移動教室 「国立西洋美術館」西洋美術の鑑賞	"	11人
8	12月16日(土) 9:00~12:00	風景写生(写真等を見て) 表現技法①	"	11人
9	1月20日(土) 9:00~12:00	静物写生④(冬の花、野菜、果物) 表現技法②	"	15人
10	2月24日(土) 9:00~12:00	サークル作品展作品仕上げ 作品鑑賞会、閉講式	"	今後開催 予定
合 計				121人

⑤ 地域再発見講座

「地域を見つめ直そう ～過去から未来に向けて～」をテーマに、主に根形地区や市内の歴史、産業等について、体験を通じた学びを行いました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月14日(水) 10:00～11:45	開講式 「広報そでがうら」について	市秘書広報課 柿本 健 主任主事 大河原 碧 主事	17人
2	7月20日(木) 9:10～12:00	「スポーツ振興」について	市スポーツ振興課課長 鈴木 靖彦 課長 川西 正宏 副課長	12人
3	9月15日(金) 10:00～12:00	戦国の城を歩く ～蔵波・川原井城跡地をめぐるろう！～	市郷土博物館 井口 崇 顧問	18人
4	10月18日(水) 9:30～15:00	移動教室 「国立歴史民俗博物館」	社会教育推進員	16人
5	11月14日(火) 10:00～11:30	広域廃棄物処理施設「かずさクリーンシステム」を見学 家庭ごみの処理方法を学ぶ	かずさクリーンシステム 林 総務部長 清水 総務課長	15人
6	12月12日(火) 10:00～11:50	戦時中の若者	久野 一郎	15人
7	1月16日(火) 10:00～11:45	明治初期「房総の教育と地域」 閉講式	千葉県文書館 村上 博美	13人
合 計				106人

⑥ 根形ニコニコ教室

地域の60歳以上の方を対象に、健康で充実した生活を送ることができるよう、学習や体験・交流活動を通して、一人ひとりの生きがいを促進するとともに、仲間づくりを行いました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月24日(水) 10:00～11:40	開級式 レクリエーションスポーツクラブ	袖ヶ浦市レクリエーション協会	32人
2	6月15日(木) 10:00～11:45	夏の健康管理について	市健康推進課 丹 早咲 保健師	26人
3	7月12日(水) 10:00～11:40	交通安全教室及び防犯について	木更津警察署移動交番 市防災安全課 大野 有加 班長	27人
4	8月 5日(土) 10:30～11:35	ねがたファミリーコンサート ※	小泉 百合香 鈴木 奈津子 大森 啓史	23人
5	9月27日(水) 10:00～11:30	歯科に関する講話	玄々堂歯科医院 鈴木 邦彦 院長	20人
6	10月25日(水) 8:50～16:00	移動教室 「水郷佐原山車会館」 「香取神宮」	社会教育推進員	26人
7	11月4日(土) 10:00～16:00	根形公民館まつりに参加しよう		29人
8	12月13日(水) 10:00～12:00	映画会 上映作品「深夜食堂」	市中央図書館職員	26人
9	1月18日(木) 10:00～11:30	いきいきシニア食育プログラム 「健康の秘訣は食事から」	生活協同組合コープみらい	28人
10	2月14日(水) 11:00～15:00	お楽しみ演芸交流会 閉級式	一他家さん志 袖ヶ浦市音楽協会 タンポポ 社会教育推進員	今後開催 予定
合 計				237人

※ねがたファミリーコンサートの総参加者数は70名

⑦ 小中学校家庭教育学級

自らの教養を高めることを目的に、家庭教育に関することを学びあいながら、互いにより親しくなる機会として、小中学校の保護者を対象に開催しました（合同講演会を除く）。健全な子どもを育てるための子育てや家庭教育について学習しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	6月26日(月) 14:30~16:00	合同講演会(中学校保護者対象) 「成長期の子どものコンディションづく	オルカFC トレーナー 石田 裕子	1人
2	7月14日(金) 10:00~11:45	合同講演会(小学校保護者対象) 「どうする子どものおこづかい、 どうなるこれからのおこづかい」	金融広報アドバイザー 橋口 京子	7人
3	9月30日(土) 10:00~12:00	親子料理教室	市健康推進課	18人
4	10月14日(土) 10:00~11:0	大学までの教育費について	金融広報アドバイザー 黒田 千鶴子	10人
5	11月26日(日) 10:00~12:00	災害非常食を学ぶ	防災教育研究所 地曳 美香	11人
6	12月16日(土) 9:00~16:00	移動教室 「上野恩賜公園散策」	—	26人
合 計				73人

⑧ ワーキングママ支援講座

これから「働きたい」または「現在、働いている」母親に対して、働き方や働くことへの不安や子育ての悩みの解決策を考える機会とし、子育てのコツなどをプロの講師から学び、自分らしい生き方を見つけれられるよう後押しをしました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	8月23日(土) 10:00~11:30	開講式 袖ヶ浦市の子育て支援について	市子育て支援課 竹川 義治 課長 浦邊 宜文 副課長	6人
2	8月31日(土) 10:00~11:30	老化を防いで身体の中から美しく健康に!	高橋 瑞恵 氏	5人
3	9月7日(土) 10:00~11:30	子育ても自分の人生もうまくいく! ~今日からできるハッピーママトレーニング~	齋藤 ひとみ 氏	4人
4	9月14日(土) 10:00~11:30	復職後のママたちの生活 ~育児や時短勤務で将来の年金も減るの?~ 閉講式	菅原 とも子 氏	8人
合 計				23人

⑨ 地域人材育成講座

「学びをとおした地域防災」をテーマに、迫る災害に備えた地域住民の防災意識の向上と、将来地域を担う小・中学生に防災や地域への関心を高めることを目指して実施しました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	9月1日(金) 8:20~12:00	根形小学校防災学習会 (避難所体験・見学)	市防災安全課	259人
2	10月20日(金) 13:10~14:40	根形中学校防災学習会 (講演、ワークショップ)	元市原市立清水谷小学 校長 小野寺 源彦	125人
3	11月26日(日) 10:00~12:00	災害非常食を学ぶ (バッククッキングによるカレー作り)	防災教育研究所 地曳 美香	7人
4	12月3日(日) 7:30~12:30	袖ヶ浦市総合防災訓練 (避難所開設訓練、かまど火起こし、災害備 蓄品解説、防災バッククッキング等)	災害対策コーディネーター 市防災安全課 社会教育推進員	41人
合 計				432人

⑩ 書初め教室

根形小学校の児童及び根形中学校の生徒を対象に、書道サークルの協力による書初め教室を実施しました。子ども達は書道を学び親しむとともに、地域の大人も子ども達と触れ合い、相互の交流が深まりました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	12月25日(月) 10:00~11:30	書初め教室 (対象:根形小学校3年生~6年生 根形中1年生~3年生)	降矢 靖一 望陀書友会	21人

⑪ 公民館まつり

新型コロナウイルス感染症の影響がなくなり通常開催として実施しました。天候にも恵まれて、11月4日(土)・5日(日)両日の来場者数は2,222人と賑わいが見られ、公民館利用者や学校・地域の方、公民館講座の学習成果を発表する場とするとともに、地域の交流の場を提供しました。

【展示の部】

No.	会場	展示名	出展団体名	出展作品数
1	2階視聴覚室	陶芸	サークル陶	16点
2		陶芸	彩の会	22点
3		陶芸	陶芸サークル壺々土	10点
4		陶芸	陶芸サークル釉	24点
5		陶芸	サークル椿	19点
6		陶芸	土喜	19点
7		陶芸	サークル窯	22点
8		陶芸	サークル土楽	31点
9		陶芸	陶芸サークル形	45点
10		陶芸	陶芸サークル陶楽	33点
11		陶芸	陶芸教室	34点
12		書道	根形書友会	5点
13		書道	望陀書友会	14点
14		生け花	生け花サークル優華会	5点
15		写真	写団上総	16点
16	2階講義・研修室	絵画	サークル悠	9点
17		絵画	遊心	8点
18		絵画	サークル快心	8点
19		絵画	イーゼル	15点
20		絵画	パレット	11点
21		絵画	成人絵画教室	18点
22	2階会議室	絵画	子ども絵画教室	23点
23	1階ロビー	絵画	花まる絵画教室	15点
24		子ども作品(染物、絵、工作)	根形保育所	54点
25		篠笛展示	篠笛の会	10点
26		活動紹介	ファミリーサポートセンター	3点
27	1階ロビー、2階通路	絵画、書道、硬筆	根形小学校	72点
28	2階通路	調べ学習、工作	根形中学校	112点
29		袖凧等	袖ヶ浦市凧保存会	24点
30		ミニチュア作品	袖ヶ浦市シニアクラブ	1点
合計				698点

【催し物の部】

No.	会 場	催 し 物 名	発表団体・講師等	参加者数
1	1階多目的ホール	芸能音楽発表会 (11月4日(土))	登録サークル、地域団体	227人
2		家族でトライ (11月5日(日))	登録サークル、地域団体	40人
3	1階図書室	本のリサイクル市・読み聞かせ (11月4日(土)・30日(日))	根形公民館図書室司書	77人
4	1階ロビー	マッサージ体験会	伊藤鍼灸院	3人
4	2階アトリエ	油絵体験会 (11月4日(土))	伊藤景子、社会教育推進員	18人
5		親子陶芸教室 (11月5日(日))	陶芸サークル陶	26人
6	2階調理実習室	講習会「パン作り」 (11月5日(日))	袖の花	20人
7	2階ベランダ	講習会「石膏手形づくり・木工」 (11月5日(日))	千葉土建一般労働組合かずさ支部	65人
8	出会いの広場	喫茶(コーヒー、紅茶) (11月4日(土)・5日(日))	社会教育推進員	8人
10	テニスコート	テニス体験 (11月4日(土)、5日(日))	NESUPO	70人
11	正面玄関前広場	講習会「和風作り」・ミニ風販売 (11月4日(日)・5日(日))	袖ヶ浦市風保存会	70人
12		消防車展示・広報物資配付 (11月4日(土))	袖ヶ浦市消防本部	8人
13		オープニング(琴演奏) (11月4日(土))	ジュニアお琴もみじ	1人
14		音楽発表 (11月5日(日))	袖ヶ浦高校音楽部	15人
15		エンディング(吹奏楽演奏) (11月5日(日))	根形中学校吹奏楽部	18人
16		陶芸作品即売 (11月4日(土)、5日(日))	陶芸サークル	50人
17		ポテトフライ等即売 (11月4日(土)、5日(日))	青少年相談員	37人
18		水ヨーヨー即売 (11月4日(土)、5日(日))	子ども会	17人
19		野菜等即売 (11月4日(土)、5日(日))	ゆりの里	10人
20		農産物即売 (11月4日(土))	根形直売会	3人
21		パン等販売 (11月4日(土)、5日(日))	ふる里学舎	6人
22		焼きそば即売、活動PR等 (11月4日(土))	根形地区社会福祉協議会	15人
23		啓発物資配付等 (11月4日(土))	シルバー人材センター	5人
25		クッキー等販売 (11月5日(日))	あすみ堂	2人
26	野菜・ドーム菊販売 (11月4日(土)、11月5日(日))	個人	1人	
合 計				823人
販売個数合計				5917個
合 計(参加者、入場者)				6740人

⑫ ロビー展示

各種団体・サークルの学習成果を発表する場とし、併せて市民が芸術作品に親しむ機会としました。

回	開催期間	展示内容	展示団体	作品点数
1	7月14日(金)～ 8月17日(木)	短歌	さわらび短歌会	13点
2	8月18日(金)～ 8月29日(火)	絵画	パレット	9点
3	8月30日(水)～ 9月11日(金)	絵画	サークル 悠	11点
4	9月26日(火)～ 10月6日(金)	絵画	イーゼル	13点
5	10月7日(土)～ 10月18日(水)	絵画	サークル 遊心	11点
6	10月19日(木)～ 10月30日(月)	絵画	サークル快心	10点
7	11月9日(木)～ 12月8日(金)	俳句	袖ヶ浦俳壇	13点
8	12月11日(月)～ 1月16日(火)	和風	伝統工芸保存会	10点
9	1月17日(水)～ 2月15日(木)	書道	袖書会	15点
10	2月16日(金)～ 2月27日(火)	書道	望陀書友会	今後展示 予定

⑬ 第18回根形公民館サークル作品展

根形公民館で活動する芸術・工芸分野のサークルならびに根形公民館の主催する講座の学習成果を発表する機会を提供します。また、活動者相互の交流を図り、なお一層の文化芸術活動の活性化を目指すとともに、市民の芸術文化に対する意識の高揚を図ります。

No.	日時	展示名	出展団体名	出展作品数
1	3月9日(土)～ 3月17日(日)	陶芸	サークル陶	今後開催 予定
			彩の会	
			陶芸サークル釉	
			陶芸サークル垂々土	
			サークル椿	
			土喜	
			サークル窯	
			サークル土楽	
			陶芸サークル形	
			陶芸サークル陶楽	
			陶芸教室	
		絵画	サークル悠	
			遊心	
			サークル快心	
			イーゼル	
			パレット	
			成人絵画教室	
			子ども絵画教室	
		花まる絵画教室		
		書道	根形書友会	
			望陀書友会	
合計			21団体	

⑭ 利用者懇談会

定期利用団体を中心に、公民館の管理・運営について協力を促すとともに、団体活動の活性化を図り、サークルの育成に努めます。

回	日時	内容	出席団体数	参加者数
1	3月15日(金)	(1) 交流センターの利用について (2) 公民館登録サークルの手続きについて (3) 令和6年度根形公民館の事業について (4) 懇談会(意見交換会)		今後開催予定

⑮ 二十歳を祝う会実施事業

二十歳になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、より豊かな人生が築けるように、二十歳代表者による自主的な運営で開催しました。

対象者			出席者			出席率%
男	女	計	男	女	計	
20	19	39	16(3)	16(3)	32(6)	82.1

※出席者のカッコ内は市外転出者の出席数で内数です。

5 平岡公民館

●平岡公民館事業一覧

令和6年1月31日現在

No.	事業名	実施期間・開催日	回数	参加人数等	事業費 (千円)
1	お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座（幼児家庭教育学級）	8月5日～12月9日	5回	保護者60人 乳幼児62人	25
2	小学校家庭教育学級	7月14日～2月1日	4回	36人	10
3	ひらおか子ども教室	6月24日～2月25日	5回	85人	12
4	ひらおかハッピータイム（世代間交流事業）	11月19日	1回	23人	10
5	わくわく女性倶楽部	5月25日～2月28日	5回	124人	39
6	国際理解セミナー	10月21日～2月10日	5回	67人	60
7	ひらおかシニアセミナー	5月16日～12月19日	7回	138人	23
8	みんなでつくる地域の避難所講座（地域人材育成講座）	7月23日～3月16日	2回	50人	51
9	平岡公民館文化・スポーツまつり	11月4日～11月5日	2日間	1,630人	159
10	ロビー展示	通年	6回	155点	0
11	利用者懇談会	3月15日開催予定	—	—	—
12	社会教育推進員活動	通年	3回	10人	3
13	二十歳を祝う会実施事業（平川公民館と共催）	1月7日	1回	80人	—
14	平岡地区住民会議（名幸ヶ丘の会）	通年	—	18団体	—
15	青少年相談員支部活動（共催事業）	通年	—	11人	—
16	子ども会支部活動（共催事業）	通年	—	10団体	—

※上記一覧の内容には今後開催予定の講座等の分は含んでおりません。

(1) 平岡公民館の記録

① お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座(幼児家庭教育学級)

未就学児の子どもを持つ保護者を対象に、親子でふれ合い、楽しく遊びながら、子どもの健康な心と体づくりについて支援を行うこと及び講座生同士の交流の場とすることを目的に講座を開催しました。

水遊びや秋の風景を楽しみながら散歩をするなど、その時期ならではの季節感を重視した遊びや、音楽に合わせて元気いっぱい踊るダンス、創造性を高める段ボール遊び等を実施しました。

段ボール遊びでは、「今までしたことのない、ダイナミックな遊びができて楽しかった。持ち帰って、続きを家で楽しみたい。」という感想をいただきました。インフルエンザの流行等で参加者が少ない回もありましたが、今後も、子どもの成長に必要な支援を、「親子あそび」を通して行っていきたいと考えています。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	8月5日(土) 10:00~11:30	開講式 うきうき！わくわく！水遊び！！	白塚保育園 黒川 義枝	保護者16人 幼児17人
2	9月9日(土) 10:00~11:00	親子でダンス！	エアロビクスインストラクター 藤平 淳子	保護者15人 幼児17人
3	10月18日(土) 9:15~15:30	移動教室～きぼーるで遊ぼう～		保護者14人 幼児13人
4	11月18日(土) 10:00~11:15	お散歩&昔遊び	今関 耕一	保護者6人 幼児5人
5	12月9日(土) 10:00~11:00	段ボール遊び 閉講式	白塚保育園 黒川 義枝	保護者9人 幼児10人
合 計				保護者60人 乳幼児62人

② 小学校家庭教育学級

小学生を持つ保護者を対象に、講演会・創作活動等を行い、その中で少年期の成長に必要な知識を身に付け、子育てに役立てることと保護者の仲間づくりや、話し合う場を提供することを目的とし、講座を5回開催しました。今年度は家族で一家だんらんを楽しめるクリスマスキャンドル作りや手話を学習できる講座等、保護者としての知識を学ぶことや保護者同士の仲間づくりの場を提供することができました。コロナによる規制が緩和された今年度は参加者数が例年並みに戻ったため、次年度も維持できるよう開催日時や講座内容を検討して開催していきます。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	7月14日(金) 10:00~11:25	合同講演会 「どうする？子どものおこづかい どうなる？これからのおこづかい」	金融広報アドバイザー 橋口 京子	6人
2	9月29日(金) 9:00~15:30	移動教室「安藤百福発明記念館」		23人
3	10月27日(金) 10:00~11:30	やさしい手話教室	袖ヶ浦市 聴覚障害者協会	3人
4	12月21日(木) 10:00~11:30	クリスマスキャンドル作り	Atelier Euphoria 富川 直美氏	4人
5	2月1日(木) 10:00~12:30	調理実習「メロンパン作り」	社会教育推進員 伊藤 慶子氏	今後開催 予定
合 計				36人

③ ひらおか子ども教室

平岡小学校の児童を対象に、自然科学等多様な分野において子どもたちが興味や関心が持てるよう、様々な体験の場を提供し、楽しく活動することを目的に開催しました。今年度は、地域団体、企業、及び研究機関との連携・協力により、普段経験することができない活動にもチャレンジすることができました。

また、移動教室では今まで実施したことがない「ボルダリング」に挑戦しましたが、申込者が多く、参加できない児童もいるほどでした。今後も、地域の方々や企業等と連携しながら、多様な視点を取り入れた体験活動を実施していきたいと考えています。

1	6月24日(土) 10:00～11:00	開講式 スライムを作って遊ぼう!	井上 勝(元千葉県立現代産業科学館職員)	19人
2	8月2日(水) 8:50～15:50	千葉県少年自然の家でボルダリングにチャレンジしよう!	平岡公民館職員	18人
3	9月23日(土) 9:30～11:30	ペットボトルロケットを作って遊ぼう!	袖ヶ浦市レクリエーション協会	20人
4	11月18日(土) 11:15～15:00	ジェラート風スライムを作ろう!	三井化学袖ヶ浦センター	15人
5	12月25日(月) 10:00～12:30	楽しいDNA教室	かずさDNA研究所	13人
6	2月25日(日) 10:00～12:00	桜もちを作ろう! 閉講式	裏千家茶道准教授 金子宗恵	今後開催 予定
合 計				85人

④ ひらおかハッピータイム(世代間交流事業)

平岡地区の子どもから高齢者まで、すべての世代を対象として、地域の人々のふれあいの場を作り、郷土愛を育むため、青少年健全育成地区住民会議(名幸ヶ丘の会)と共催で、世代間交流事業を実施しました。今年度は家族でよい年が迎えられよう正月飾り(しめ飾り)づくりを開催しました。来年度もたくさんの方に参加していただけるよう取り組んでいきます。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	12月23日(土) 9:30～11:30	講習会「お正月飾りづくり」	ひらおかの里農村公園 管理組合員	23人
合 計				23人

⑤ わくわく女性倶楽部

食事や健康、趣味など、日常生活の中に身近なテーマを取り上げ、女性が生き生きと輝いた生活を送るためのポイントを学ぶとともに、仲間づくりを行うことを目的として開催しました。

今年度は、ヨガ、漢方や手芸等、バラエティに富んだ内容で講座を開催することができました。

移動教室では、上総国分尼寺跡展示館や市原市歴史博物館等を見学しましたが、近隣市に、こんなに素晴らしいところがあったのかと、地域の再発見をすることができ、とても有意義な講座となりました。

今後も、講座生のニーズを把握しながら、多くの方に参加していただけるよう、また満足度の高い講座を開催できるよう取り組んでいきます。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月25日(木) 10:00～11:00	開講式 心も体も「ヨガ」でリフレッシュ!	長瀧 美紀	25人
2	6月21日(水) 10:00～12:00	漢方流～季節の養生法～	矢野 純子	29人
3	8月22日(火) 10:00～12:50	ニットで簡単!小物づくり	高橋 好江	18人
4	11月16日(木) 8:00～15:25	移動教室～上総の国の歴史と文化遺産を訪ねて～		29人
5	12月7日(木) 10:00～12:10	樹脂粘土で作るクリスマスツリーの壁掛け	古里 よし子	23人
6	2月28日(木) 10:00～11:30	「整理」と「整頓」の違いから始まる整理収納の基礎 閉講式	明治安田生命	今後開催予定
合 計				124人

⑥ 国際理解セミナー

外国の方や世界で活動している日本人を講師に招き、現在のグローバル化に対応すべく、私たちが知らない諸外国の社会情勢や文化について学び、国際理解について学習することを目的として、市内在住・在勤の一般成人を対象に開催しました。成果としては、国際化が進む中で、世界各国の現状を学習し、国際理解を深めました。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	10月21日(土) 10:00～11:30	開講式、講座「ミャンマーの文化など」	袖ヶ浦市ミャンマー友好会会長 安達ジョン	21人
2	11月18日(土) 10:00～11:20	講座「イギリスについて」	袖ヶ浦市ALT ジェフ フリン	15人
3	12月16日(土) 10:00～11:30	講座「コロンビアについて」	袖ヶ浦市ALT リンダ オルテガ ケンジ サパタ	16人
4	1月20日(土) 10:00～11:30	講座「ヨルダン、タイ、ミャンマーにJICAボランティアとして参加して」	千葉県JICAシニアボランティアの会 高木利公	15人
5	2月10日(土) 10:00～11:30	講座「韓国について」	柳 鍾美	今後開催予定
合 計				67人

⑦ ひらおかシニアセミナー

高齢者を対象として、健康で明るく、生き生きと楽しく過ごしていくために、健康づくり・体力づくりと新たな仲間づくりを進め、潤いのある生活の実現を図りました。今年度は昨年ご好評いただいた屋内レクリエーションを開催し、まだまだ制限がある中、移動教室も開催することができました。来年度も講座生の声をよく聞き、充実した講座の開催を目指していきます。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	5月10日(水) 10:00~12:00	屋内レクリエーション	袖ヶ浦市レクリエーション協会	29人
2	7月7日(金) 10:00~12:00	落語	袖ヶ浦市落語同好会	23人
3	9月21日(木) 9:50~12:00	高谷地区歴史探訪	郷土博物館、市民学芸員	17人
4	10月5日(木) 8:40~14:50	移動教室「東京国立博物館、浅草寺」		16人
5	11月27日(月) 10:00~12:00	園芸講座	バラの専門店「PLANTS」 店長 長島 明彦氏	26人
6	1月19日(金) 10:00~11:30	献立ゲーム	生活協同組合 コープみらい	27人
合 計				138人

⑧ みんなでつくる地域の避難所講座(地域人材育成講座)

災害時において「自分たちの地域は自分たちで守る」という、自助・共助の意識を高め、より安心・安全な避難生活を送ることができるよう、体験学習等を通して知識や技術の習得と、避難所運営等に協力できる人材や体制づくりの支援を目的として開催しました。今年度は、避難所について学ぶ講座を開催しました。第1回は、小学生等を対象に、避難所での過ごし方や子ども達にもできる避難所での役割について教えていただきました。第2回は、避難所の基礎知識について学び、第3回講座で、実践活動として避難所のスペース作り等を行いました。

参加者から「災害時に、何をどう協力すればいいのかもっと知りたい。」という声をいただきました。

今後も体験活動等を通して、災害時に必要とされる知識や避難所運営等について学ぶとともに、地域住民による協力体制を構築できるよう、講座を開催していきたいと考えています。

回	日時	学習内容	講師等	参加者数
1	7月23日(日) 8:30~15:30	子ども防災教室 大きな災害が起きる前に知っておこう!	ペット災害危機管理士 大出 智恵美	16人
2	10月7日(日) 13:30~15:15	広域災害発生!その時どうする!? (平川公民館と合同開催)	SL災害ボランティアネット ワーク SL市原ネット 坂内 美佐子	34人
3	3月16日(土) 10:00~12:00	みんなで避難所づくりをしてみよう!	防災安全課	今後開催 予定
合 計				50人

⑨ 平岡公民館 文化・スポーツまつり

今回のコンセプトは「五感を通して、文化・スポーツ・イベントをより一層楽しんでいただく」を掲げて開催しました。

イベントやワークショップの参加者からは、「一緒に活動することで楽しさが増した」、「新しい発見や知識が得られた」、「いろいろな人と交流ができた」などの感想をいただきました。体験イベントを通して、来館者により深い感動や喜び、楽しさを伝えることができ、「五感を通して楽しんでいただきたい。」という思いが伝わったように感じています。特に、袖ヶ浦高校新体操部の演舞は、大きな感動をいただきました。

また、「公民館と地域住民が一体となって楽しまれている様子が伺えた。」、「他世代との交流の場に参加することができ、貴重な機会となった。」等の感想もいただきました。

このまつりが、学習成果の発表の場となり、また、主催者、来館者及び地域住民の皆さんの交流を促進の場となったのではないかと考えます。

【展示の部】

実施日：令和5年11月4日(土)～11月5日(日)

No.	会場	展示名	団体名等	出展作品数
1	正面玄関	ウェルカムアート作品展示	社会教育推進員(切り絵)	2
2	ロビー	サークル紹介	掲示物	15
3		名幸ヶ丘の会活動紹介	掲示物	1
4		いきいきサポート活動紹介	掲示物	5
5		凧展	伝統工芸保存会	8
6		2階通路	平岡公民館主催講座紹介	掲示物
7	2階会議室	手工芸	リメイク工房	92
8			古里の仲間たち	50
9		絵画	絵画同好会彩友	10
10		絵画・工作	柘の郷	71
11	2階研修室	子ども作品展	平川保育所(絵画・工作)	66
12			平岡小学校(絵画・工作)	49
13			平岡小学校(書写)	49
14			平岡放課後児童クラブ(絵画・工作)	33
15		書道	一般	2
15		油絵		2
16	薪アート	1		
合計				463点

【催し物の部】

No.	会場	催し物名	発表団体・講師等	参加者数
1	前庭広場 (おまつり広場)	ふわふわガウラ	ガウラネットワーク	489人
2		模擬店	青少年相談員平岡支部他	1,224人 2,791個 (販売個数)
3		移動交番(4日)	木更津警察署	100人
4		無料マッサージ(4日)	イトー鍼灸整骨院	75人
5		消防車展示(5日)	消防本部予防課	150人
6	中庭広場	ガウラ&ソデリーフォトショット(4日)	平岡公民館社会教育推進員	132人
7		キッズコーナー(シャボン玉)	井上 勝	150人
8	多目的ホール	オープニングセレモニー(4日)	袖ヶ浦交響楽団、平川保育所、平岡小学校、平川中学校吹奏楽部	延べ約360人
9		芸能・サークル発表会&体験会(4日)	カナリアンズ他7団体	延べ約320人
10		野里ばやし(5日)	野里ばやし太鼓保存会	58人
11		上泉子ども太鼓(5日)	上泉子ども会	65人
12		袖ヶ浦高校新体操部演舞&体操教室(5日)	袖ヶ浦高校新体操部	140人
13	1階ロビー	子ども工作教室(4日)	住友化学株式会社千葉工場	73人
14		駄菓子販売	平岡公民館社会教育推進員	302本
15	1階会議室	おもちゃ病院(5日)	おもちゃ病院袖ヶ浦	8人 10件(修理)
16	図書室	絵本の読み聞かせ(4日)	中央図書館	32人
17			トショロのまちがいさがし	平岡公民館図書室

18	2階会議室	リメイク作品販売	リメイク工房	95点
19	視聴覚室	人形劇(4日)	人形劇団「とんとん」	20人
20		手芸体験(4日)	リメイク工房	22人
21		救命講習会(5日)	平川消防署	58人
22		アロマワックスサシェ	伊藤 慶子	18人
23	和室	樹脂粘土体験	古里 よし子	9人
24		体力測定会	高齢者支援課	98人
25	全館	キーワードクイズ	社会教育推進員	322人
26		ピンゴ大会	社会教育推進員	83人
合計			販売等実績	3,188個
			参加者数実績	3,265人

【スポーツの部】

No.	会場	催し物名	主催団体	参加者数
1	多目的ひろば	グラウンドゴルフ(3日)	名幸ヶ丘ふれあいクラブ	38人
2	テニスコート	モルック	名幸ヶ丘ふれあいクラブ	104人
3	多目的ひろば	友遊ボール体験(4日)	野里ワイズウルフ	35人
4		サッカー体験(5日)	平川SC	64人
5	多目的ホール	ボッチャ(5日)	名幸ヶ丘ふれあいクラブ	67人
合計				308人

⑩ ロビー展示

1階ロビーを活用して文化協会に所属している団体や地域の団体・個人に作品発表の場を提供し、併せて市民が芸術作品に親しむ機会としました。また、昨年度に引き続き、平川中学校の行事写真を展示し、学校活動の様子等を紹介することができました。今後も、年間を通して様々な団体等の展示を行っていき、地域の皆さんに楽しんでいただけるようにしていきます。

回	開催期間	展示内容	展示団体	作品点数
1	6月16日(金)～ 7月14日(金)	短歌	さわらび短歌会	12点
2	8月16日(水)～ 9月13日(木)	俳句	袖ヶ浦俳壇	14点
3	9月14日(木)～ 10月13日(金)	和風	伝統工芸保存会	6点
4	11月9日(木)～ 12月12日(火)	書道	袖書会	15点
5	1月15日(月)～ 2月2日(金)	平川中学校行事写真	平川中学校	6行事 (108枚)
6	2月5日(月)～ 2月29日(木)	平岡小学校作品	平岡小学校	今後展示 予定
合計				155点

⑪ 利用者懇談会

登録サークル、減免団体・定期利用団体に対し、公民館の管理・運営について協力を促すとともに、団体活動の活性化を図り、サークルの育成に努めます。

回	日時	内容	出席団体数	参加者数
1	3月15日	(1)交流センターの利用について (2)公民館登録サークルの手続きについて (3)令和6年度平岡公民館の事業について (4)懇談会(意見交換会)	25団体予定	今後開催 予定
合計				

⑫ 二十歳を祝う会※平川公民館と共催

二十歳になったことを自覚し、自ら生き抜こうとする青年を祝い、より豊かな人生が築けるように、実行委員による自主的な運営で開催しました。

地区	対 象 者			出 席 者			出席率%
	男	女	計	男	女	計	
平川地区	58	42	100	46 (4)	34 (3)	80 (7)	80.0

*出席者のカッコ内は市外転出者の出席数で内数です。

4 議題（2）令和6年度市民会館・公民館経営方針及び重点施策（案）について

令和6年度市民会館・公民館経営方針及び重点施策（案）

1 経営方針

市民会館・公民館は、第三期教育ビジョンの基本目標である「未来を創る 心豊かでいきいきとした人づくり」の実現に向け、基本目標を実現するための目標の一つである「人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援する」ための取組を行います。

そのため、市民会館・公民館は、住民の声をいかした公民館事業の運営に努めます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により停滞した住民の活動を、あらためて盛り上げ、持続可能なものとするため、各種団体との連携をより密にし、住民の主体的な学習活動を支援します。

なお、市民会館・公民館施設の市長部局移管後も交流センターを共用し、引き続き地域の生涯学習の拠点として、公民館事業を行うための場を提供します。

2 重点施策

市民会館・公民館は、基本目標を実現するための目標の一つである「人生100年時代に向け、誰もがかがやける学びを支援する」ための施策の方向性を重点施策として生涯学習・社会教育の充実・発展を図ります。

施策の方向性（1）一人ひとりの学びを支える生涯学習の充実

市民一人ひとりの生涯にわたる主体的な学習活動を支援します。人生100年時代に向け、すべての人の学習意欲に応えられるよう、多様な学習機会の提供や、情報発信などの環境の整備を行います。

施策① 住民への学習機会の提供と情報の発信

サークル活動を含めた生涯学習情報を収集し、広報そでがうらやホームページ、SNSなどの活用による積極的な情報発信に努めます。学習相談にもきめ細やかに対応することにより、住民の学習活動を支援し、継続した学習の場を提供します。

施策② 公民館事業への住民の意見の反映

市民会館・公民館における各種の事業の企画実施や公民館事業運営の諸課題について、住民の代表である公民館運営審議会の意見を反映した公民館事業の運営に努めます。

また、アンケートなどにより住民の学習ニーズや地域課題などを把握し、社会教育推進員とともに主催事業の充実を図ります。

施策③ 多様な主体との連携・協働の推進

地域課題や多様で複雑な社会課題などに、より効果的に対応するため、また、「袖ヶ浦市みんなが輝く協働のまちづくり条例」の趣旨に沿い、住民、社会教育推進員、社会教育関係団体や地域団体などの各種団体、NPO、学校、企業などとの幅広い連携・協働を図るほか、庁内関係各課との連携・協力を図りながら公民館事業を効果的に実施していきます。

施策④ 公民館事業の点検と評価

「第三期袖ヶ浦市教育ビジョン」の施策内容を計画的、効果的に進めるために、PDCAサイクルによる公民館事業の点検評価を行います。そして、その結果に基づき計画の実効性と有効性について検証を行い、効果的な事業の推進のために施策の改善を図ります。

施策の方向性（2）家庭と地域の教育力の向上

保護者が抱える子育ての不安や悩みに対応する、子育てや家庭教育に関する学習の機会を提供します。また、地域全体で心豊かな青少年の育成に取り組みます。

施策① 家庭の教育力向上のための支援

保護者を対象に子育てのヒントとなる学習機会の提供と、同じ世代の子どもを持つ保護者親同士のつながりを深めることを目的に、子どもの世代に応じた家庭教育学級を開催します。

施策② 地域の教育力の向上

心豊かな子どもを育成するため、自然体験や社会体験などの体験活動や、学年の枠を超えた子どもの交流の場を地域の方の協力のもと提供します。

また、青少年相談員や地区住民会議などの青少年健全育成活動に取り組む団体など、地域住民との連携により地域の教育力の向上に努めます。

施策の方向性（3）つながり、支えあう社会教育の充実

人と人とのつながりが希薄となる中、社会教育を基盤とした人づくり、つながりづくりが一層重要であると言われていています。住民が学びの成果を地域でいかし、人と人がつながり、支えあう活動を支援します。

また、庁内連携の一層の推進と社会教育関係団体との連携により、社会教育の充実を

図ります。

施策① 誰もが主体的に学ぶことができる社会教育活動の推進

住民の学習ニーズや地域課題及び生活上の課題を学習テーマに取り上げ、講座をきっかけに受講者による活動が展開できるよう支援します。

そのため、受講者や利用者等の住民の声を大切にし、住民主体の学びの機会を創出します。

施策② 社会教育関係団体の活動への支援

社会教育関係団体の自主性を尊重しながら、活動の継続性や活動の活性化に向けた支援と助言を行います。

施策③ 交流センターの共用と環境整備

市民会館・公民館の市長部局移管後も交流センターを共用し、引き続き地域の生涯学習の拠点として、公民館事業を行うための場を提供するとともに、今後も住民が安全・安心に施設を利用できるように、交流センターの管理者である市長部局と連携しながら、適切な環境整備に努めます。

5 報告 (1) 令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会の実施結果について

令和6年袖ヶ浦市二十歳を祝う会実施結果

「生まれ育った郷土に感謝し、社会の一員として力強く生きる気持ちを持つ」という目標を掲げ、袖ヶ浦市二十歳を祝う会を開催した。市民会館・長浦公民館・根形公民館・平川公民館の4会場に分かれて実施した結果は下記のとおりである。

1. 実施状況

昭和・長浦・根形・平川地区は1月7日(日)午前9時30分から受付、10時30分から式典。蔵波地区は午後0時45分から受付、午後1時30分から式典。式典終了後は、それぞれの会場で記念撮影やビデオレターなどの記念行事を実施し終了した。

2. 式典出席者

地 区	対 象 者			出 席 者			出席率 %	前回(R5) 出席率%
	男	女	計	男	女	計		
昭和地区	103	108	211	76(9)	73(4)	149(13)	70.6	66.2
長浦地区	58	57	115	39(7)	42(4)	81(11)	70.4	72.8
蔵波地区	90	82	172	60(13)	57(9)	117(22)	68.0	72.4
根形地区	20	19	39	16(3)	16(3)	32(6)	82.1	88.2
平川地区	58	42	100	46(4)	34(3)	80(7)	80.0	86.7
計	329	308	637	237(36)	222(23)	459(59)	72.1	73.9

* 対象者は、11月1日時点で住民登録を有する者と、事前に出席の申込みのあった市外転出者の合算とした

* 出席者のカッコ内は市外転出者の出席数で内数

5年間の推移

	平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
対象者数(人)	654	678	665	626	637
出席者数(人)	487	484	318	480	471
出席率(%)	74.5	71.4	47.8	76.7	73.9

* 令和3年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により式典を中止した。

* 令和3年の対象者数は、令和2年11月27日現在、住民登録されている対象者の人数を示す。出席者数は、撮影スポットの利用者数を示す。

3. 記念行事

各館で行われた記念行事の内容は次のとおりである。

【昭和地区】

会 場 市民会館
内 容 記念撮影、恩師からのお祝いの言葉

【長浦地区】

会 場 長浦公民館
内 容 記念撮影、恩師からのビデオレター、恩師からのお祝いの言葉

【蔵波地区】

会 場 長浦公民館
内 容 記念撮影

【根形地区】

会 場 根形公民館
内 容 記念撮影、恩師からのお祝いの言葉、小学校へボールの寄贈

【平川地区】

会 場 平川公民館
内 容 記念撮影、恩師からのビデオレター

4. その他の参加者

地 区	来 賓 (実行委員は除く)	実行委員	職 員 (実行委員は除く)	そ の 他	計
昭和地区	20	7	2	6	35
長浦地区	8	7	3	27	45
蔵波地区	9	7	3	27	46
根形地区	8	5	2	8	23
平川地区	14	20	5	16	55
計	45	46	15	77	183

※ 来賓には案内者（主催者）を含む。

※ 実行委員には、二十歳の者を含まない。

※ その他は、社会教育推進員、青少年相談員などの会場設営協力者

5. 記念品

二十歳を祝う会担当者会議での検討の結果、ガウライラスト入り多機能ボールペンに決定し、当日に配付を行った。

6. まとめ（目標に対する結果）

「生まれ育った郷土に感謝し、社会の一員として力強く生きる気持ちを持つ」という目標に対する結果は下記のとおりである。

【昭和地区】

受付は、スムーズに滞りなく行うことができたが、受付の前後でロビーやホワイエに滞留していたため、適宜、大ホールへの誘導のアナウンスを行った。

式典は、二十歳代表の進行で厳粛な雰囲気の中、実施できた。二十歳代表挨拶では、新型コロナウイルスの影響により青春の大切な時間が多く奪われてしまったことを後ろ向きにとらえず、「当たり前」の日常の尊さを知ることができたと、変革の多い未来でも力強く進んでいける意志が感じられた。

記念行事は、大ホールにおいて、二十歳代表による企画、運営のもと小学校及び中学校時代の恩師がステージに登壇してのお祝いのことばをいただくなど、和やかな雰囲気の中、当時を懐かしむ会話が飛び交った。

また、青少年相談員昭和支部より提供いただいた撮影用パネルでの写真撮影は来場した出席者や家族に好評であり、14時頃まで賑わっていた。

【長浦地区】

社会教育推進員や個人ボランティアの協力もあり、受付から開式までスムーズに行うことができた。

式典当日、二十歳の実行委員からの申し出により、開式前に令和6年能登半島地震で犠牲になった方へ黙とうを捧げた。式は粛々と進み、社会の一員としての自覚がうかがえた。また、二十歳代表挨拶は、多くの人に支えられた感謝の気持ちと、将来、誰かを支える人でありたいという決意が語られ、心に響くものであった。

記念行事では、小学校、中学校でお世話になった恩師からのビデオレターを上映し、当時の思い出や二十歳へのお祝いの言葉があり、温かく和やかな雰囲気に包まれた。

【蔵波地区】

社会教育推進員や個人ボランティアの協力により、全体人数が多いものの開式前には全員会場に入って着席し、式典は厳かに進んだ。

二十歳代表挨拶では、ふるさと袖ヶ浦への愛着と笑顔をもって人生を歩いていくことが語られた。また、冒頭、令和6年能登半島地震の被災者へのお見舞いの言葉を述べるなど、他者への思いやりなど、温かみのある挨拶であった。

同窓会で時間をかけて恩師からのビデオレターを行うため、記念行事は記念写真撮影のみ行った。屋外に設置した撮影用パネルが好評で混乱することもなく、全体的に落ち着いた式であった。

【根形地区】

受付は社会教育推進員等の協力もあり、スムーズに実施できた。

式典での国家斉唱については、昨年はコロナウイルスの蔓延状況下のためCD音源によるものであったが、今年は実行委員による指揮伴奏を復活することができた。式典全体については、静かに主催者挨拶などを聴いており、とても厳粛な式であった。二十歳代表挨拶は、地域への感謝が伝わるものであり、また、式典中の姿に保護者等は成長を強く実感したと思う。

式典後の記念行事は、出席いただいた恩師からの祝辞、交流会及び集合写真の撮影を行った。記念行事の最後で、根形地区にゆかりのある若者で企画・運営を行っている「ねこまる」の活動紹介を行った。“成人式の縁”で始まったねこまるの活動に参加することを期待する。

また、撮影用スポットを青少年相談員の協力のもと今回も設置した。保護者も交えて笑顔で撮影している姿がとても印象に残った。

二十歳を祝う会当日に第2回実行委員会議を行った。実行委員から全体的にスムーズな進行や式典等での態度に対する賞賛が多くあった。全体としては、二十歳を祝う会実行委員の準備、当日の行動は好評であり、地域ぐるみ、根形のあたたかさを感じる二十歳を祝う会であった。

【平川地区】

受付は実行委員の協力もありスムーズに実施することができた。式典では、進行や二十歳代表挨拶などを担当した実行委員がそれぞれの役割を立派に果たし、厳粛な雰囲気の中で進めることができた。

記念行事はビデオレターと記念写真撮影を行った。ビデオレターは小学校と中学校の恩師の先生からのメッセージを上映した。恩師の方々からは、学生時代の思い出や将来への励まし等様々なメッセージが寄せられた。

記念写真撮影は、移動の順番を整理し、女性のストールや手荷物置き場を設け、スムーズに撮影を行うことができた。

記念写真撮影終了後の退場も、男女の出口を分け、出口に用意した記念品を受け取ってから出るように誘導し、滞りなく行うことができた。

青少年相談員より提供いただいた撮影用パネルについても、今年は1枚追加で作成し、計3枚を設置した。多くの方の利用があり好評であった。

多くの家族の皆様や地域の方々に見守られながら、厳かな式典と若者らしい希望溢れる記念行事ができた。

5 報告(2) 市民会館、公民館の市長部局移管に伴う今後の対応予定について

市民会館、公民館の市長部局移管に伴う規則等の改正予定について

1. 改正理由

令和5年12月議会において、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例」、及び「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」が可決されました。

これに伴い、令和6年4月1日より市民会館、各公民館が市長部局に移管され、新たに交流センターとして設置されることが決定したため、関連する規則等の一部改正が必要となります。

2. 一部改正予定の規則等

市民会館、公民館の移管に伴い、一部改正を予定している規則等及びその主な改正内容は次のとおりです。

ただし、改正内容等につきましては現在各部局間において調整を行っているため、一部改正が必要な規則やその内容につきましては今後変更が生じる可能性があることを申し添えます。

- 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則
→施設管理に係る条文の削除
- 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館運営審議会会議規則
→文言修正
- 袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則
→事務分掌等の見直し
- 袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則
→文言修正
- 袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則
→公民館に関する事業を市長部局へ補助執行させるための見直し
- 袖ヶ浦市教育委員会事務決裁規程
→専決事項等の見直し
- 袖ヶ浦市教育委員会処務規程
→文書收受等の見直し

3. 今後のスケジュール(予定)

令和6年2月 教育委員会定例会に付議

4月 2月教育委員会定例会で議決後、規則等の改正の施行

教育機関（市民会館、公民館）の用途廃止について

1. 概要

令和5年12月議会において、「袖ヶ浦市交流センターの設置及び管理に関する条例」、及び「袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例の一部を改正する条例」が可決されました。

これに伴い、令和6年4月1日より市民会館、各公民館が市長部局に移管され、新たに交流センターとして設置されることが決定したため、教育財産としての用途を廃止するものです。

2. 用途廃止をする教育機関

教育財産としての用途の廃止を予定している施設は以下のとおりです。

○市民会館

所在地 : 坂戸市場1566番地

竣工年月日 : 昭和49年6月30日

延床面積 : 4,124㎡

○平川公民館

所在地 : 横田115番地1

竣工年月日 : 昭和54年3月30日

延床面積 : 3,397.70㎡

○平川公民館富岡分館

所在地 : 吉野田622番地2

竣工年月日 : 平成3年5月30日

延床面積 : 739.44㎡

○長浦公民館

所在地 : 蔵波513番地1

竣工年月日 : 昭和61年3月27日

延床面積 : 2,091㎡

○根形公民館

所在地 : 下新田1277番地

竣工年月日 : 昭和62年2月20日

延床面積 : 1,786㎡

○平岡公民館

所在地 : 野里1563番地1

竣工年月日 : 平成元年3月15日

延床面積 : 1,932㎡

3. 今後のスケジュール (予定)

令和6年2月 教育委員会定例会に付議

3月 2月教育委員会定例会にて議決後、用途廃止伺い起案

4月 市長部局に公有財産移管

5 報告 (3) 市民会館・公民館事業の実施状況について

【12月9日～1月31日実施まで】

施設名	事業名	日付	内 容	人数
市民会館	乳幼児家庭教育学級 (市民会館と合同開催)	12. 9	10回目/全10回 みんなで体を動かそう！ミニ運動会	7人
		1. 27	1回目(延期分)/全10回 お友達と仲良くなろう♪	7人
	小学校家庭教育学級	1. 17	4回目/全6回 ヨガ&筋膜リリース	36人
		2. 5	【予定】5回目/全6回 親子で語ろう 生と性～いのちのはなし	
		2. 19	【予定】6回目/全6回 子育て中のマネープランと資産運用 ～投資のいろはから未来が変わる？	
	中学校家庭教育学級	12. 12	4回目/全5回 災害に備えて	4人
		12. 13	4回目/全5回 普段の子どもたちの様子と関わり方について	18人
	子どもチャレンジ教室	12. 26	7回目/全8回 書き初め	18人
		2. 18	【予定】8回目/全8回 椎の森に行こう	
	女性セミナー	12. 13	7回目/全7回 クリスマスリースづくり	17人
	男性セミナー	12. 17	3回目/全3回 そば粉からそばを作って食べよう！	18人
	昭和ふれあい教室	12. 19	7回目/全8回 膝の痛みを予防・改善する方法	46人
		1. 18	8回目/全8回 レクリエーション「サイコロシュート」・閉級式	38人
平川公民館	乳幼児家庭教育学級 (市民会館と合同開催)再掲	12. 9	10回目/全10回 みんなで体を動かそう！ミニ運動会	7人
		1. 27	1回目(延期分)/全10回 お友達と仲良くなろう♪	7人
	中学校家庭教育学級	12. 13	5回目/全5回 アンガーマネジメント教室	4人
	子どもクラブ	12. 23	7回目/全7回 お正月飾りをつくろう！	17人
		2. 17	【予定】5回目(延期分)/全7回 みんなdeチャレンジ！料理教室	
	書き初め教室	12. 23	1回目/全1回 冬休み書き初め教室	17人
	園芸講座	1. 17	7回目/全8回 ハーブ栽培の基礎知識	19人
		2. 13	【予定】8回目/全8回 夏野菜栽培に向けての準備について	
	初心者・シニア向けスマートフォン教室	12. 22	4回目/全5回 スマートフォンの基礎を学ぶ(LINE体験編)	19人
		2. 26	【予定】5回目/全5回 スマートフォンの基礎を学ぶ(キャッシュレス決済体験編)	
	平川生活いきいき講座	12. 14	5回目/全7回 移動教室(鋸山美術館など)	18人
		1. 25	6回目/全7回 これからの災害弱者の備え～備えておきたい備蓄と対策～	17人
		2. 29	【予定】7回目/全7回 今日から役立つ健康講話	
	地域人材育成講座	1. 13	1回目(延期分)/全5回 災害「避難」を学ぶ	12人
		3. 2	【予定】5回目/全5回 防災備蓄倉庫の中身とハザードマップの使い方	

【12月9日～1月31日実施まで】

施設名	事業名	日付	内 容	人数	
長浦公民館	子育てパパ応援講座	12. 16	5回目/全5回 パパも作れる！簡単親子クッキング、閉講式 登録講座生17名	親子5人	
	小中学校家庭教育学級	12. 19	5回目/全6回 インターネットリテラシー教育について	14人	
		1. 25	6回目/全6回 食育～給食について学ぶ～	18人	
	わんぱく教室	12. 26	7回目/全8回 書初め教室	27人	
		1. 28	8回目/全8回 料理教室（ロールケーキと手作りコーラ）	27人	
	長浦ジュニアお琴教室	12. 9	10回目/全14回 【初心者・経験者】基礎練習、演奏会に向けた練習「さくらさくら」「うさぎ」「てまりうた」「絵日傘」 登録講座生、初心者コース4名、経験者コース4名	6人	
		12. 10	11回目/全14回 袖ヶ浦市音楽協会第108回定期演奏会	7人	
		12. 16	12回目/全14回 【初心者・経験者】基礎練習、「うれしいひなまつり」の練習	6人	
		1. 27	13回目/全14回 【初心者】基礎練習、「うれしいひなまつり」の練習	1人	
		2. 17	【予定】14回目/全14回 【初心者】基礎練習【初心者・経験者】合奏、閉講式		
	まるごと体験セミナー～1からのソバづくり～	12. 9	7回目/全8回 ソバ打ち、閉講式 登録講座生19名	13人	
		12. 27	8回目/全8回 自由ソバ打ち	9人	
	ながうら遊学塾	12. 15	6回目/全7回 苔玉づくり 登録講座生49名	14人	
		1. 25	7回目/全7回 認知症の理解と対応、閉講式	31人	
	お正月飾りづくり講習会	12. 22	全1回 お正月飾りづくり	21人	
	長浦さわやかスクール	12. 12	5回目/全7回 映画鑑賞会「殞の森」 登録講座生177名	30人	
		2. 14	【予定】6回目/全7回 歌声広場と江戸芸		
		3. 6	【予定】7回目/全7回 終活について、健康測定会、閉講式		
	根形公民館	小中学校家庭教育学級	12. 16	5回目/全5回 移動教室	26人
		花まる絵画教室	12. 16	6回目/全6回 楽しく描こう、閉講式 登録講座生15人	13人
子ども絵画教室		12. 9	9回目/全9回 自由に描こう、閉講式 登録講座生19人	17人	
成人絵画教室		12. 16	8回目/全10回 風景画（写真等を用いて）、表現技法① 登録講座生18人	11人	
		1. 20	9回目/全10回 静物写生（冬の花・野菜）、表現技法②	15人	
		2. 24	【予定】10回/全10回 作品仕上げ、作品鑑賞会、閉講式		
地域再発見講座		12. 12	6回目/全7回 戦時中の若者 登録講座生23人	15人	
		1. 16	7回目/全7回 明治初期、房総の教育と地域、閉講式	13人	
根形ニコニコ教室		12. 13	8回目/全10回 映画会「深夜食堂」 登録講座生42人	26人	
		1. 18	9回目/全10回 長寿の秘訣は献立から～献立ゲーム～	28人	
		2. 14	【予定】10回/全10回 お楽しみ演芸会、閉講式		
書き初め教室		12. 25	全1回 冬休み書き初め教室	21人	
根形公民館サークル作品展		3. 9～17	【予定】絵画、陶芸、書道作品の展示会		

【12月9日～1月31日実施まで】

施設名	事業名	日付	内 容	人数	
平岡公民館	お子さんと一緒に！健康な心と体づくり講座（幼児家庭教育学級）	12. 9	5回目/全5回 段ボール遊び	保護者9人 幼児10人	
	小学校家庭教育学級	12. 21	4回目/全5回 クリスマスキャンドル作り	4人	
		2. 1	【予定】5回目/全5回 メロンパン作り		
	ひらおか子ども教室	12. 25	5回目/全6回 楽しいDNA教室	13人	
		2. 25	【予定】6回目/全6回 桜もちを作ろう！		
	ひらおかハッピータイム（世代間交流事業）	12. 23	全1回 お正月飾りを作ろう！	23人	
	わくわく女性倶楽部	2. 28	【予定】6回目/全6回 整理整頓術		
	国際理解セミナー		12. 16	3回目/全5回 コロンビア	16人
			1. 20	4回目/全5回 ヨルダン、タイ、ミャンマー	15人
			2. 10	【予定】5回目/全5回 韓国	
	ひらおかシニアセミナー	1. 19	6回目/全6回 献立ゲーム	27人	
	みんなで作る地域の避難所講座（地域人材育成講座）	3. 16	【予定】3回目/全3回 みんなで避難所づくりをしてみよう！		

【参考資料 1】

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則

昭和49年7月1日教委規則第4号

改正

昭和49年8月1日教育委員会規則第5号
昭和52年3月31日教育委員会規則第6号
昭和53年12月27日教育委員会規則第4号
昭和54年4月1日教育委員会規則第6号
昭和54年4月27日教育委員会規則第7号
昭和58年3月14日教育委員会規則第4号
昭和60年3月29日教育委員会規則第4号
昭和61年4月1日教育委員会規則第4号
昭和62年3月24日教育委員会規則第1号
昭和62年11月1日教育委員会規則第8号
昭和63年3月20日教育委員会規則第2号
平成3年3月30日教育委員会規則第5号
平成4年2月28日教育委員会規則第1号
平成6年3月25日教育委員会規則第2号
平成10年2月17日教育委員会規則第1号
平成10年6月8日教育委員会規則第7号
平成13年3月30日教育委員会規則第4号
平成14年4月1日教育委員会規則第17号
平成15年6月23日教育委員会規則第2号
平成16年4月1日教育委員会規則第3号
平成17年4月1日教育委員会規則第1号
平成17年9月30日教育委員会規則第9号
平成19年3月30日教育委員会規則第2号
平成23年3月1日教育委員会規則第2号
平成25年3月29日教育委員会規則第1号
平成26年12月25日教育委員会規則第8号
令和2年2月27日教育委員会規則第7号
令和4年2月22日教育委員会規則第2号

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（昭和49年条例第33号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第2条 袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、教育委員会が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

2 夜間使用の場合は、午後9時までとする。ただし、6月1日から9月30日までの期間においては、午後9時30分までとする。

(休館日)

第3条 公民館及び市民会館の休館日は、1月1日から同月4日まで及び12月28日から同月31日までとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時に休館し、又は休館日を変更することができる。

(連絡調整に当たる公民館)

第4条 条例第2条に規定する市民会館は、同条に規定する他の公民館の連絡調整に当たる公民館とする。

2 前項に規定する連絡調整に当たる公民館は、当該公民館の事業のほか、他の公民館が個々に処理

することが不相当と認められる事業を実施するものとする。

(館長)

第5条 条例第4条の規定により置く館長は、上司の命を受け館務を掌理し、所属職員を監督する。

(職員の職及び職務)

第6条 条例第4条の規定により、公民館及び市民会館に置く職員の職及び職務は次のとおりとする。

職	職務
顧問	館長を補佐し、館運営及び地域連携に助言と指導を与える。
副館長	館長を補佐し、館長に事故があるとき、又は館長が欠けたときは館長の職務を代理する。
副参事	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
主幹	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
副主幹	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
主査	上司の命を受け、特命若しくは専門事項の調査に従事する。
副主査	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務に従事する。
社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行なう者に専門的、技術的な助言と指導を与える。
主任主事	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務に従事する。
主任技師	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般技術に従事する。
主事	上司の命を受け、一般事務に従事する。
技師	上司の命を受け、一般技術に従事する。
事務補助員	上司の命を受け、主事等の職務を助ける。

(使用の手続等)

第7条 条例第7条の規定により、公民館及び市民会館の施設及び附属設備(以下「施設等」という。)を使用しようとする者(以下「申請者」という。)は、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の申請書に使用計画等の添付をさせることができる。

3 申請者(本市に在住、在勤又は在学している者(以下「市内利用者」という。))に限る。)は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の1日から15日までの間に申請の予約を行わなければならない。この場合において、一の施設等に複数の予約があったときは、教育委員会は当該施設等の使用許可を申請できる者(以下「予約申請者」という。)を抽選により選ぶものとし、当該予約をした者が1人であるときは、その者を予約申請者とする。

4 前項の抽選は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の16日に行う。

5 第3項の予約申請者となった者は、施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の17日から25日までの間に第1項の申請書を提出し教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、当該期間内に教育委員会の許可を受けられなかった予約申請者は、その資格を失う。

6 教育委員会は、第3項前段に規定する申請の予約を行う期間に予約を行う者が存在しないときは、その期間の翌日後に、第3項の規定により予約申請者となった者がその予約を取り消したとき及び前項後段の規定により予約申請者がその資格を喪失したときは、当該事実が発生した日以後に、最も早く予約を行った申請者(施設等を使用しようとする日の属する月の前々月の25日までに予約を行える申請者は、市内利用者に限る。)を予約申請者とする。

7 前項の規定により予約申請者となった者は、当該予約に係る施設等を使用しようとする日の3日前までに第1項の申請書を提出し教育委員会の許可を受けなければならない。この場合において、当該期間内に教育委員会の許可を受けられなかった予約申請者は、その資格を失う。

8 教育委員会は、施設等を使用しようとする日の2日前において予約を行う者が存在しないときは、同日以後最も早く予約を行った申請者を予約申請者とすることができる。この場合において、当該予約申請者は、当該予約に係る施設等を使用しようとする日までに第1項の申請書を提出し教育委

員会の許可を受けなければならない。

(使用許可)

第8条 教育委員会は、公民館及び市民会館施設等の使用を許可したときは、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用許可書(様式第2号)を申請者に交付するものとする。

(使用許可の順序)

第9条 使用許可の順序は、申請の順序とする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(使用時間)

第10条 公民館及び市民会館施設等の使用期間は、教育委員会の使用許可を受けた時間とし、準備及び原状回復に要する時間を含むものとする。

2 公民館及び市民会館施設等の使用開始後の使用時間の延長は、これを認めない。ただし、教育委員会が他の使用に支障がないと認めたときは、この限りでない。

(使用の取消し及び変更)

第11条 公民館及び市民会館施設等の使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)が、その使用を取り消し、又は変更しようとする場合は、速やかに袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用(取消・変更)許可申請書(様式第1号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 使用許可の変更は他の使用に支障が生じない場合に限り許可する。

3 教育委員会は使用の取消し又は変更を許可したときは、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用(取消・変更)許可書(様式第2号)を使用者に交付するものとする。

(使用制限等の通知)

第12条 教育委員会は、条例第9条の規定により公民館及び市民会館の使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止した場合は袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用制限通知書(様式第3号)を交付する。

(特別設備の附加)

第13条 公民館及び市民会館の使用に際し、これを模様替えし、又は設備等を附加しようとする者は、第7条第1項の申請書にあわせて袖ヶ浦市公民館及び市民会館特別設備等許可申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(使用料の減免)

第14条 条例第17条の規定による使用料の減免は、別表に定めるところによる。

2 市内の公共的団体、社会教育関係団体、地域コミュニティ団体、福祉団体、NPO法人、高齢者団体及び障害者福祉団体が減免を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ登録をしなければならない。

(使用料の還付申請)

第15条 条例第18条ただし書の規定により還付を受けようとする者は、袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用料還付申請書(様式第5号)に使用料を納付したことを証する書面及び袖ヶ浦市公民館及び市民会館使用取消許可書を添えて教育委員会に提出しなければならない。

(使用料の還付)

第16条 条例第18条ただし書の規定により還付する使用料の額は、次の各号に定めるところによる。

(1) 条例第18条第1号に該当するとき 全額

(2) 条例第18条第2号に該当するとき 状況によりその都度教育委員会が定める。

(3) 条例第18条第3号に該当するとき 半額

2 条例第9条の規定により教育委員会がその使用を制限し、又はその許可を取り消し、若しくは停止させた場合は、前項の場合に準じ、その都度状況に応じて教育委員会が定める。

(プログラム等の提出)

第17条 映画、演劇、音楽、舞踊その他これに類する催し物をするために公民館及び市民会館を使用する場合、使用者は、あらかじめプログラム等を教育委員会に提出しなければならない。

(職員の立ち入り)

第18条 使用者は、関係職員が管理運営上必要と認める場合、会場に立ち入ることを妨げてはならない。

(使用後の点検)

第19条 使用者は、使用後関係職員にその旨を告げ、点検を受けなければならない。

2 点検の結果公民館及び市民会館施設等にき損又は紛失等があったときは、復元又は損害を賠償しなければならない。

(遵守事項)

第20条 使用者及び入館者は、次の事項を守らなければならない。

- (1) 入館人員は、収容定員を超えないこと。
- (2) あらかじめ指定された場所以外で火気を使用し、又は喫煙しないこと。
- (3) 建物その他の物件をき損又は汚損するおそれのある行為をしないこと。
- (4) 騒音を発し、暴力を用いる等、他人に迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- (5) 許可を受けないで、物品の販売をしないこと。
- (6) 所定の場所以外に立ち入らないこと。
- (7) 特に許可を受けたもののほか、所定の場所に備え付けた物件を移動しないこと。
- (8) その他職員の指示に違反し、公民館並びに市民会館の秩序をみだす行為をしないこと。

(入館の制限)

第21条 館長は、次の各号のいずれかに該当する者の入館を拒絶し、又は退館を命ずることができる。

- (1) 危険物、他人の迷惑になる物品若しくは動物(身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。)の類を携行する者
- (2) その他管理運営に支障があると認められる者

(広告類の掲示等禁止)

第22条 公民館及び市民会館内及びその敷地内においては、教育委員会が許可したもののほか、広告その他これに類するものを掲示若しくは配布してはならない。

(委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、公民館及び市民会館の管理運営に関し、必要な事項は館長が定める。

附 則

- 1 この規則は、昭和49年7月1日から施行する。
- 2 袖ヶ浦町公民館管理規則(昭和46年教育委員会規則第7号)は、廃止する。

附 則(昭和49年教委規則第5号)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和52年教委規則第6号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則(昭和53年教委規則第4号)

この規則は、昭和54年1月1日から施行する。

附 則(昭和54年教委規則第6号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則(昭和54年教委規則第7号)

この規則は、昭和54年5月1日から施行する。

附 則(昭和58年教委規則第4号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則(昭和60年教委規則第4号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則(昭和61年教委規則第4号)

この規則は、昭和61年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年教委規則第1号)

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則(昭和62年教委規則第8号)

この規則は、昭和62年11月1日から施行する。

附 則(昭和63年教委規則第2号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則(平成3年教委規則第5号)

この規則は、平成3年4月1日から施行する。

附 則（平成4年教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成4年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日になされた使用許可で、当該使用の日がこの規則の施行の日以後になるものに係る使用料の額は、改正後の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成6年教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第1号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定は、平成10年4月1日から適用する。

附 則（平成13年教委規則第4号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第17号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日になされた附属設備使用の許可で、当該使用の日がこの規則の施行の日以後になるものに係る附属設備使用料の額は、改正後の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成16年教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第7条及び第9条の改正規定は、平成17年2月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日になされた使用の許可で、当該使用の日がこの規則の施行の日以後の使用の許可は、改正後の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第9号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日において、次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日に当該右欄に掲げる職に命ぜられたものとみなす。

主事補	主事
技師補	技師

3 この規則の施行の前日において、袖ヶ浦市教育委員会吏員及び雇員に任命されていた者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日、袖ヶ浦市教育委員会職員に任命されたものとみなす。

附 則（平成23年教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則第7条の規定及び袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定は、平成23年6月1日以後の使用及び利用から適用し、平成23年5月31日以前の使用及び利用については、なお従前の例による。

附 則（平成25年教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第8号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（準備行為）

- 2 この規則による改正後の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則第14条第2項に規定する団体の登録に関し必要な行為は、この規則の施行の日前において行うことができる。

附 則（令和2年2月27日教委規則第7号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月22日教委規則第2号）

（施行期日）

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

別表（第14条関係）

使用区分	減免する額
(1) 市（市の行政機関及び市が加入している一部事務組合等を含む。）が、主催又は共催するとき。	全額
(2) 国又は他の地方公共団体が、行政目的のために使用するとき。	全額
(3) 市内の幼稚園、保育所、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が、教育又は保育活動で使用するとき。	全額
(4) 市内の公共的団体が、市の行政活動に協力する目的で使用するとき。	全額
(5) 市内の社会教育関係団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(6) 市内の地域コミュニティ団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(7) 市内の福祉団体、NPO法人が、その目的のために使用するとき。	全額
(8) 市内の高齢者団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(9) 市内の障害者福祉団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(10) その他使用目的の公益性から教育委員会が必要と認めるとき。	その都度決定する。

備考

- 市内の公共的団体とは、国、県又は市と協力して活動している団体をいう。
- 市内の社会教育関係団体とは、社会教育法（昭和24年法律第207号）第10条に規定する団体で、別に定める登録に関する基準を満たす団体をいう。
- 市内の地域コミュニティ団体とは、地域住民の福祉の向上のための活動を行っている団体をいう。
- 市内の福祉団体とは、市民福祉の向上を目的として活動する団体をいう。
- 市内の高齢者団体とは、半数以上が市内に在住する65歳以上の高齢者で構成する団体で、高齢者福祉の向上を目的とする団体をいう。

6 市内の障害者福祉団体とは、半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体で、障害者福祉の向上を目的とする団体をいう。

様式第1号(第7条、第11条関係)
 様式第1号(第7条、第11条関係)

袖ヶ浦市 公民館 使用(取消・変更)許可申請書 市民会館							
許可番号第 号				年 月 日			
袖ヶ浦市教育委員会 様		申請者 住所		TEL			
下記により		団体名及び代表者名 を使用(取消・変更)したいので申請します。					
使用日時	年 月 日	午前 時から	午後 時まで	使 用 員	男	女	計
行 事 名				入 場 料	徴収する 徴収しない		
使用内容							
使用日程	9 21						
使用室名	<input type="checkbox"/> 大ホール		<input type="checkbox"/> 中ホール		<input type="checkbox"/> 和室()		<input type="checkbox"/> 体育室
	<input type="checkbox"/> 会議室()		<input type="checkbox"/> 講義室		<input type="checkbox"/> 研修室		<input type="checkbox"/> 創作室
	<input type="checkbox"/> 調理実習室		<input type="checkbox"/> 多目的ホール		<input type="checkbox"/> 視聴覚室		<input type="checkbox"/> 保育室
	<input type="checkbox"/> アトリエ		<input type="checkbox"/> 陶芸室		<input type="checkbox"/> 野外ステージ		<input type="checkbox"/> 多目的室
使用設備	品 名						
	数 量						
使用責任者	氏 名				連絡先 TEL		
使用料	規定	円	減 免 額	円	減 免 条 項 規則第14条		
	追加	円					
決 裁	教 育 長	部 長	館 長	副 館 長		担 当	
備考							
許可番号 号							

様式第2号(第8条、第11条関係)
 様式第2号(第8条、第11条関係)

袖ヶ浦市 公民館 使用(取消・変更)許可書 市民会館								
							年 月 日	
許可番号第		号						
		様						
							袖ヶ浦市教育委員会 印	
下記により の使用(取消・変更)を許可する。								
使用日時	年 月 日	午前	時から	使 用 員	男	計		
	年 月 日	午後	時まで					女
行 事 名				入 場 料	徴収する 徴収しない			
使用内容								
使用日程	9 21							
使用室名	<input type="checkbox"/> 大ホール	<input type="checkbox"/> 中ホール	<input type="checkbox"/> 和室()	<input type="checkbox"/> 体育室	<input type="checkbox"/> 会議室()	<input type="checkbox"/> 講義室	<input type="checkbox"/> 研修室	<input type="checkbox"/> 創作室
	<input type="checkbox"/> 調理実習室	<input type="checkbox"/> 多目的ホール	<input type="checkbox"/> 視聴覚室	<input type="checkbox"/> 保育室	<input type="checkbox"/> アトリエ	<input type="checkbox"/> 陶芸室	<input type="checkbox"/> 野外ステージ	<input type="checkbox"/> 多目的室
使用設備	品 名							
	数 量							
使用責任者	氏 名				連絡先			
					T E L			
使用料	規定	円	減 免 額	円	減免条項 規則第14条			
	追加	円						
許可条件	袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例及び袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則を遵守すること。							
備考								

様式第3号(第12条関係)
 様式第3号(第12条関係)

袖ヶ浦市 公民館 使用制限通知書 市民会館			
			年 月 日
様			袖ヶ浦市教育委員会 印
使用責任者			
使用の日時	年 年	月 月	日 日 時から 時まで
使用の目的			
使用許可年月日	年 月 日	許可番号	第 号
制限する内容			

様式第4号（第13条関係）
 様式第4号（第13条関係）

袖ヶ浦市 公民館 特別設備等許可申請書 市民会館				
年 月 日				
袖ヶ浦市教育委員会 様				
申請人 住所 氏名				
使用の目的				
使用の日時	年 年	月 月	日 日	時から 時まで
特別設備等 の附加場所				
特別設備等を 必要とする理由				

公民館
 袖ヶ浦市 市民会館 使用料還付申請書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

申請者 住所 _____
 氏名(団体名及び代表者名)

年 月 日付け使用許可 号で許可のありました使用について

は、次の理由により使用できませんので、前納した使用料の [全部] [一部] を還付していただきたく申請いたします。

使用できない理由			
還付申請額			
納付済額			
使用予定日時	年 月 日(曜日)	午 前後 午 前後	時 分から 時 分まで
使用予定室名		附属設備	
備考			
(注) 添付書類	1 使用料領収書 2 使用取消許可書		

【参考資料 2】

○袖ヶ浦市公民館並びに市民会館運営審議会会議運営規則

昭和49年12月20日教委規則第9号

改正

平成14年2月28日教育委員会規則第9号

袖ヶ浦市公民館並びに市民会館運営審議会会議運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例（昭和49年条例第33号）第5条第5項の規定により、袖ヶ浦市公民館並びに市民会館運営審議会（以下「公民館運営審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委員長及び副委員長)

第2条 公民館運営審議会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定め、任期は、委員の任期とする。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときはその職務を代理する。

(会議)

第3条 公民館運営審議会委員会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、会議を主宰する。

2 会議は、委員定数の3分の2以上の委員が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議決は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(会議の招集)

第4条 会議招集は、開会日前3日までに通知しなければならない。ただし、急を要する場合は、この限りでない。

2 委員長は、会議開催通知に、日時、場所及び議件を付記しなければならない。

(定例会及び臨時会)

第5条 委員の会議は、定例会及び臨時会とする。

2 定例会は、年2回以上招集しなければならない。

3 臨時会は、必要と認める場合に、その議件に限り招集する。

4 会議招集の通知後に急を要する議件があるときは、前条第2項及び前項の規定にかかわらず、直ちに会議に付議することができる。

(説明、資料の要求)

第6条 委員は、会議において関係職員に対して説明又は資料の提出を求めることができる。

(関係職員の出席)

第7条 関係職員は、会議に出席して意見を述べることができる。

(会議の庶務)

第8条 公民館運営審議会の庶務は、市民会館において処理する。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員の会議に必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 袖ヶ浦町公民館運営審議会委員会議運営規則（昭和46年教育委員会規則第12号）は、廃止する。

附 則（平成14年教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

【参考資料 3】

○袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則

昭和46年11月3日教委規則第5号

改正

昭和49年4月1日教育委員会規則第1号
昭和50年3月28日教育委員会規則第1号
昭和51年5月1日教育委員会規則第6号
昭和52年3月23日教育委員会規則第1号
昭和52年3月31日教育委員会規則第3号
昭和53年4月1日教育委員会規則第1号
昭和54年3月1日教育委員会規則第2号
昭和55年3月25日教育委員会規則第1号
昭和56年4月1日教育委員会規則第3号
昭和57年3月29日教育委員会規則第7号
昭和58年3月14日教育委員会規則第2号
昭和58年9月7日教育委員会規則第8号
昭和60年3月29日教育委員会規則第4号
昭和61年8月27日教育委員会規則第13号
昭和63年3月30日教育委員会規則第1号
平成元年2月22日教育委員会規則第1号
平成2年3月29日教育委員会規則第3号
平成3年3月30日教育委員会規則第7号
平成4年3月31日教育委員会規則第2号
平成5年3月30日教育委員会規則第1号
平成6年3月31日教育委員会規則第3号
平成8年4月1日教育委員会規則第1号
平成9年3月31日教育委員会規則第3号
平成10年4月1日教育委員会規則第5号
平成13年3月30日教育委員会規則第3号
平成14年1月29日教育委員会規則第1号
平成15年6月23日教育委員会規則第3号
平成17年4月1日教育委員会規則第1号
平成18年2月3日教育委員会規則第1号
平成19年3月30日教育委員会規則第2号
平成20年2月29日教育委員会規則第1号
平成21年3月31日教育委員会規則第1号
平成23年3月1日教育委員会規則第1号
平成23年8月25日教育委員会規則第4号
平成24年12月20日教育委員会規則第3号
平成25年3月29日教育委員会規則第1号
平成26年3月31日教育委員会規則第3号
平成27年3月23日教育委員会規則第1号
平成27年3月23日教育委員会規則第3号
令和3年2月22日教育委員会規則第1号
令和3年6月25日教育委員会規則第5号

袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

- 第2章 教育委員会（第3条—第7条）
 - 第3章 教育長（第8条—第10条）
 - 第4章 教育委員会事務局（第11条—第22条）
 - 第5章 雑則（第23条）
- 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するために必要な組織及び運営の基本的事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第2条 この規則において、次に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）教育機関 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第30条に規定する学校その他の教育に関する施設をいう。
- （2）附属機関 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により設置される附属機関のうち教育委員会の所管に属するものをいう。
- （3）職員 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関に置かれる職員をいう。
- （4）委任 教育委員会が、その権限に属する事務の一部を教育長に委譲し、その権限を教育長の権限として、教育長の名と責任において事務を処理させることをいう。
- （5）代理 教育長が、教育委員会が成立しない場合において、教育委員会の権限に属する事務の一部を教育委員会に代わって処理することをいう。
- （6）専決 教育長以下の職員があらかじめ認められた範囲内で、教育委員会又は教育長に代わって決定し、又は決裁することをいう。

第2章 教育委員会

（会議の運営）

第3条 会議の運営は、袖ヶ浦市教育委員会会議規則（平成20年教育委員会規則第4号）及び袖ヶ浦市教育委員会傍聴規則（平成3年教育委員会規則第9号）の定めるところによる。

（委員協議会）

第4条 教育長は、調査又は研究を要するものがあると認めるときは、委員協議会を招集することができる。

（議決事項）

第5条 会議において議決する事項は、次のとおりとする。

- （1）教育行政の運営に関する基本方針（学校教育及び社会教育の基本的指導計画を含む。）を定めること。
- （2）教育委員会の規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。
- （3）予算その他議会の議決を要する事件の議案について、市長に意見を申し出ること。
- （4）教育機関を設置し、又は廃止すること。
- （5）教育機関の敷地を設定し、又は変更すること。
- （6）教育機関の施設の整備計画を定めること。
- （7）教育事務に係る特に重要な契約を結ぶこと。
- （8）職員の人事の方針を定めること。
- （9）県費負担教職員の任免その他の進退に関する内申に関すること。
- （10）教育長、部長、次長、参事、課長、副参事及び教育機関（小学校及び中学校を除く。）の長を任免すること。
- （11）職員（県費負担教職員を除く。）の分限（傷病による休職を除く。）及び懲戒の処分を行うこと。
- （12）附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
- （13）教育功労者を表彰すること。
- （14）幼稚園（袖ヶ浦市行政組織規則（平成3年規則第4号）第2条に規定する課等において所管する園を除く。以下同じ。）、小学校及び中学校の通学区域を設定し、又は変更すること。
- （15）教科書その他の教材の取扱いの方針を定めること。

- (16) 職員の研修の実施に関する方針を定めること。
- (17) 文化財の指定及び解除に関すること。
- (18) 教育委員会の活動の点検及び評価に関すること。
- (19) 教育委員会がその当事者である争訟に関すること。
- (20) 職員団体との重要な交渉に関すること。
- (21) 請願及び陳情に関すること。
- (22) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項

(臨時代理)

第6条 前条各号に掲げる事項の処理について、急施を要する等やむを得ない事情があるときは、教育委員会は、教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を最近の会議において報告しなければならない。

(教育長への委任)

第7条 教育委員会は、第5条及び次条に規定する事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

第3章 教育長

(教育長の専決)

第8条 教育長は、次に掲げる事務を専決することができる。ただし、第5条において規定する事務については、この限りでない。

- (1) 教育事務に関する契約を結ぶこと。
- (2) 職員（県費負担教職員を除く。以下次号において同じ。）の任免、給与その他の人事に関すること。
- (3) 教科書を採択すること。
- (4) 職員の研修を実施すること。
- (5) 幼稚園、小学校及び中学校の学級編制に関すること。
- (6) 市の負担金、補助金の交付に関すること。
- (7) 展覧会、講習会、研究会、競技会等の主催、共催又は後援に関すること。
- (8) 展覧会、競技会等において賞状を授与すること。
- (9) 学校職員の扶養手当の支給に係る認定及び確認に関すること。
- (10) 学校職員の住居手当の支給に係る認定及び確認に関すること。
- (11) 学校職員の通勤手当の支給に係る認定及び確認に関すること。
- (12) 本市を最後に退職する学校職員に感謝状を贈呈すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、教育委員会が必要と認めるものについては、最近の会議において報告しなければならない。

(事務の専決)

第9条 教育長は、所掌事務の処理について、部長又は課長及び教育機関の長に専決させることができる。

(教育長の職務代理者)

第10条 教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときの教育長の職務代理者は、あらかじめ教育長の指定する委員とする。

第4章 教育委員会事務局

(事務局の名称及び位置)

第11条 法第18条第1項の規定により設置された教育委員会の事務局（以下「事務局」という。）の名称及び位置は次のとおりとする。

名称	位置
袖ヶ浦市教育委員会事務局	袖ヶ浦市坂戸市場1番地1

(部及び課の設置)

第12条 事務局に、次に掲げる部及び課を置く。

部	課名

教育部	教育総務課
	学校教育課
	生涯学習課
	スポーツ振興課

(教育機関)

第13条 教育機関(学校を除く。)の種類及び所属は、次のとおりとする。

種類	所属
総合教育センター 学校給食センター	教育部学校教育課
市民会館 公民館 郷土博物館 図書館	教育部生涯学習課

(事務分掌)

第14条 第12条に規定する課の事務分掌は別表第1のとおりとし、前条に規定する教育機関の事務分掌は、別表第2のとおりとする。

(教育部長)

第15条 事務局に部長を置く。

2 部長は、教育長を補佐し、職員の担当事務を監督する。

(次長)

第16条 事務局に次長を置くことができる。

2 次長は、部長を補佐し、職員の担当事務を監督する。

(課長)

第17条 事務局の課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理する。

(副課長及び班長)

第18条 事務局の課に副課長及び班長を置くことができる。

2 副課長及び班長は、上司の命を受け、分掌を掌理し所属職員を指揮監督する。

(参事及び副参事)

第19条 事務局に参事及び副参事を置くことができる。

2 参事及び副参事は、上司の命を受け、担当事務を処理する。

(職員)

第20条 事務局に置く職員は、指導主事その他の職員とする。

(職及び職務)

第21条 前条に規定する職員の職及び職務は、第15条から第19条までに定めるもののほか、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
指導主事		上司の命を受け、学校教育に関する専門的事項の指導に従事する。
職員	主幹	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
	社会教育主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。
	文化財主事	上司の命を受け、文化財の保護活用に関し専門的技術的な調査、研究及び指導に従事する。
	副主幹	上司の命を受け、特命若しくは専門的調査、研究及び企画に関する事務に従事する。
	主査	上司の命を受け、特命若しくは専門事項の調査に従事する。
	副主査	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務に従事する。

主任主事	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般事務に従事する。
主任技師	上司の命を受け、高度の知識又は経験を必要とする一般技術に従事する。
主事	上司の命を受け、一般事務に従事する。
技師	上司の命を受け、一般技術に従事する。
学芸員	上司の命を受け、博物館の専門的事務に従事する。
司書	上司の命を受け、図書館の専門的事務に従事する。
事務補助員	上司の命を受け、主事等の職務を助ける。

(教育機関の職員)

第22条 教育機関の職員の職及び職務は、法令その他別に定めるもののほか、教育委員会規則で定める。

第5章 補則

(教育長への委任)

第23条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和49年教委規則第1号)

1 この規則は、昭和49年4月1日から施行する。

2 この規則の適用の際、現にこの規則で規定する職に相当する職にある者は、この規則の適用の日において、この規則の各相当職に命じられたものとみなす。

附 則 (昭和50年教委規則第1号)

この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

附 則 (昭和51年教委規則第6号)

この規則は、昭和51年5月1日から施行する。

附 則 (昭和52年教委規則第1号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年教委規則第3号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年教委規則第1号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年教委規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和55年教委規則第1号)

この規則は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和56年教委規則第3号)

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年教委規則第7号)

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年教委規則第2号)

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年教委規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年教委規則第4号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (昭和61年教委規則第13号)

この規則は、昭和61年11月1日から施行する。

附 則 (昭和63年教委規則第1号)

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成元年教委規則第1号）

この規則は、平成元年4月1日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第3号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成3年教委規則第7号）

（施行期日）

1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる課に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日に当該右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとみなす。

教育部社会教育課	教育部生涯学習課
袖ヶ浦町民会館	袖ヶ浦市民会館

附 則（平成4年教委規則第2号）

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第1号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成6年教委規則第3号）

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成9年教委規則第3号）

（施行期日）

1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課に勤務を命ぜられていた事務補助員の職にある職員は、別に辞令が発せられない限り、この規則の施行の日に当該右欄に掲げる部、課に勤務を命ぜられたものとみなす。

教育部庶務課	教育部学校教育課
--------	----------

附 則（平成10年教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年教委規則第3号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第1号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年教委規則第3号）

この規則は、平成15年7月1日から施行する。

附 則（平成17年教委規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第1号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年教委規則第2号）

（施行期日）

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前日において、次の表の左欄に掲げる職にある者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日に当該右欄に掲げる職に命ぜられたものとみなす。

主事補	主事
技師補	技師

3 この規則の施行の前日において、袖ヶ浦市教育委員会吏員及び雇員に任命されていた者は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日に、袖ヶ浦市教育委員会職員に任命されたものとみなす。

附 則（平成20年教委規則第1号）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年教委規則第1号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の日の前日において、次の表の左欄に掲げる部、課に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日に当該右欄に掲げる課に勤務を命ぜられたものとみなす。

教育部庶務課	教育部教育総務課
--------	----------

附 則（平成23年教委規則第1号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第4号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年教委規則第1号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年教委規則第3号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年教委規則第1号）

（施行期日等）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に在職する教育長が地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2項第1項の規定によりなお従前の例により在職する間については、この規則による改正後の袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第3条から第16条まで及び第21条の規定は適用せず、この規則による改正前の袖ヶ浦市教育委員会行政組織規則第3条から第16条の2及び第21条の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年教委規則第3号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（令和3年2月22日教委規則第1号）

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和3年6月25日教委規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表第1（第14条関係）

教育総務課

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 教育委員会の会議並びに請願及び陳情に関する事。
- (3) 教育行政の施策の総括及び各課の所掌事務に関する事。
- (4) 儀式及び顕彰に関する事。
- (5) 教育委員及び教育長の秘書に関する事。
- (6) 附属機関の委員の任免又は委嘱に関する事。
- (7) 職員の定数並びに任免、給与、分限、懲戒、服務及び人事記録その他人事に関する事。
- (8) 職員の研修（生涯学習課及び学校教育課において所掌するものを除く。）に関する事。
- (9) 調査、統計及び広報に関する事。
- (10) 文書の審査、受発及び保存に関する事。
- (11) 条例、規則及び訓令その他規程の制定又は改廃に関する事。
- (12) 教育委員会の所掌に係る予算に関する事。
- (13) 部内会議に関する事。
- (14) 議会との連絡に関する事。
- (15) 市行政機関との連絡調整に関する事。
- (16) 教育行政に関する相談に関する事。
- (17) 学校の設置及び廃止に関する事。
- (18) 教育財産の管理に関する事。
- (19) 教育施設の整備に関する事。
- (20) 学校施設台帳の整備保管に関する事。
- (21) 奨学資金に関する事。
- (22) 教育委員会の活動の点検及び評価に関する事。
- (23) 学校の物品の調達に関する事。
- (24) 学校の経理事務に関する事。
- (25) 学校の物品台帳の整備に関する事。
- (26) 公立学校共済組合に関する事。
- (27) 部内の連絡調整に関する事。
- (28) 部課内の庶務に関する事。
- (29) 教育に関する大綱の策定等の事務補助に関する事。
- (30) 総合教育会議の事務補助に関する事。
- (31) 前各号に掲げるもののほか、他の課に属さない事務

学校教育課

- (1) 学校の組織、編成及び管理運営に関する事。
- (2) 学齢児童・生徒の就学及び管理に関する事。
- (3) 学校の通学区域の設定及び変更に関する事。
- (4) 県費負担教職員の任免、その他の進退に関する内申及び服務に関する事。
- (5) 教科書その他の教材の取扱いに関する事。
- (6) 幼稚園に関する事。
- (7) 私立学校に関する事。
- (8) 学校保健及び学校安全に関する事。
- (9) 学校に勤務する職員、園児、児童及び生徒の健康診断に関する事。
- (10) 学校給食に関する事。
- (11) 幼稚園・学校の環境衛生に関する事。
- (12) 学校保健及び学校給食職員の研修に関する事。
- (13) 学校給食センターに関する事。
- (14) 事務補助員に関する事。
- (15) 学校教育における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事。

- (16) 幼稚園教育に関する専門的事項の指導に関すること。
- (17) 心身障害児の就学及び教育支援に関すること。
- (18) 総合教育センターに関すること。
- (19) 課の庶務に関すること。

生涯学習課

- (1) 社会教育（他課係の所掌に属するものを除く。以下同じ。）の振興に関すること。
- (2) 視聴覚教育の振興に関すること。
- (3) 生涯学習の推進に関すること。
- (4) 社会同和教育に関すること。
- (5) 社会教育施設の計画に関すること。
- (6) 社会教育委員に関すること。
- (7) 市民会館、公民館及び図書館に関すること。
- (8) 社会教育団体の育成及び指導に関すること。
- (9) 成人教育に関すること。
- (10) 高齢者教育に関すること。
- (11) 家庭教育に関すること。
- (12) 社会教育に従事する者の研修に関すること。
- (13) 社会教育に係る専門的、技術的事項に関すること。
- (14) 国際理解教育の推進及び交流活動の指導、助言に関すること。
- (15) 青少年対策に係る企画、調整及び推進に関すること。
- (16) 青少年問題の調査及び研究に関すること。
- (17) 青少年相談員に関すること。
- (18) 青少年教育に関すること。
- (19) 青少年健全育成に関すること。
- (20) 青少年問題協議会に関すること。
- (21) 青少年育成市民会議に関すること。
- (22) 地区会館に関すること。
- (23) 社会教育施設の利用に関すること。
- (24) 社会体育施設の利用に関すること。
- (25) 都市公園内における運動施設の利用に関すること。
- (26) 文化及び芸術の振興に関すること。
- (27) 文化行政の企画、調整及び推進に関すること。
- (28) 文化団体の育成及び指導に関すること。
- (29) 音楽、演劇、その他の芸術の発表会等の開催及びその奨励に関すること。
- (30) 文化財審議会に関すること。
- (31) 文化財の保護及び活用に関すること。
- (32) 埋蔵文化財の発掘調査に関すること。
- (33) 郷土博物館に関すること。
- (34) 課の庶務に関すること。

スポーツ振興課

- (1) 社会体育の振興に関すること。
- (2) スポーツ推進委員に関すること。
- (3) 社会体育指導者の養成に関すること。
- (4) 学校、社会体育における専門的事項の指導に関すること。
- (5) 学校体育施設の開放に関すること。
- (6) スポーツ関係団体の育成及び指導に関すること。
- (7) 総合型地域スポーツクラブに関すること。
- (8) 社会体育施設の利用に関すること。
- (9) 社会体育施設の維持管理に関すること。
- (10) 社会体育施設の整備計画に関すること。

- (11) 社会体育施設利用の総合調整に関する事。
- (12) 都市公園内における運動施設の利用に関する事。
- (13) 課の庶務に関する事。

別表第2 (第14条関係)

総合教育センター

- (1) 教育資料の収集、作成及び活用に関する事。
- (2) 教育関係職員の研修に関する事。
- (3) 教育内容の調査及び研究に関する事。
- (4) 教育相談に関する事。
- (5) 教育センター運営委員会に関する事。
- (6) 教育活動の普及に関する事。
- (7) 教育の情報化に関する事。
- (8) 学校図書館支援センターに関する事。
- (9) 児童生徒指導センターに関する事。
- (10) 外国語教育に関する事。
- (11) その他教育振興上必要な事項に関する事。
- (12) 公印の保管に関する事。
- (13) センターの庶務に関する事。

学校給食センター

- (1) 学校給食センターの財産の管理に関する事。
- (2) 学校給食センター運営委員会に関する事。
- (3) 学校給食の調理及び配送に関する事。
- (4) 学校給食の献立作成に関する事。
- (5) 食材料等の購入に関する事。
- (6) 学校給食費の賦課徴収に関する事。
- (7) 児童生徒の栄養指導に関する事。
- (8) 衛生管理に関する事。
- (9) 公印の保管に関する事。
- (10) センターの庶務に関する事。

公民館及び市民会館

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の処理に関する事。
- (3) 財産の管理及び利用に関する事。
- (4) 資料の収集及びその利用に関する事。
- (5) 広報及び情報の発信に関する事。
- (6) 公民館運営審議会に関する事。
- (7) 青少年講座の実施に関する事。
- (8) 青少年健全育成に関する事。
- (9) 青少年団体の育成に関する事。
- (10) 成人教育の実施に関する事。
- (11) 家庭教育学級の実施に関する事。
- (12) 成人団体の育成に関する事。
- (13) 高齢者教育の実施に関する事。
- (14) 成人式の実施に関する事。
- (15) 体育及びレクリエーションに関する講習並びに各種行事の実施に関する事。
- (16) 地域の社会教育関係団体機関との連絡に関する事。
- (17) その他諸講座に関する事。
- (18) 社会体育施設の内、長浦運動広場、根形運動広場、平岡運動広場の管理運営に関する事。
- (19) 社会体育施設の利用に関する事。
- (20) 都市公園内における運動施設の利用に関する事。

(21) 館の庶務に関する事。

郷土博物館

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の処理に関する事。
- (3) 財産の管理に関する事。
- (4) 博物館協議会に関する事。
- (5) 他の博物館及び関係団体との連絡調整に関する事。
- (6) 博物館の資料の収集、保護及び展示に関する事。
- (7) 博物館の資料の技術的専門的な調査研究に関する事。
- (8) 博物館資料に関する解説書、目録及び研究報告書等の作成に関する事。
- (9) 博物館資料の鑑査並びに貸出し及び交換に関する事。
- (10) 特別展覧会、講習会、研究会等の開催及び広報普及に関する事。
- (11) 市史に関する事。
- (12) 博学連携に関する事。
- (13) 博物館ボランティアに関する事。
- (14) 博物館の庶務に関する事。

中央図書館

- (1) 公印の保管に関する事。
- (2) 文書の処理に関する事。
- (3) 財産の管理及び利用に関する事。
- (4) 関係機関等との連絡調整に関する事。
- (5) 広報に関する事。
- (6) 図書館協議会に関する事。
- (7) 図書館の調査及び統計に関する事。
- (8) 図書館資料の資料計画に関する事。
- (9) 図書館資料の収集、整理及び保存に関する事。
- (10) 図書館資料の受贈に関する事。
- (11) 図書館奉仕の推進に関する事。
- (12) 図書館資料の貸出しに関する事。
- (13) 読書案内及び読書相談に関する事。
- (14) 利用者の調査研究に対する援助に関する事。
- (15) 図書室の運営に関する事。
- (16) 読書会、講演会、研究会等に関する事。
- (17) 児童奉仕の推進に関する事。
- (18) 障がい者サービスに関する事。
- (19) 市内の学校、公民館等関係機関との連携に関する事。
- (20) 地域、家庭文庫等の育成援助に関する事。
- (21) 図書館資料の相互貸借に関する事。
- (22) 図書館の電算システムに関する事。
- (23) 館の庶務に関する事。

長浦おかのうえ図書館

- (1) 図書館資料の貸出に関する事。
- (2) 読書案内及び読書相談に関する事。
- (3) 利用者の調査研究に対する援助に関する事。
- (4) 読書会、講演会、研究会等に関する事。
- (5) 児童奉仕の推進に関する事。
- (6) 障がい者サービスに関する事。
- (7) 市内の学校、公民館等関係機関との連携に関する事。
- (8) 地域、家庭文庫等の育成援助に関する事。
- (9) 図書館資料の相互貸借に関する事。

- (10) 文書の処理に関する事。
- (11) 財産の管理及び利用に関する事。
- (12) 関係機関等との連絡調整に関する事。
- (13) 広報に関する事。
- (14) 館の庶務に関する事。

平川図書館

- (1) 図書館資料の貸出に関する事。
- (2) 読書案内及び読書相談に関する事。
- (3) 利用者の調査研究に関する援助に関する事。
- (4) 読書会、講演会、研究会等に関する事。

【参考資料 4】

○袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則

昭和61年4月1日教委規則第6号

改正

昭和62年3月24日教育委員会規則第3号
昭和63年3月30日教育委員会規則第3号
平成2年3月27日教育委員会規則第2号
平成5年3月30日教育委員会規則第2号
平成7年6月29日教育委員会規則第4号
平成8年6月28日教育委員会規則第4号
平成10年3月31日教育委員会規則第4号
平成14年4月1日教育委員会規則第22号
平成16年4月1日教育委員会規則第6号
平成17年11月29日教育委員会規則第11号
平成18年2月3日教育委員会規則第2号
平成23年3月1日教育委員会規則第2号
平成26年12月25日教育委員会規則第10号
令和3年3月25日教育委員会規則第4号
令和4年2月22日教育委員会規則第2号

袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例（昭和61年条例第4号。以下「条例」という。）第21条の規定により袖ヶ浦市社会体育施設（以下「体育施設」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(利用の手続等)

第2条 条例第9条第1項の規定により、体育施設を利用しようとする者（プールの個人利用及びトレーニングルーム利用を除く。以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市社会体育施設利用（取消・変更）許可申請書（様式第1号。以下「許可申請書」という。）を指定管理者に提出しなければならない。

2 申請者（本市に在住、在勤又は在学している者（以下「市内利用者」という。）に限る。）は、特別な場合を除き、体育施設を利用しようとする日の属する月の前々月の1日から15日までの間に申請の予約を行わなければならない。この場合において、一の体育施設に複数の予約があったときは、当該施設を管理する指定管理者（以下「許可権限者」という。）は当該施設の利用許可を申請できる者（以下「予約申請者」という。）を抽選により選ぶものとし、当該予約をした者が1人であるときは、その者を予約申請者とする。

3 前項の抽選は、体育施設を利用しようとする日の属する月の前々月の16日に行う。

4 予約申請者となった者は、体育施設を利用しようとする日の属する月の前々月の17日から25日までの間に許可申請書を提出し許可権限者の許可を受けなければならない。この場合において、許可権限者の許可を受けることができなかつた予約申請者は、その資格を失う。

5 許可権限者は、第2項前段に規定する申請の予約を行う期間に予約を行う者が存在しないときは、その期間の翌日後に、予約申請者となった者がその予約を取り消したとき及び前項後段の規定により予約申請者がその資格を喪失したときは、当該事実が発生した日以後に、最も早く予約を行った申請者（体育施設を利用しようとする日の属する月の前々月の25日までに予約を行える申請者は、市内利用者に限る。）を予約申請者とする。

6 前項の規定により予約申請者となった者は、当該予約に係る体育施設を利用しようとする日の3日前までに許可申請書を提出し許可権限者の許可を受けなければならない。この場合において、許可権限者の許可を受けることができなかつた予約申請者は、その資格を失う。

7 許可権限者は、体育施設を利用しようとする日の2日前において予約を行う者が存在しないときは、同日以後最も早く予約を行った申請者を予約申請者とする。この場合において、当該予約申請

者は、当該予約に係る体育施設を利用しようとする日までに許可申請書を提出し許可権限者の許可を受けなければならない。

8 申請者は、映画、音楽、興行等これらに類する催し物をする場合は、利用計画書を許可申請書に添付しなければならない。

(利用の許可)

第3条 許可権限者は、体育施設の利用を許可したときは、袖ヶ浦市社会体育施設利用(取消・変更)許可書(様式第2号。以下「許可書」という。)を申請者に交付する。ただし、プールの個人利用及びトレーニングルーム利用の場合は、自動券売機の発行券をもってこれに代えるものとする。

(利用許可の順序)

第4条 利用許可の順序は、申請の順序によりこれを行う。ただし、許可権限者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(連続利用の制限)

第5条 同一利用者は、同一施設を引き続き5日を超えて利用することができない(プールの個人利用及びトレーニングルーム利用は除く。)。ただし、施設の管理上支障がないとき、又は許可権限者が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(利用時間)

第6条 体育施設の利用時間は、許可権限者の利用許可を受けた時間とし、準備及び現状回復に要する時間を含めるものとする。

2 体育施設の利用開始後の時間の延長は認めない。ただし、他の利用に支障がなく許可権限者がこれを認めたときは、この限りでない。

(利用制限の通知)

第7条 許可権限者は、条例第11条の規定により、体育施設の利用についてその許可を取り消し、又はその利用を制限したときは、袖ヶ浦市社会体育施設利用制限通知書(様式第3号)により利用者に通知するものとする。

(特別設備等の設置)

第8条 体育施設の利用に際し、これを模様がえし、又は特別設備等を設置する場合は、許可申請書にあわせて袖ヶ浦市社会体育施設特別設備等設置許可申請書(様式第4号)を提出しなければならない。

(利用の取消し及び変更)

第9条 利用者がその利用を取り消し、又は変更しようとする場合は、速やかに許可申請書を許可権限者に提出しなければならない。

2 利用許可の変更は、他の利用に支障の生じない場合に限り許可する。

3 許可権限者は、利用の取消し又は変更を許可したときは、許可書を利用者に交付するものとする。

(使用料の徴収)

第10条 使用料は、利用の許可と同時に徴収する。

2 国又は地方公共団体が納入すべき使用料は、前項の規定にかかわらず別に納期を指定して徴収することができる。

(使用料の減免)

第11条 条例第16条の規定による使用料の減免は、別表に定めるところによる。

2 市内の公共的団体、地域コミュニティ団体、福祉団体、NPO法人、高齢者団体及び障害者福祉団体が減免を受けようとするときは、別に定めるところにより、あらかじめ登録をしなければならない。

(使用料の不還付)

第12条 条例第17条ただし書の規定による使用料の還付は、次に定めるところによる。

(1) 災害その他利用者の責めによらない理由により利用できなかったとき。 全額

(2) 利用者が、利用期日の7日前までに利用の取消しを申し出たとき。 半額

(3) 条例第11条の規定により許可権限者がその利用を制限し、又はその許可を取り消した場合は、その都度状況に応じて教育委員会が定める。

2 前項の規定により、使用料の還付を受けようとする者は、袖ヶ浦市社会体育施設使用料還付請求書(様式第5号)に使用料を納入したことを証する書類を添えて教育委員会に提出しなければならない。

ない。

(利用後の点検)

第13条 利用者は、利用後関係職員にその旨を告げて点検を受けなければならない。

(遵守事項)

第14条 利用者及び入場者は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 入場人員は、許可人員を超えないこと。
- (2) 所定の場所以外に立入らないこと。
- (3) 特に許可を受けた者のほか、所定の場所に備え付けられた物件を移動しないこと。

(入場の制限)

第15条 許可権限者は、危険物、他人の迷惑になる物品若しくは動物（身体障害者が同伴する身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条第1項に規定する身体障害者補助犬を除く。）の類を携行する者について、入場を拒絶し、又は退場を命ずることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和61年4月1日から施行する。
(袖ヶ浦町営総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則等の廃止)
- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
 - (1) 袖ヶ浦町営総合運動場の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和55年教育委員会規則第3号）
 - (2) 袖ヶ浦町臨海スポーツセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（昭和54年教育委員会規則第12号）

附 則（昭和62年教委規則第3号）

この規則は、昭和62年4月1日から施行する。

附 則（昭和63年教委規則第3号）

この規則は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年教委規則第2号）

この規則は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成5年教委規則第2号）

この規則は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成7年教委規則第4号）

この規則は、平成7年9月1日から施行する。

附 則（平成8年教委規則第4号）

この規則は、平成8年7月25日から施行する。

附 則（平成10年教委規則第4号）

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則（平成14年教委規則第22号）

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成16年教委規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。ただし、第4条及び第6条の改正規定は平成17年2月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の前になされた使用の許可で、当該使用の日がこの規則の施行の日以後の使用の許可は、改正後の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成17年教委規則第11号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成18年教委規則第2号）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成23年教委規則第2号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の袖ヶ浦市公民館並びに市民会館の設置及び管理等に関する条例施行規則第7条の規定及び袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第2条の規定は、平成23年6月1日以後の使用及び利用から適用し、平成23年5月31日以前の使用及び利用については、なお従前の例による。

附 則 (平成26年教委規則第10号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 この規則による改正後の袖ヶ浦市社会体育施設の設置及び管理に関する条例施行規則第11条に規定する登録に関し必要な行為は、この規則の施行の日前において行うことができる。

附 則 (令和3年3月25日教委規則第4号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月22日教委規則第2号)

(施行期日)

- 1 この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の様式による用紙は、この規則の施行後においても当分の間、使用することができる。

別表 (第11条関係)

使用区分	減免する額
(1) 市(市の行政機関及び市が加入している一部事務組合等を含む。)が、主催又は共催するとき。	全額
(2) 国又は他の地方公共団体が、行政目的のために使用するとき。	全額
(3) 市内の幼稚園、保育所、保育園、認定子ども園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校が、教育又は保育活動で使用するとき。	全額
(4) 市内の公共的団体が、市の行政活動に協力する目的で使用するとき。	全額
(5) 施設の指定管理者や管理運営団体が、施設の管理運営の目的で使用するとき。	全額
(6) 市社会教育関係団体連絡協議会に加入する団体(当該団体の傘下の団体は含まない。)が、その目的のために使用するとき。	全額
(7) 市内の地域コミュニティ団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(8) 市内の福祉団体、NPO法人が、その目的のために使用するとき。	全額
(9) 市内の高齢者団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(10) 市内の障害者福祉団体が、その目的のために使用するとき。	全額
(11) その他使用目的の公益性から教育委員会が必要と認めるとき。	その都度決定する。

備考

- 1 市内の公共的団体とは、国、県又は市と協力して活動している団体をいう。
- 2 市内の地域コミュニティ団体とは、地域住民の福祉の向上のための活動を行っている団体をいう。
- 3 市内の福祉団体とは、市民福祉の向上を目的として活動する団体をいう。
- 4 市内の高齢者団体とは、半数以上が市内に在住する65歳以上の高齢者で構成する団体で、高齢者福祉の向上を目的とする団体をいう。
- 5 市内の障害者福祉団体とは、半数以上が市内に在住する障害者で構成する団体で、障害者福祉の向上を目的とする団体をいう。
- 6 社会体育施設で個人利用料金の設定がある施設で、障害者本人が個人利用した場合、全額減

免とする。

様式第1号(第2条、第9条関係)

様式第1号(第2条、第9条関係)

袖ヶ浦市社会体育施設利用(取消・変更)許可申請書

年 月 日

利用許可番号

様

申請者(団体の場合は申請者)

住 所

氏 名

電 話 ()

下記のとおり社会体育施設を利用(取消・変更)したいので申請いたします。

利 用 施 設 名									
利 用 日 時	年	月	日	時	分	から	時	分	まで
	年	月	日	時	分	から	時	分	まで
利 用 人 員								名	
利 用 内 容 (日程等)									
利 用 設 備	品 名								
	数 量								
規 定 使 用 料	円			減免額	円		減免規則第	項	該当
備考(取消、変更理由)									

袖ヶ浦市社会体育施設利用(取消・変更)許可書

年 月 日

利用許可番号

様

印

下記のとおり社会体育施設を利用(取消・変更)を許可する。

利用施設名							
利用日時	年	月	日	時	分から	時	分まで
	年	月	日	時	分から	時	分まで
利用人員	名						
利用内容 (日程等)							
利用設備	品名						
	数量						
規定使用料	円		減免額		円		減免規則第 項該当
備考(取消、変更理由)							

袖ヶ浦市社会体育施設利用制限通知書

年 月 日

様

印

利用責任者			
利用日時	年 月 日 時 分から 年 月 日 時 分まで	時 分まで 時 分まで	
利用目的			
利用許可年月日	年 月 日	許可番号	号
制限する内容			

袖ヶ浦市社会体育施設特別施設等設置許可申請書

年 月 日

様

申請者 住所
氏名

利 用 目 的	
利 用 日 時	年 月 日 時 分から 時 分まで 年 月 日 時 分から 時 分まで
特 別 施 設 等 の 付 加 場 所	
特別設備を必要とする理由	

袖ヶ浦市社会体育施設使用料還付請求書

年 月 日

袖ヶ浦市教育委員会 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け利用許可 第 号で許可のありました袖ヶ浦市社会体育施設の利用については、次の理由により利用できませんので、前納した使用料の還付をしていただきたく申請いたします。

利用できない理由	
還 付 申 請 額	
納 付 済 額	
備考	

(注) 添附書類 1 使用料領収書
2 利用取消許可書

【参考資料 5】

○袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

令和5年2月21日教委規則第2号

袖ヶ浦市教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定により、袖ヶ浦市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務の一部を、市長の補助機関である職員に補助執行させることに関し、必要な事項を定めるものとする。

(補助執行)

第2条 教育委員会は、転入及び転居の届出に伴う小学校及び中学校の転入学通知書の交付に関する事務を市長の補助機関である職員に補助執行させるものとする。

(委任)

第3条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。